



對譯  
日本商業實務讀本  
全

東方印書館發行

M8  
F733.13  
1

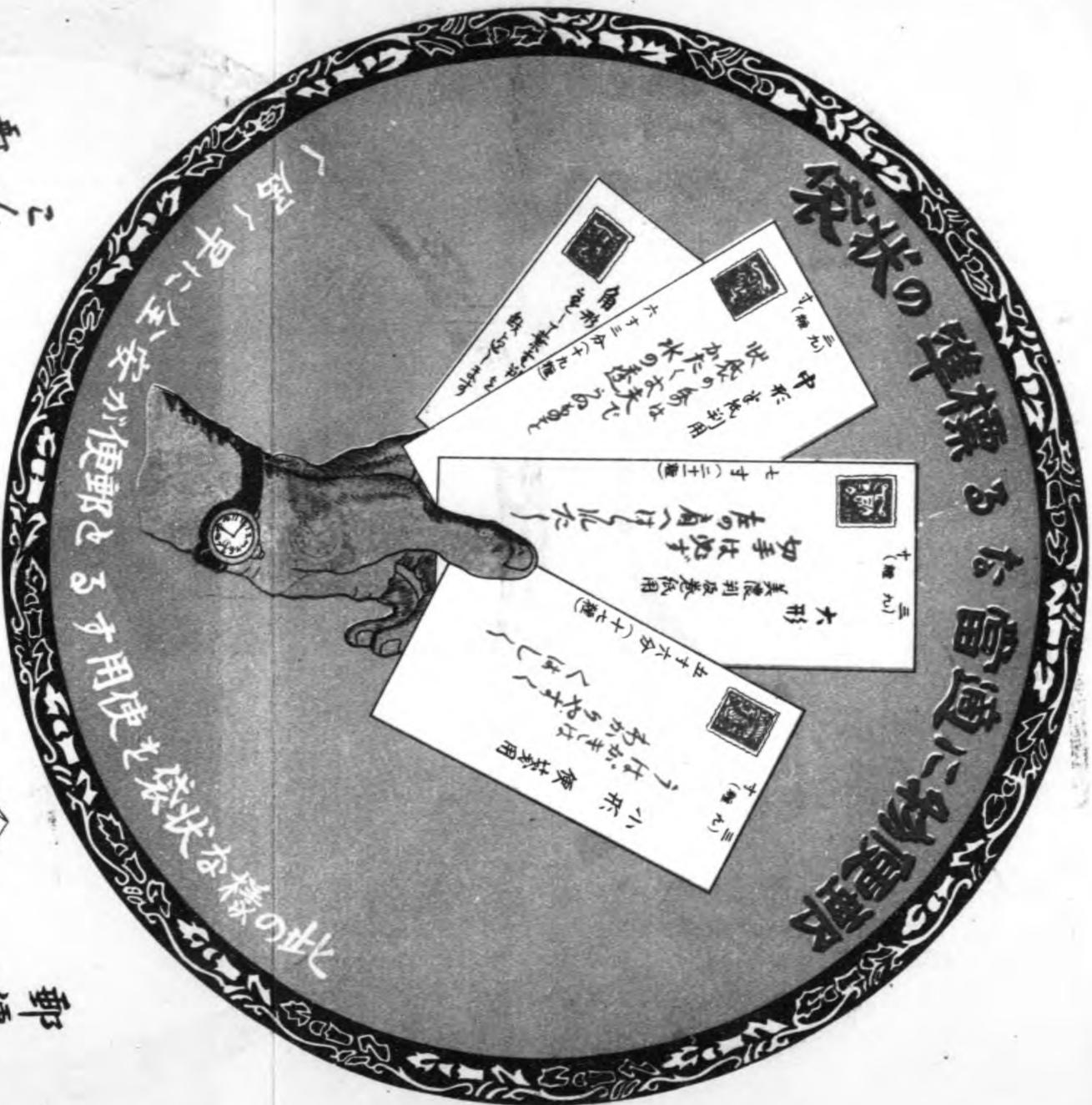


3 0790 4439 6



對譯  
日本商業實務讀本  
全

行發館書印方東



こんな  
袋に入れた  
郵便は配達が遅れたり  
破れたりします



郵便物に不適當たる  
●●●  
袋状の一列

# 省信憑

圖 縮一タスボの筒封

對譯 日本商業實務讀本

例 言

一、近來隨着日滿華三國間商業交易愈加瀕繁，滿華兩國人士欲研究日本商業實務及商業上所用的日文者亦愈加多。著者鑑於此，爲補充這種要求起見，編纂本書。

一、本書的取材完全網羅日本商業實務上的全般。

一、本書內各處插入很多的圖畫和日本商法所定的呈報書類及商業帳簿的諸形式，以圖研究上的便利。

一、本書的假名用法，除所變化之語尾外，皆依據表音式假名用法。

昭和十二年八月

著 者 識

對譯 日本商業實務讀本 目次

第一課 商業……………	一
第二課 商人と使用人……………	三
第三課 資本……………	八
第四課 店舗……………	三三
第五課 商號と商標……………	一五
第六課 商業書信……………	三三
第七課 廣告……………	三七
第八課 特許意匠實用新案……………	四
第九課 郵便……………	四
第十課 電信……………	五
第十一課 電話……………	五
第十二課 郵便爲替……………	六
第十三課 郵便振替貯金……………	七
第十四課 約束手形……………	六

第十五課 爲替手形……………	六
第十六課 小切手……………	九
第十七課 賣買……………	一〇
第十八課 品質と數量……………	一〇
第十九課 受渡の時期と場所……………	二三
第二十課 商品の發送……………	二六
第二十一課 代價……………	二三
第二十二課 代金の支拂……………	二五
第二十三課 小賣業と卸賣業……………	二九
第二十四課 代理業と仲立業……………	三三
第二十五課 委託賣買と問屋業……………	三三
第二十六課 商品の仕入と整理……………	四〇
第二十七課 商品の販賣……………	四〇

對譯 日本商業實務讀本目次 終

對譯 日本商業實務讀本

第一課 商業

商業 像那綢緞莊由紡織的地方買來綢緞再把他賣出去、或如糧食店由農家買來大米再把他賣出去、凡是從一處買來賣給一處的業務就叫做買賣業、建設倉庫保存貨物的業務叫做堆棧業、以火車・輪船等運送旅客・貨物的業務叫做運送業、通融款項的業務叫做銀行業、管理・運用財產的業務叫做信託業、聚集保費於其因不時的災難等而生事故之時救濟之的業務叫做保險業、像這些

第一課 商業

商業 吳服屋が織元から吳服を買入れて販賣し、米屋が農家から米を買入れて販賣するように、一方から買入れて一方に販賣する業務を賣買業といひ、倉庫を建て、貨物を保管する業務を倉庫業といひ、汽車・汽船等で旅客貨物を運送する業務を運送業といひ、資金を融通する業務を銀行業といひ、財産を管理運用する業務を信託業といひ、掛金を集め不時の災難等によつて事故が生じた際救済する業務を保險業といひ、是等の賣買業・倉庫業・運送業・



(南)

買賣業・堆棧業・運送業・銀行業・信託業・保險業等專爲營利而辨的時候、統稱爲商業。

商業是與農業・工業等不同、雖不能直接的生產物品、然其效益比農業・工業等有勝無劣的、不但由買賣業能使農家或製造家等所生產的物品、可以極便利的買賣、有無相通、而且由那堆棧業於不用之時貯存以供有用時之需要、由運送業從不用之地運至有用之地、由銀行存人之不用資金放於有用之人、由信託業能將死藏或可消失的財產、有效的運用・管理之、由保險業聚集大多數人的零細資金可以於發生死亡災害等事

銀行業・信託業・保險業等が營利の爲に行はれるときはすべて商業と稱せられる。

商業は農業工業などと異なり直接物品を生産しないけれども、その效益は農業工業等に比べて決して勝るとも劣るものではない。賣買業によつて農家や製造家等が生産した物品が、極めて便利に賣買せられ有無相通するのみならず、倉庫業によつて不用の時に貯へて有用の時に供給し、運送業により不用の地から有用の地に運び、銀行業により不用の人から資金を預つて有用の人に貸附け、信託業により死藏又は消失せられる財産を有効に管理運用し、保險業によ

故之時、救濟之他的效益莫不逞  
放棄的了。

像是這個樣子由商業能使我們  
受非常的便宜、相依互助、完成  
人類共同的生活、所以凡是從事  
於商業者對於此點、總要深加注  
意、不宜妄逞私慾妄圖私利、致將  
分量及品質等瞞哄或犯背約等  
事、須常存以商業爲對國家社會  
盡義務、而得其正當利益、以爲  
報酬的心緒好。

## 第二課 商人與使用人

多數の人人から僅つづ集めた資金で、死亡災害等の  
事故が生じた際救濟せられる等、その效益あげて數  
へられない位である。

かように商業により、我等は非常な便宜を受け互  
に相依り相助けて、人類の共同生活を全うするもの  
であるから商業に従事するものは深く此の點を考へ  
て、數量や品質をこまかしたり約束に背いたりなどし  
て、妄りに私利私慾を圖ることなく、商業を以て大に  
國家社會に盡し、その報酬として正當な利益を得る  
ように心掛けねばならぬ。

## 第二課 商人と使用人

所謂商人者即是以自己的名義經營商業、於營業的結果、得到利益的時候、自己收得、蒙受損失的時候、自己負擔的營業主人。故此如店員等雖被營業主人雇用、從事於買賣及其他商業者、然而因爲不用自己的名義、又不任負擔營業上的損益、所以不得謂之商人。

商業使用人、在多數商店、只由營業主人一人不能辦理一切業務、須要使用他人、以使補助業務的一部分或全部。如此被營業主人雇用、領受薪水或津貼而從事於商業者、是爲商業使用人、使用人的區別有三、即經理・掌櫃・

商人とは自己の名義で商業を営み、營業の結果利益を生じた時は之を收得し、損失を生じた時は之を負擔する營業主である。故に店員等の如く、營業主に雇はれ賣買その他の商業に従事するとも、自己の名義を用ひず、又營業上の損益を負擔しないものは商人と云ふことができない。

商業使用人 多くの商店では、營業主のみで凡ての業務を取扱ふことが出来がたいから他人を使用して業務の一部又は全部を補助せしめてゐる。かように營業主に雇はれ、給料又は手當を貰つて商業に従事する者は商業使用人で、支配人番頭手代及

夥友及其他使用人。

經理是得代理營業主人執行營業上的一切業務的使用人、所以經理對於營業上的所作所爲、營業主人須負一切責任。再者經理能代替營業主人選任或解雇掌櫃・夥友以下的使用人。經理因在使用人中如此重要、故當選任與解任的時候、須得到初級審判廳註冊。又因經理須代理營業主人執行業務、所以若不得營業主人之允許不得私自經營商業或爲營

びその他の使用人の三つに區別せられる。

支配人とは營業主に代つて、營業上的一切の業務を行ふことができる使用人であるから、支配人が營業上なしたことについては、營業主が凡てその責任を負はなければならぬ。又支配人は營業主に代つて、番頭手代以下の使用人を選任したり、解雇することが出来る。支配人はかく使用人中最も重要なものであるから、之を選任した時と解雇した時には區裁判所に登記しなければならぬ。支配人は又營業主に代つて業務を行はねばならぬものであるから、その承諾なくしては、自ら商業を営み又は營業

業主人以外の他人經營商業。

業權與影計即如那販賣股或辦貨股、係被營業主人委任一部分或某特定事務的、使用人而對於其被委任的事務與經理相同、可以從事一切的行爲、故此營業主人對於該等之行爲、亦須負擔責任。現在的課長・主任等皆均屬於此。

其他的使用人是受營業主人或上級使用人的指揮命令、而動作的最下級使用人、所以若未受營業主人或經理的特別命令、不能像那掌櫃・夥友等代營業主人執行業務。書記・店員・學生意的・小徒弟等皆屬於此。

主以外的人の爲に、商業を營むことが出来ない。

番頭と手代は販賣係又は仕入係等の如く營業の一部又は或るきまつた事務を委任せられた使用人で、委任事務に就いては支配人同様一切の行爲をなすことができるから、之に對しては營業主は責任を負はなければならぬ。今日の課長・主任等は之に屬する。

其他の使用人は營業主又は上級使用人の指揮命令を受けて働く最下級の使用人で、營業主又は支配人から特に命ぜられなければ、番頭手代等のように營業主に代つて業務を行ふことが出来ない。

使用人の選任與待遇 商業使用人爲營業主人之手足、以從事於營業者、故延聘的適才與否與營業的盛衰有莫大的關係、故當選任之際、不可拘泥於情面等事、務必詳察人物・品行・學識・經驗・健康、年齡等以求適任之人才、且既選任之後、因欲加以指導訓練、則必與以充分的待遇、按照本人的技能・勤惰・成績等分明賞罰、使其向上進取之道、薪水・花紅等亦須公道勿使有不平之鳴、更要對其疾病・災難等事預設保護之法、以使他們各得安心勤勉職業、可以十分發揮能力、纔好啊。

書記店員・丁稚・小僧等が之に屬する。

使用人の選任と待遇 商業使用人は營業主の

手足となつて營業に従事する者で、適才を得ると否と

は營業の盛衰に大なる關係があるから、選任の際には

情實等に拘はれることなく、よく人物・性行・學識・經

験・健康・年齢等を調べて適才を求め、又選任の上はよ

く指導・養成する積りで十分の待遇を與へ、本人の技

倆・勤惰・成績等によつて賞罰を明にし向上進歩の道

を與へ、俸給・賞與等を公平にして不平なからしめ、

又病氣・災難等に對する保護法を設け安心して業務

に精勵し、十分の能力を發揮せしめるようにしなけ

使用人の心得 茲將其主要者開列於左。

一、當選擇適於自己的性情・技能・體力等的業務。

二、不可妄自變更職業。

三、須勉勵職務且圖改良進步。

四、要注意衛生、研究知識技能、修養德行。

五、須以快活的平和的精神交人接物。

六、當堅忍不拔、戰勝困難、對於心中不滿善能忍耐。

第三課 資本

資本 因欲經營商業總須要店

ればならぬ。

使用人の心得 その主なるものを次に示す。

一 自分の性質・技能・體力等に適した業務を選ぶこと。

二 妄りに職業を變更しないこと。

三 業務に精勵しその改良進歩を圖ること。

四 健康に注意し、知識技能を研ぎ、徳性を涵養すること。

五 快活な平和な精神を以て人と物に接すること。

六 堅忍不拔、困難に打勝ち不満に耐ふること。

第三課 資本

資本 商業を営む爲には店舗・什器その他種々の

鋪・器具以及其他種々物品和資本金。

所謂資本即是在營業上所使用的一切財產、世俗亦叫做本錢。資本是經營商業的根基、所以營業的大小・信用的厚薄等均由此生出差異、故商人須要努力積蓄資本。

資本因觀察法而得分爲多種。自出資本與借入資本、自出資本是營業主人自己拿出來的資本、借入資本是目別人借來的資本。

商人若能只以自己的資本經營商業、是極其安全甚所希望的、然而當那利益確實的時候、資本

物品や資金を要する。

資本とはかように營業上に使用せられる一切の財産で、俗に元手とも稱せられる。資本は營業をなす基となるもので、營業の大小・信用の厚薄等之によつて相違を生ずるから、商人は資本を蓄積するやう努めねばならぬ。

資本は見方によつて種々に分類せられる。

元入資本と借入資本、元入資本とは營業主が出した資本で、借入資本とは他人から借入れた資本である。商人が元入資本だけで營業するのは極めて安全で望ましいことであるが、利益確實なる場合

如果不敷、即使借來資金使用也決沒有什麼不可的。借入款項當以低利借入必需的額數、一至不用時候、則當即時歸還。倘若借入重利的資金或留無用的借款是均非常的不利啊。

有形資本與無形資本 有形資本是如土地・房屋・銀錢・器具・商品等的有形財產、無形資本是字號的信用和特許權等的無形財產。誠實營業多年所得的信用雖是眼不見的、然而能招徠多數的主顧、增添營業利益的最有力的資本、故此商人亦須努力增加這種無形的資本纔好。

に資金が不足するときは、借入金を用ひるのも決して悪いことではない。借入金は低利で必要額だけを借入れ、不要となつた時は直ぐに返却しなければならぬ。高利の資金を借入れ、又は不用の借入金を遊ばしておくのは、非常な不利益である。

有形資本と無形資本 有形資本とは土地・家屋・金・銭・什器・商品等の如き有形の財産で、無形資本とは店の信用や特許權等の如き無形の財産である。多年誠實に營業して得た信用は目に見えぬが、多數の顧客を引附けて營業利益をあげるに有力な資本であるから、商人は此の無形の資本を増すことにも努め

ねばならぬ。

固定資本と流動資本 固定資本とは土地・店舗・機械等

の如く何回も同一の用途に使用できる財産で、流動資本とは一回使用するときには再び繰返して同一の用途に使用できない金銭・商品等の如き財産である。従つて固定資本は營業中容易に資金に變へられないが、流動資本は容易に資金に變へられる。

買賣業・銀行業・保險業等需要流動資本最多、然而鐵道業・海運業・堆棧業等是要很多的固定資本。

資本與營業 營業の種類・大資本と營業 營業の種類・大小範圍等は資本の多

要する。

小・範圍等是依資本的多寡而定  
の、故此商人須視其資本之多少  
而營業之、若經營與資本不相當  
の過大的營業之時、致使開支不  
靈以至於毀損信用、又如不顧營  
業之大小投入過分的資本之時、  
以致經營流於散漫消耗多數經  
費、以上皆非確實經營商業之道、  
所以容易招致失敗。

資本的運用 靈敏運用資本乃  
爲得到利益的秘訣、雖然資本不  
多若是運用的回數一多、可得大  
利、而資本雖大若是運用回數甚  
少、也不能得到多大的利益。故  
此無論經營何項等商業、雖每次  
得利益甚少、依靠多行交易以圖

少によつて定まるものであるから、商人は資本の高に  
應じて營業しなければならぬ。資本不相應な過大  
の營業をするときは、支拂に滞りを生じ信用を害す  
るに至り、又營業の割合に過分の資本を投ずるとき  
は、經營が放漫に流れ費用が多くなかり、何れも堅實  
な營業振りでないから失敗を招き易い。

資本の運用 資本を速く運用するのは利益をあげ  
る秘訣で、小資本も運轉回數多ければ大利益をあげ、  
大資本も運轉回數少ければ小利益しかあげられ  
ぬ。故に如何なる種類の商業に於てもたとひ一度の  
利益は少くとも多くの取引によつて利益を増すよう

增加利益纒好。

#### 第四課 店 鋪

店鋪即是商人營業的場所、因其位置、及構造等、於營業的盛衰有莫大的關係、所以總要考察營業的種類、狀況、主顧的性質、範圍等、選擇適當的場所、注意設備等項纒好。

店鋪的位置雖因營業的種類、資本的大小不能相同的、然而一般通以交通便利、營業上適宜的商業中心地為最好。更如零賣舖戶、與一般主顧相周旋的商人、與其吝惜經費在那往來人少的地方營業則不如選擇經費稍多往來

に努めなければならぬ。

#### 第四課 店 鋪

店鋪とは商人が營業する場所、その位置構造等によつて營業の盛衰に大なる關係があるから、營業の種類、顧客の性質、範圍等を考へて、適當の場所と設備とを用意しなければならぬ。

店鋪の位置は營業の種類、資本の大小等により同一にいふことはできないが、一般に交通の便利よく營業上都合のよい商業の中心地が最もよい。殊に小賣商店の如く、一般の顧客を相手とする商人は、費用を吝んで人通りの少い場所、で營業するよりも、多少經費を

人多的繁華地方、賣項既多結果  
倒是有利的。

店舖的構造 店舖的美醜・大  
小是第一要引顧客注目的、堅實  
的構造是自然的使人相信・號中  
殷實妥靠、粗雜的店舖使人覺察  
其基礎薄弱、甚至內部的商品也  
被其看做粗雜似的了、所以外表  
雖不可競尙美麗流入浮華、但是  
施以相當的美觀與以一種快感、  
更能有使客人記憶深厚的特徵、  
尤屬高妙的了。

門面要使客人出入方便、於  
舖內的執務上也要便利、採光通

多く要しても、人通りが多い繁華の地を選んで多額の  
販賣をする方が、結局利益が多い。

店舖の構造 店舖的美醜・大小は第一に顧客の目  
につき、堅實なる構造は自らその商店の確實なるを思  
はしめ、粗雜なる店舖は基礎薄弱で、内部の商品まで  
も粗雜なる如く思はしめるものであるから、外部は華  
美を競うて浮華に流れるのはよくないが、相當の美觀  
を施して快感を與へ、更に記憶を深からしめるような  
特徴あらは一層妙である。

入口は客の出入に自由ならしめ、内部は執務上に便  
利で採光・通風よろしく、寒暑の設備を整へ常に清潔に

風更須適當、寒暑的設備要整齊  
時常注意清潔使人覺得痛快、否  
則不但不能使顧客滿足而對於希  
望事務的進展上、也到底不能發  
揮十分的能率啊。

像從前的店舖是在炕席上跪着  
辦事、不但於衛生上不好、又且  
非常的妨礙活動減少能率、所以  
必須改爲椅子式以圖事務的敏捷  
纔好。

再是營業之規模小的時候、營  
業所和住所同一地方也可以、  
然而若是營業到了盛大的時候、  
就不免有種々の不便、所以截然  
分開倒屬有利。

### 第五課 商號與商標

して快感を覚えしめるようにしなければ、音に顧客に  
満足と與へることができないのみならず、事務の進歩  
を期する上に於ても、到底十分の能率を發揮するこ  
とが出来ない。

舊來の店舖のやうに疊の下に跪坐して執務するのは、衛生上よろし  
くないばかりでなく、非常に活動を妨げ能率を減するものであるから、  
是非椅子式に改めて事務の敏捷を圖らねばならぬ。

又營業の規模が小さいときは、住所と營業所と  
同一でもよいが、營業が盛大となると色々不便が  
あるから、全然區別する方が利益である。

### 第五課 商號と商標

商號是商人在營業上表示自己商店的名稱、與字號・幌子相當。商號如近藤商店・吉田松次郎商店・田中屋等有用姓名・字號的、或如三越吳服店・文明社等的使用任意名稱亦未嘗不可、然而個人的商店是不能用公司的名稱的。再者公司的商號中須用無限公司・兩合公司・股份有限公司等文字以表示公司的種類。例如日本郵船股份有限公司・三菱兩合公司・三井無限公司等之類。

商人用商號而行交易、因此可

商號とは、商人が營業上自分の商店を示す名稱で、屋號又は暖簾に相當する。商號には近藤商店・吉田松次郎商店・田中屋等の如く氏名屋號等を用ひ、又は三越吳服店・文明社等の如く任意の名稱を用ひても差支へがないが、個人商店では會社といふ名稱を用ふることが出来ない。又會社は其の商號中に合名會社・合資會社・株式會社等の文字を用ひて會社の種類を示さねばならぬ。例へば日本郵船株式會社・三菱合資會社・三井合名會社等の類である。

商人は商號によつて取引を行ひ、之によつて信用

以博得信用、維持主顧推廣銷路的、所以商號須使一般人週知纔好。因之務必簡明、容易稱呼記憶、適於營業種類的纔好。不可類似或混亂他家的商號爲要。

商號之註冊 若用同樣或類似的商號之時、彼此的區別就不明瞭了、特費了多大的努力和費用、所得來的信用也是無用、以致交

七圓收  
入印花

商業註冊稟請書

一註冊之目的 呈報新立商號

を得、得意先を維持し、又之を廣めるものであるから、商號は廣く一般に知らなければならぬ。故に成るべく簡明で、呼び易く覚え易く營業の種類にふさはしいものがよく、他店と類似又は紛らはしいものはいけない。

商號の登記 もし同一又は類似の商號を用ふるものあるときは自他の區別がつかなくなり、折角多大の努力と費用とでかち得た信用もその效なく、取引

七圓收  
入印紙

商業登記申請書

一登記ノ目的 呈報新設登記

一 註冊之事由 茲因經營商業新設商號於本店所在地之貴所懇請註冊左列事項

一 商號 文明社

一 營業種類 出版業

一 營業處 東京市小石川區水道端町一丁目四十五番地

一 商號使用者之姓名住處

東京市小石川區水道端町一丁目四十五番地 楠間龜楠

一 註冊規費 金七圓整

前列事項特此懇請註冊

昭和拾一年八月二十八日

寫請人 楠間 龜楠 圖

東京區裁判所判事 殿

一 登記ノ事由

商業ヲ營ム爲商號ヲ新設シタルニヨリ本店ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム

一 商號

文明社

一 營業ノ種類

出版業

一 營業所

東京市小石川區水道端町一丁目四十五番地

一 商號使用者ノ氏名住所

東京市小石川區水道端町一丁目四十五番地 楠間龜楠

一 登録稅額 金七圓

右登記相成度此段申請候也

昭和拾一年八月二十八日

申請人 楠間 龜楠 圖

東京區裁判所判事

殿

易混亂、主顧被奪等情、營業上の損失莫大。所以應當註冊於該管審判廳之商業註冊簿上、既經註冊的商號、不但對於同種營業許可專用於同一城鎮鄉內、倘若他人用同一或類似的商號的時候、可使停用或因此蒙受損害的時候、亦得要求賠償損失的。

公司的商號是一定要註冊的、然而個人的商店是隨意的。但是一經註冊、可以得到前項利益、否則恐有爲他人濫用之虞、所以總有註冊的必要。

が混亂して得意を奪はれる等、營業上の迷惑の上も無い。故に區裁判所の商業登記簿に登記し、登記した商號は同一市町村内に於て、同一營業につき之を専用することを許しておるのみでなく、もし他人が同一又は類似的の商號を用ひるときは之を差止め、又之によつて損害が生じたときは損害賠償を求めるところが出来ようにしてある。

會社は必ず商號を登記しなければならぬが個人商店は隨意である。併し登記するときは以上の利益が得られ、登記しないときは他人に濫用せられる恐があるから是非登記しておく必要がある。

商標 如同商號表示自己商店  
 一樣、商標即是爲表示自家的生  
 產・製造・加工或係販賣等的商  
 品、在商品上所附加的標識、而商  
 標的目的是在乎與其他同種商品  
 區別的、所以商標要明瞭、最好  
 一見即有與其他商標容易區別的  
 特徵、而且務要選擇優美的切避  
 俗惡者。



油醬ノマウツキ  
 (油醬牌萬甲龜)



店服吳藤伊  
 (鋪緞綢蔦伊)



袋足助福  
 (子襪牌助福)



店服吳屋松  
 (鋪緞綢屋松)



店服吳越三  
 (鋪緞綢越三)

〔例 の 標 商〕

商標 商號が自分の商店  
 を示すように、商標は自分の  
 生産・製造・加工又は販賣等に  
 かゝる商品を示す爲に商品  
 に附する目印で、他の同種商  
 品と區別するのが目的であ  
 るから、商標は明瞭で一見他  
 の商標と區別し易い特徴あ  
 るものがよく、そして優美な  
 ものを選び俗惡なものを避  
 けねばならぬ。

商標雖可自由規定文字・圖形・記號以及自己編造的符號、左列者不得註冊。

- (一) 日本皇室徽號(卽十六瓣菊花)國旗・軍旗・勳章・褒章・紅十字記章與外國國旗等同樣或類似者。
- (二) 有妨害秩序、及敗壞風俗之虞者。
- (三) 未得承諾的他人之肖像・姓名・名稱・或商號等。
- (四) 於交易者或需要者之間、爲人所共知的別人之商標。或與他人已註冊的商標同樣及類似者等。

若得一看商標即能使人知道商品的出處及品質・價格的時候、買賣交易可不用一一的檢查商品、只靠商標即可極簡單的舉事、所以因此可以顯出商標的價值來、是以商人和製造家爲圖維持商品

商標は文字・圖形・記號又はその組合せ等自由に定められるが、左に掲げるものは登録を受けることができな

- 〔一〕 菊花御紋章・國旗・軍旗・勳章・褒章・赤十字の記章・外國の國旗等
- 〔二〕 秩序又は風俗をみだす恐あるもの。
- 〔三〕 承諾を得ない他人の肖像・氏名・名稱又は商號。
- 〔四〕 取引者又は需要者の間に廣く認められる他人の商標。又は他人の登録した商標と同一又は類似のもの等。

商標によつてその商品の出所・品質・價值等が知られるようになると、賣買取引も一々商品を検査せずとも、商標だけで極めて輕便に行はれる。そこで商標の價值もあらはれるから、商人や製造家は商品の品

の品質及改良、且越發提高商品の聲價、努力的推廣商品の銷路的了。故與商號一樣、得爲預防備他人使用、請求特許局登錄以保護之。已得登錄的商標、對於同一的商品有二十年間的專用權、若是期限滿了的時候、還可再行稟請、接續使用專用權。

### 第六課 商業書信

商業書信 即是商人關於批定商品、探詢價值、催索貨價等事、是爲商人於營業上所必用的書信、其書信的巧妙與營業的成績有關、所以書信一門必須十分熟習操好。

巧妙的書信、可得顧客的歡心

質の維持と向上とを圖り、且つ益商品の聲價を高め販賣高を多からしめようと努めるのである。故に商號と同じく他人の使用を防ぐ爲に、特許局に登錄せしめ之を保護する。登錄を受けた商標は同一の商品につき二十ヶ年間専用權が得られ、期限が切れた時は更に申請して引續き専用權が得られる。

### 第六課 商業書信

商業書信 商品の注文・代價の問合せ・代金の催促等、商人が營業上に用ひる手紙で、その巧妙は營業の成績に關することが少くないから、手紙には十分熟達しなければならぬ。巧みな手紙はよく顧客の

或得多數的定購、且或容易索得貨價、實較派遣店員、尙收十分效力、然而拙劣的書信、不但不能完美其事、而且往往惹生出舛錯弄得吃虧的事來、亦所難免、所以當其寫信之時、應將左記各項特別注意、且宜設身處於受信者的地位、反覆熟讀、意思有不明瞭之處、以及其他的惡劣個所、須加訂正之也。

- 一 簡單 因辦事於繁忙之際、須將無用的應酬客套以及不用之文字省去。
- 二 明瞭 須將含糊的言詞省去、只將要點容易明白的寫出來。

歡心を得て、多くの注文を得たり、又容易く代金の支拂を受ける等、店員を遣すにも勝り十分の効力があるけれども、拙い手紙は常に用を辨じない許りでなく、間違などを起して迷惑することも珍しくないから、手紙を認める際には特に左記の點に注意すると共に受信者の身になって熟讀し、意味の不明な處その他悪い處を訂正せねばならぬ。

- 一 簡單 多忙の際用を辨ずるのであるから、無用の挨拶や、不用の文字を省く。
- 二 明瞭 あいまいな詞を省いて、要點を分り易くする。

三 平易 躲避艱澁的文字以  
及難認的草書。

書信的題目 譬如在信上寫「  
催促夏貨未到」的題目、一見即  
可知是何等要件、非常的便利。

文言文與語體文 現在文言文  
還被一般人使用、然而語體文是  
又很容易又儻親切之味、直接的  
感動人的胸襟、所以我想後來漸  
改爲語體文纔好。

信紙及信封若是太粗陋的、或  
恐途中損壞、不易保存、有傷收  
信人的快感、所以要用相當的繪

二四  
三 平易 六ヶしい文字や、讀みにくい草書を避  
ける。

手紙の題目 例へば「夏物未着督促」といふように  
てがみ たいもく たと 「催促夏貨未到」といふように  
手紙に題目をつけると、一見何の要件か分り非常に便  
利である。

候文と口語文 候文は今なほ一般に用ひられて  
るが、口語文の方は平易で親みが多く、ピッタリ人  
の胸に迫るから、行くくは口語文に改めた方がよ  
いと思ふ。

書状の用紙や封筒は餘り粗末なものは、途中損  
じたり、保存に不便であり、受信者の快感を損するか

好、再把商號・住址・電話號碼・郵局存款轉匯的號碼(可參看其項)・電報略碼・營業種類等、美麗的印刷於信紙之上、是很便利而且還很要緊的。

橡皮戳記或筆寫的、好像是貧窮樣子、不甚相宜。再者若不把收信人的住址・門牌號碼・姓名・商號等的文字書寫詳細明白、則難免遞送不到等事。還有信封的大小要適當、郵票必須貼在信封的左上上邊好。

回信是越快越好、但若不能即時快寫回信的時候、須讓先答覆調查明白之後再行回信的意旨、趕到調查完了、再寫回信、可得

ら相當のものを<sup>もち</sup>用ひ、商號住所電話番號振替貯金<sup>ばんごうでんしんりやくごうえいぎやうかまくごうていさいよくいんさつ</sup>番號電信略號營業課目等を體裁よく印刷しておくことが便利であり必要である。

ゴム印や書いたのは如何にも貧弱に見えてよくない。そして宛先の住所番地氏名商號等は詳しく文字は明瞭に認めないと、延着不着等を生じ易い。又封筒の大きさは適當のものを<sup>もち</sup>用ひ、切手は必ず封筒の左方上部に貼らねばならぬ。

返事は速いほどよいが、もし速に返事が出来ない時は、よく取調べた上返事する旨答へおき、取調べがすんだ後返事するようにすれば相手の感情を害せず

不傷詢問者の感情而畢業。

書信的整理 大凡書信都有預備作後日參考的必要、所以所發信件必須用炭精紙及其他方法騰寫出來、弄在該所收信件、須按事件・地方區別或五十音別等分類整理之、添加目錄以備後日不論何時、都能容易檢點出來纔好。再是所有發信・收信都要預備一本帳簿、定出號數、將收信人姓名・要點等都記載於上面最為便利、商業書信可作交易上的一種證據、所以與帳簿以及其他送貨單、清帳單、收單等之商業文件相同、按照商律的規定應該保存十年的。

にすむ。

書信の整理 書信は凡て後日の參考に供する必要が、

あるから、發信書は必ず炭素紙其の他の方法で寫し取つて、受信書と共に用件地方別又は五十音別等に分類整理し、目錄を附して後日何時でも容易に見出すことの出来るようにして置かねばならぬ。又發信・受信ともに帳簿を備附け番號を附して、名宛要件等を記入しておくとして便利である。商業書信は取引上の證據となるものであるから、帳簿其の他の送狀勸定書領收證書等の商業書類等と同じく、商法の規定によつて十ヶ年間保存しなければならぬ。

## 第七課 廣告

廣告 商人若不努力常々的把自己的營業即是字號・營業處所・營業科目・商品的名稱以及品質等、廣使世間週知、以維持舊日的主顧、吸收新來的顧客、增加賣項、那就在這競爭激烈的時代、到底難以成功了。廣告即是爲到達這個目的所用的手段。現在可以說是廣告的世界、故此廣告的勢力是非常的偉大啊。

關於廣告上應當注意的是廣告的機關・意匠・時期・費用等事。

廣告的機關有招牌・陳貨窓・傳

## 第七課 廣告

廣告 商人は絶えず自己の營業即ち店名營業所營業科目・商品の名稱品質等を廣く世間に知らして、舊來の顧客を維持すると共に、常に新しい顧客を吸收して取引高を増すように努めなければ、競争の劇しい現代では到底成功できない。廣告とは此の目的に用ひられる手段である。今日は廣告の世の中といはれる位、廣告の力は實に偉大である。

廣告について心得べきことは廣告の機關意匠時期費用等である。

廣告の機關には看板・陳列窓・引札・ポスター・商品

單・廣告牌・商品目錄・營業須知・道路・電線桿・電車・火車・輪船・戲園・遊藝場・澡堂・商品陳列所・博覽會・音樂隊・新聞・雜誌等、種々均各有其特長。

招牌是由特別的意匠或依一種圖案、設法能使行人特別注意、且須增加鋪面的構造上或街市的美觀纔好。

陳列窗是欲招引往來行人的注目、誘起他們的購買心以求達到廣告之目的者、所以所陳列的商品、是要挑選少數的代表的商品、佈景須用新奇的圖案、或精選印象甚深的廣告文句、在商品上附加一張紙籤兒、記載價值及巧妙

ローグ・えいぎょうあんないどうろでんちゅうでんしゃきしゃきせんげきじょうよ  
目錄・營業案內・道路電柱・電車・汽車・汽船・劇場寄  
せよくじらしゅうひんちんれつじよばくらんかいがくたいしんぶんざうしとうし  
席浴場・商品陳列所・博覽會・音樂隊・新聞雜誌等種  
々あつてそれぞれ特徴がある。

看板は特別の意匠又は圖案により強き注意をひく  
と共に、店の構造又は街の美觀を増すように工夫せ  
ねばならぬ。

陳列窗は通行人の目をひき、購買心を誘起して廣告  
の目的を達しようとするものであるから、陳列する商  
品は少數の代表的商品を選び、背景には奇抜な圖  
案や精選された印象の強い廣告文句を記し、商品に  
は値段と巧妙な力強い説明を加へたカードを附し、

的有力説明、或時常的將商品陳列的方法變更、使人眼目常新飽觀不厭、玻璃總要時常的擦淨明不可暗黑防備白晝的直射光線、夜晚的電燈亦要十分的明亮。再是陳貨窓務必要寬大、從窓戶到店門的牆角、直角不如鈍角容易將客人漸引到店裏來的。

廣告牌即用美麗的彩色優良的繪畫、運用新奇的意匠等、配上印象深厚而精選的語句、掛在衆人聚會的澡堂・旅館・飯店・理髮處等的一種傳單、因爲紙面寬大、色彩自由、所以容易給人一種深刻印象啊。

又時々陳列の商品や方法を變へて、目先を新にして飽かれないうようにし、硝子は常に曇りなきよう磨き、晝は光線の直射を防ぎ、夜は電氣で十分明るくせねばならぬ。又陳列窓は成るべく大きいほどよく、窓から店の入口へ曲る處は直角よりも鈍角にして、客をし次第に店內に導き入れるようにするがよい。

**ポスター** 美しい彩色・優美な繪畫・奇抜な意匠等を用ひ、印象の強い精選せられた語句を配して、多數集まる浴場・旅館・料理店・理髮店等に掲げるビラで、紙面廣く色彩が自由であるから強い印象を與へることが出来る。

傳單・營業須知・商品目錄傳單即是散布在店鋪的附近或者學校・道路・戲園等多數人往來之處的，又有用郵寄或夾在報紙分散的一種傳單。營業須知・商品目錄亦是一張紙片，亦有與傳單一樣的使用者，然而亦有為詳細說明營業的內容，最好是作成一本小冊子，由電話名簿・職員錄・同窓會名簿・同業者名簿・納稅者名簿・及新聞・雜誌廣告者及其他之要求者中，適當挑選散布之。

近來因為利用傳單・營業須知・商品目錄的很多，若是平々無奇的，很難惹起一般人的注意，容易被人棄置，故此欲防此事對於

引札營業案内商品目錄 引札は店舗の附近或は學校・道路・劇場等多人數通行する處で配布し、又は郵送したり新聞紙に挿込むチラシで、營業案内商品目錄も一枚の紙片で引札同様に用ひるものもあるが、營業の内容を詳細に説明する爲に小冊子として、電話帳・職員錄・同窓會名簿・同業者名簿・納稅者名簿或は新聞雜誌廣告その他による請求者等の中から適當に選んで配布するものもある。

引札營業案内商品目錄とも近來あまりに澤山利用せられ、普通のものは一般の注意をひきがたく、捨て去られ易いから、之を防ぐ爲には材料内容とも

材料・内容均須特別用意。紙質・以及印刷如果貧弱之時該舖以及商品亦爲人看作貧弱、所以要着藍・赤・茶等的美麗色彩、以適合舖店之地位爲要、再是營業須知、商品目錄、是紙面既然寬大、所以所記載的事項、務要親切丁寧、把定貨的手續・匯錢的方法等、從頭至尾、說個明白易懂、透徹有趣、總使客人聽了點頭、能發如此的寫法纔好。

再是爲豫防拋棄起見、有加印郵政寄費單、火車時刻表等的、然而此法早經多數人利用、已沒甚麼可佩服的價值了、即如商品保存法啦、利用法啦、以及其他關於廣告的事實說等、要而言之、該當更進一步施行一種有趣味或實益的工夫纔好。

に特別の工夫を要する。紙質印刷の貧弱なものは、その店や商品までも貧弱に思はれるから、藍赤茶等で美しく着色する等店相應のものにし、又營業案内商品目錄は紙面が十分であるから、記載事項は親切丁寧に、面白く平易に注文の仕方送金の方法等何から何まで客の納得するように書く方がよい。

又捨て去られない爲に郵便料金汽車時間表等が書添へられるが、是等も最早利用者多く感心しないから、商品の保存法とか、利用法とか、その廣告に關する事實談とか、要するに一歩進んだ趣味又は實益ある新工夫を施さねばならぬ。

追求廣告 僅々散布廣告傳單也恐沒有十分的效力、所以以後總要隔一個星期或十天八天的定下相當的期間、再三再四的散發懇切丁寧的追求書、以動已忘的客入之心而得達到廣告的目的。

在道路・電車・電桿上的廣告若寫很詳細的文字反不相宜、所以僅寫貨名・舖名或附加精選的短句爲止。

在商品陳列所・博覽會等、可於實物上附加說明紙籤或將實際使用或製造的狀態列示、最易引起客入的注意、所以對於擴充新

追求廣告 廣告物を配布しただけでは十分の効果がなから、其の後一週間とか十日間とか相當の期間をおいて、再三再四丁寧な追求狀を發して、忘れられかけた客の心を動し廣告の目的を達するようになければならぬ。

道路電車電柱等の廣告には詳細な文字は不向だから、品名店名又は之に精選された短い語句を添へるに留まる。

商品陳列所博覽會等では實物に説明カードを附し、或は實際に使用又は製造の狀態を示して客の注意をひくに適するから、新商品の販路を廣める

商品的銷路是最有效力的。

音樂隊・當開張・出賣等之際、身穿特色之服、手持旗幟的音樂隊、在街上游行、固然容易惹人注意、但是範圍甚屬狹小。

新聞・雜誌 爲對於大多數人之廣告、其效力最爲顯著。然其種類極多、故當廣告之際、須注意研究其發行部數・閱者的種類・掲載之地位等、以便其最有效之力好。卽如東京・大阪的第一流新聞、讀者範圍很廣、效力也大、然費用亦貴、地方新聞花費雖然便宜、但是效力亦只限於一個地方。再是新聞各種階級的讀者均

等には有効である。

音樂隊 開店・賣出等の際、特色ある服裝で旗を持ち、樂隊で市中を練廻ると、人の注意を惹き易いが範圍が狹い。

新聞雜誌 廣く多人數に對する廣告としては最も効果が著しい。種類が極めて多いから、廣告の際には發行部數・讀者の種類・掲載の場所等を考へて、最も効果の多いように注意しなければならぬ。東京・大阪の一流新聞は讀者の範圍も廣く効果も多いが料金も高く、地方新聞は料金は安いが効果が一地方に限られる。又新聞はあらゆる種類の讀者を含むも

有、然而不過只限於當天、雜誌讀者的種類有限、部數也屬不多、但是對於廣告的壽命很長、適於這種廣告的其效果乃為極大的了。同業者的機關雜誌・機關報紙亦與雜誌一樣的啊。

為廣告的意匠上最要注意的要件、乃為左列諸點。

一、嶄新

舊有的平凡者頗難惹人注意、故須使用新而珍奇的纔好。

二、簡明

登載新聞・雜誌等詳細的

その日限りであるが、雜誌は讀者の種類が限られ部數も少いが廣告の壽命が永いから、それに適した廣告は効果が多し。同業者の機關雜誌・機關新聞も雜誌と同様である。

廣告の意匠として注意すべき要件は次の諸點である。

一 嶄新なること。

舊いありふれたものは注意を惹きにくいから、新しい珍しいものでなくてはならぬ。

二 簡明なること。

新聞・雜誌等の詳細な記事廣告は人に讀まれ

記事廣告、難被人看、總要使用平易簡明容易明白。極能動人之心的纔好。但是營業須知、商品目錄或對於苦惱無聊的病人等、其廣告之記事無妨詳細一點。

### 三、有變化的

單調的廣告很難惹起人的注意、而且容易使人厭煩、務須努力使其常々變化纔好。

### 四、優美

厭惡喜美乃是人之常情、故須避免俗惡、選擇體裁優美、與以快感者。

### 三

變化あること。

ないから、平易簡明で分り易く強く人の心を動かすものでなくてはならぬ。但し營業案内商品目錄又は無聊に苦しむ病人に對する廣告は詳細な記事でもよい。

單調なものには注意を惹き難く倦かれ易いから努めて變化あらしめるがよい。

### 四

優美なること。

美を好み醜を嫌ふは人情であるから、俗惡なもの避け體裁よく優美で快感を與へるものがよい。

故此對於廣告必須加以特別惹人注意的題目文句、使用特異的字體和大小文字、或畫以縱橫的格線、其輪廓亦要多加研究使用四角・圓形・橢圓形・菱形・多角形等、再其周圍以及內部須留相當的空白、總以施用挿畫爲妙。挿畫是一目瞭然有補足文字未盡的地方、把廣告變化而美化、以迎合讀者的心理、誘起購買心的魔力、反之拙劣的挿畫却可破壞廣告的效力、故須特別注意。挿畫裏面也有與廣告事項有關係的及沒有關係的兩種。

有關係的挿畫裏頭也有示以所

故に廣告には特に人の注意を惹く強い見出文句を附し、特色ある字體や大小の文字を用ひ、或は縱横の對線を引き、輪廓も四角・圓形・橢圓形・菱形・多角形等色々々に工夫し、周邊や内部に相當の餘白を存し、成るべく挿繪を用ひるがよい。

挿繪は一目瞭然で、文字の足らぬ所を補ひ廣告を變化し美化し、讀者の意を捉へ購買心を誘起する魅力がある代りに、拙い挿繪は却つて廣告の効果をそぐから、よく注意しなければならぬ。挿繪には廣告に關係あるものと關係のないものがある。

關係ある挿繪には廣告する商品の實物又は容器

欲廣告的商品的實物或容器・商標等、也有因使用廣告品所得利益的挿畫或畫因爲不用該品所生出的種々不利之挿畫等、但是與其使用靜止的挿畫、反不如活動的挿畫有效也。

譬如當那梅雨之時、描寫人在雨中行走、以廣告雨衣、描畫盛裝婦人、以宣傳修飾之具、畫一個肥胖之人與一個瘠瘦之人對照、以廣告滋養品等的挿畫都是很巧妙

(圖繪) 告廣聞新



(圖繪) 上 同

萬能レインコート

雨を防ぎ、暑をよけ、寒氣を忘る  
之からの不時の冷気にも堪へ  
履いても居くぬいのが  
丸巻のレインコート

丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート

丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート  
丸巻レインコート

商標等を示すのと、廣告品の使用によりて利益をさしえ、また使用しない爲に不利益を被むる挿繪等あるが、靜止したものより活動的

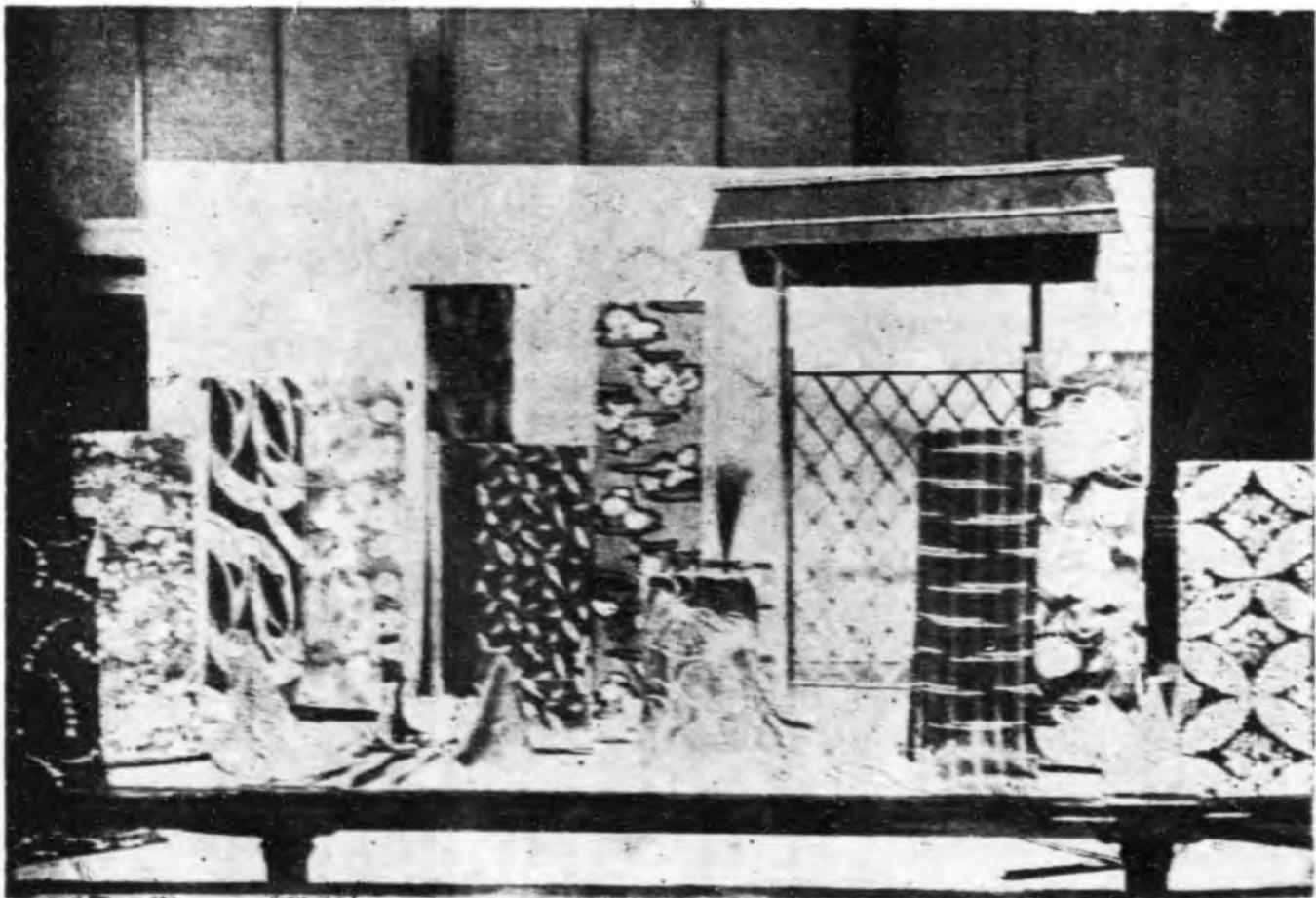
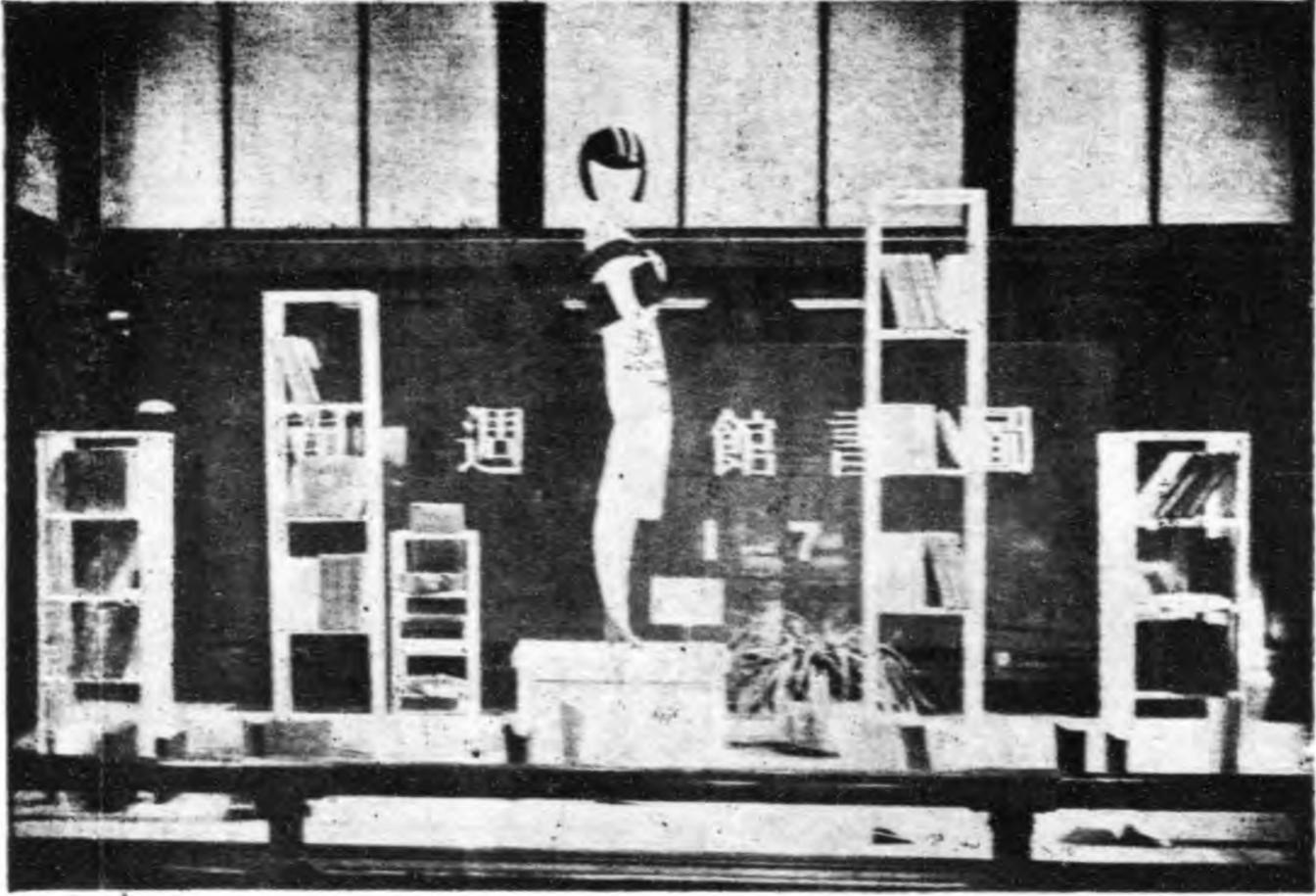
の挿繪の方が有効である。例へば梅雨時に雨中を歩く人を描いて、雨衣を廣告し、盛裝の婦人を描いて、裝身具を廣告し、肥えた人と瘠せた人とを對照して滋養品を廣告す

的啊。再者與廣告事項全無關係的挿畫是欲將廣告美化、或是爲喚起讀者的注意而可用之、但是全然無關係的挿畫、仍於廣告上缺乏效果、故如當廣告秋服的時候、畫上胡枝子、或茅草的畫、以廣告秋服、當廣告春服時、畫上一櫻花滿開的畫、務要一看就能聯想起自己的商品等纔好。

大凡廣告是如二回勝一回、三回勝二回、回數越多越增加效果、所以得選適當的廣告機關、作一回很的大廣告或分數回作較小的廣告、或在多數機關出廣告減少

る如きは挿繪として巧妙である。又關係のない挿繪は廣告を美化せんが爲に、或は讀者の注意を惹かんが爲に用ひられるが、矢張り全然關係ないものは効果が乏しいから、萩やすゝきの繪を畫いて秋の衣服を廣告し、櫻花の咲き亂れた繪によつて春衣を廣告するやうに、自ら廣告した商品等を聯想せしめるやうなものが多い。

すべて廣告は一回より二回、二回より三回といふ風に回を重ねるほど効果の多いものであるから、適切な廣告機關を選んで一回に大廣告をするか、又數回に分けて小廣告をするか、又多くの機關に廣告し



(店服吳屋松京東) 窓列陳

本當に  
御用物は  
天下一品

キッコーマン醤油



東京府墨田区  
錦町三丁目

一途千金

花王  
石鹼



乳菓  
カルゲット

中元  
御贈答品は  
是れ是れ  
時節柄是れに限る



東京名産  
日本橋漬



日本の名産品  
日本橋漬  
東京日本橋 七丁目 國分商店

回数、或反此、添多回数減少廣告機關等、須要研究研究。大廣告不用說比小廣告效果多、然而廣告的效果亦不一定是跟大小比例的、中等廣告按面積的比率、效果較多。若是一時使用的商品是可一時拿出廣告的全部費用來廣告、否則非得無間斷的時常廣告不可。

廣告的費用 是照着廣告所得的利益而酌定的、然而廣告有即時博得效果的、有數回乃至無間斷的廣告而後表顯的、所以對於這個點也要熟思考慮。

て回数かいすうを少くすくなするか、反對はんたいに回数かいすうを多くおほして廣告機こうこくき關かんを少くすくなするか等なよく考かんがへなくてはならぬ。大廣告だいこうこくは小廣告しょうこうこくよりも效果こうかが多いおほことは云ふまでもないが、廣告こうこくの效果こうかは必ずしもその大おほさに比例ひれいしないで、中ちゆう位の廣告こうこくは面積めんせきの割合わりあひに効力こうりきが多いおほい。一時いちじ的てきのものは一時いちじに全部ぜんぶの廣告費用こうこくひようを投とうじ廣告こうこくすべく、そうでないものは間斷かんたんなく絶たえず廣告こうこくしなければならぬ。

廣告こうこくの費用ひよう 廣告こうこくによつて得えられる利益りえきを考かんがへて定めなければならぬが、廣告こうこくの效果こうかが直ただちに表あらはれるものと、數回すうかい乃至間斷しかんたんなき廣告こうこくによつて始はじめて表あらはれるものがあるから、この點てんをよく考かんがへねばならぬ。

廣告の時期 對於直接消費者  
的在需要期前、對於零賣商人  
及其他商人的、是在需要期前早  
些日子、即在販入時期前、廣告是  
必要的。

廣告的成績 廣告的效果與廣  
告的費用・機關・意匠等的關係、  
時常以統計調查之、以供後日之  
參考是極爲有益。

廣告的手續 廣告有將新聞・  
雜誌及其他廣告專門代辦爲業  
者、故除有特種關係の場合、廣告  
時託他們代辦、比直接自辦又省  
費用又省手續的是很便利。其最

廣告の時期 直接消費者に對するものは需要  
期前より、小賣商その他の商人に對するものは需要  
期よりも更に早く、仕入時期前から廣告する必要が  
ある。

廣告の成績 廣告の効果と廣告の費用・機關・意  
匠等の關係を常に統計的に調査し、將來の參考に  
供することが極めて有益である。

廣告の手續 廣告するには新聞雜誌その他の廣  
告を専門に取扱ふ廣告取扱業者があるから、特種  
の關係ある場合を除いては、それに依頼する方が直  
接依頼するよりも費用や手数が省かれて便利であ

進歩者、亦可承辦廣告機關的選  
定・廣告文案・圖案等之作成。

### 第八課 特許・意匠・

#### 實用新案

特許・意匠和實用新案的制度  
是爲謀工業上的發明・改良・進  
步・和發達而設的。

一、特許(專利) 最新的工業  
的發明、例如發明電燈、自來水  
筆、最先到專利局稟請特許得批  
准者、可自批准日起、十五年間  
獨占其發明品的製造・使用・販  
賣或擴張的權利。如若重要的發  
明、因爲正當的理由、在這期內  
未能獲得相當的利益、還可以再

る。その進歩したものは廣告機關の選定廣告文案・  
圖案等の製作をもする。

### 第八課

#### 特許意匠實用新案

工業上の發明改良進歩發達を圖らんが爲に、  
特許意匠實用新案の制度が設けられて居る。

#### 一 特許

新規な工業的發明、例へば電燈とか

萬年筆を始めて發明し、最も先に特許局に願して  
特許を受けたものは、特許の日から十五ヶ年間そ  
の發明品の製造使用販賣又は擴布の權利を獨占  
することが出来る。尙お重要な發明が正當な事由  
で、この期間中に相當の利益が得られなかつたとき

請延長自三年以至十年的期間。  
特許(專利)權的全部或一部可以  
讓與他人。

二、意匠 可以利用在工業品  
上的形狀・花樣・色彩或其構造  
等、凡使人能感覺美觀或興趣的  
都叫做意匠。例如在手杖和洋傘  
的柄頭彫成龍形、或把布疋染成  
新奇的花樣色彩的。把新奇  
的意匠到專利局掛號、自掛號日  
起十年之間、可以應用對於掛號  
時所指定的物品、又可以獨占其  
製造・販賣・頒布等權利、又和特  
許權相同可以自由買賣讓與。

は、更に追願して三年乃至十年間、その期間の延  
長を請求することが出来る。特許權はその全部又  
は一部を他人に譲渡することが出来る。

二 意匠 工業上の物品に利用し得られる形状・  
模様・色彩又はその組合せ等につき、人をして美觀又  
は趣味を感じしめる考案で、例へば杖や蝙蝠傘の柄  
の頭を龍頭に工夫し、反物の模様や色彩を工夫した  
ものである。新奇の意匠を特許局に出願して登録を  
受けたときは、登録の日から十ヶ年間、出願の際指定  
した物品に應用し、その製造販賣頒布等の權利を  
獨占し特許權と同じく自由に賣買讓渡することが

但與日本皇室紋章（即十六瓣菊花）相同或有形狀・花樣類似的、和有紊亂秩序風俗以及欺騙世人之虞者不得掛號。

三、實用新案 關於物品的形狀・構造或配合等、在工業上可以應用的新奇考案、叫做實用新案。例如把鉛筆桿兒造成扁平的使之不滾、或者鑲鉛筆上橡皮、還或者把小刀折疊起來、以圖於實用上的便利的都是。若到專利局去稟請掛號、從掛號上日起、可獲十年間的專用權、並且和特許、意匠同樣、可以自由買賣讓與。

出来る。

但し菊花御紋章と同一若くは類似の形狀・模様を有するものや、秩序・風俗を紊す恐あるもの、又は世人をだます恐あるものは登録を受けることが出来ない。

三 實用新案 物品の形狀・構造又はその組合せ等につき、工業上に利用し得られる新奇の考案で、例へば鉛筆の軸を平たくして轉ばないようにし、又は消しゴムをはめこむとか小刀を折疊むようにして實用上に便利ならしめる類である。特許局に申請してその登録を受けたものは、登録の日から十年間、その専用權を得ることができ、特許や意匠と同じく自由に賣買讓渡することが出来る。

但與日本皇室紋章（即十六瓣菊花）同或有形狀・花樣類似的、和有紊亂秩序風俗以及於衛生上有害之虞者不得掛號。

實用新案是單在物品的外形上的考案、並非完全考案出來新奇的物品或考案出來新奇的製造方法的工業的發明、這一點是和特許不同、而且又不是或把物品的外觀弄美麗了、或使人能感覺趣味的、乃是以實用為主、這一點是和意匠不同的。

### 第九課 郵便

郵便是用低廉的郵費、辦理送達書信・包裹・款項等物的一種官辦的事業。

但し菊花御紋章と同一又は類似の形狀を有するものや、秩序・風俗を紊亂し、又は衛生上有害の恐あるものは登録を受けることが出来ぬ。

實用新案は單に物品の外形上に於ける考案で、全然新奇な物品を案出するとか、又は新奇な製造方法を案出するような工業的發明でない點が特許と異なり、又物品の外觀を美麗ならしめたり、趣味を感じしめたりするものでなく、専ら實用を主とする點が意匠と異なるのである。

### 第九課 郵便

郵便は安い料金で迅速且つ正確に書狀小荷物・金錢等の送達を取扱ふ政府事業である。

郵件分爲平常郵件（通常郵便物）與包裹郵件（小包郵便物）二種。

平常郵件分爲自第一種至第五種，其郵費各不相同。其大小限於長四〇公分、寬一五公分、厚一五公分以內、重量第三種・第四種・第五種的各件限一公斤、第四種郵件內的貨種類及模型限於三百五十公斤以內。

第一種 是書信。每封重二十格爾姆或不及其重量的零數以內郵費均係四錢，全部或大部分係刷印而不封口及盲用人的點字的信封者每封重一百二十格爾姆或不及其重量的零數以內均

ゆうびんぶつ  
郵便物には通常郵便物と小包郵便物との二種がある。

つうじょうゆうびんぶつ  
通常郵便物は次の通り第一種から第五種に分たれ、各料金を異にする。その大きさは長さ四〇センチメ

ートル、幅二五センチメートル、厚さ一五センチメートル以內、重量は第三種第四種第五種の郵便物は

一キログラム、第四種郵便物中の商品見本及び雛形は三百五十グラム以內に限られる。

第一種 書状で、封書は二十瓦又はその端數毎に四錢で、全部又は大部分印刷した無封の書状及び

點字の無封書状は百二十瓦又はその端數毎に

參三錢。

第二種 單明信片(貳錢)雙明信片(四錢)封緘信片(四錢)等三種。

第三種 每月發行一回以上之新聞雜誌等定期刊行物、經郵局准爲掛號、每件重六十格爾姆或不及其重量以內、郵費均係五厘

第四種 是書籍・印刷物・貿易文件・像片・書畫・貨樣及模型・博物學標本・每件重一百二十格爾姆(盲人用的點字定期刊行物書籍・印刷物六百格爾姆、或不及其重量均係一錢)或不及其重量以內均係參錢。

參錢である。

第二種 通常はがき(貳錢)往復はがき(四錢)封緘はがき(四錢)の三種がある。

第三種 毎月一回以上發行する新聞雜誌等の定期刊行物で第三種の認可を受けたもので、六グラム又はその端數毎に五厘である。

第四種 書籍・印刷物・業務用書類・寫眞・書畫・商品見本及び雛形・博物學上の標本で、百二十瓦(點字)の書籍・印刷物は六百瓦、又はその端數毎に一錢、又はその端數毎に參錢である。

第五種 是農産物の種子。每件重一百廿格蘭姆或不及其重量以內均係一錢。

包裹類每包重不得逾六公斤（一貫六百匁）（但快捷郵件及航空郵件是二公斤）長・寬・厚各六十公分，或寬・厚十五公分長九十公分。但是法令所定之禁制品不能作爲包裹。

包裹類須用澁紙・油紙等堅硬的紙張或布疋包裝，或裝入箱・罐等而堅固包裝，在外部很容易看出來的地方，或附以紙片木片

第五種 農産物の種子で、百廿瓦又はその端數毎に壹錢である。

小包郵便物は重量六キログラム（一貫六百匁）（速達郵便及び航空郵便は二キログラム）以內、長さ・幅厚さ各六十センチメートル以內か又は幅厚さ共に十五センチメートル以內的物は長さ九十センチメートル以內に限られる。但し法令に依る禁制品は小包郵便物とすることが出来ない。

小包郵便物は澁紙・油紙等の丈夫な紙若くは布片で包むか、又は箱・罐等に入れ包装を堅固にして、外部の見易い處、又は名札を附けて、之に差出人受取

証明寄件人・收件人の住址・姓名、以免在運送途中有毀損及延滯不到之虞。

(二百匁合七百五十格廉稱)。

特別郵件(特別郵便) 郵件内

人の住所氏名を明記して運送の途中毀損したり  
 延着不着等のことがないように注意しなければならぬ。

一 内地相互間

同一郵便区内 普通 金六錢 書留 金一二錢

五百 一 二 三 四 五 六  
 五匁 五匁 五匁 五匁 五匁 五匁

小包郵便物料

同一郵便区外 普通 一〇錢 一四錢 二二錢 三〇錢 三八錢 四六錢 五四錢  
 書留 一五錢 二二錢 三三錢 四五錢 五七錢 六九錢 八一錢

二 内地、朝鮮、臺灣、樺太、南洋諸島滿洲相互間

普通 二七錢 三四錢 四七錢 六〇錢 七三錢 七九錢 八五錢  
 書留 四二錢 四九錢 六二錢 七五錢 八八錢 九四錢 一圓

特別取扱郵便物には次の通り特別取扱のもの

有如以下特種辦理的。

一、特別單送(別配達) 掛號或保險郵件能作為特別單送郵件。這種郵件不拘是否普通投送時間、可以特別郵差而投送的、再者寄至關東州廳管内郵件的特別單送、則僅寄至郵便區市內的郵件可照辦。

二、存局候領(留置) 是在寄件人所指定的郵便局內存留、待收件人親自到該郵局領收的。寄件人不可以指定不辦郵送的郵局。再者寄至關東州廳內郵差區域的郵件、不拘是否指定存局候領郵件、郵局自行存留於該郵局

がある。

一 別配達 書留若は價格表記の郵便物は別配達とすることが出来る。これは通常の配達時刻にかかは、特使を以て配達するものである。尙お關東州廳管内宛郵便物の別配達は郵便區市内宛のものに限り取扱はれる。

二 留置 差出人が指定した郵便局に受取人自身が出頭して受取るものである。但し差出人は集配をとり扱はない郵便局を指定することは出来ない。尙お關東州廳内集配地域に宛てた郵便物は留置指定の有無に拘らず郵便局又は會屯若は鐵道停車

或會屯或在火車站所設的郵件代辦處。其期間除另有特定者以外、會屯則爲三十日、火車站郵件代辦處則爲十五日。

三、掛號(書留) 通常郵件與包裹郵件均能掛號。郵局接受掛號郵件之時、即對於寄件人交給執據、且一々貼付一張送單、故無誤送・不到等情極其安全、若有遺失的時候、每件物賠償金拾圓以內。金銀・寶石及其他貴重品若不按掛號或保險郵寄(價格表記)則郵局不能受理。

四 保險郵寄 是將貴重品、

場に設けた郵便取扱所に留置くのである。其の間は特に定めある場合の外は會屯にありては二十日、停車場にありては十五日である。

三 書留 通常郵便物及び小包郵便物は書留とすることが出来る。郵便局では、書留郵便物を引受けた時は、差出人に受領證を交附し一々送り狀を附して取扱ふから誤送不着等の憂なく、極めて安全で、もし紛失した時は、一個につき金拾圓以內辨償せられる。金銀寶石その他貴重品は書留か價格表記でないと取扱はれない。

四 價格表記 貴重品・通貨等の通常郵便物

貨幣等の通常郵便或包裹郵便の價格記在表面的。一件の價格限定至一千圓。如若紛失或毀損的時候、賠償保險額的全部或一部分。

五 交貨付款(代金引換) 將掛號郵件或保險郵件交付郵局之時、若在信件的表面上、記載「交貨付款幾何」的字樣、則都照交貨付款的郵件辦理。投遞郵局收信該郵件之後在局內存留十日間(但查種則可減少爲三日間)通知收件人、以代價換取郵件、而將所得的代價轉送於寄件人的。一件的價格限至壹千圓、索取代金屬屬便利。

六 取款郵件(集金郵便) 是

また、小包郵便物の價格を表面に記すもので、一個の價千圓までと限られる。もし紛失又は毀損したときは表記の金額の全部又は一部を辨償せられる。

五 代金引換 書留又は價格表記の郵便物を差出す際、「代金引換何程」と記載するときは代金引換の取扱を受けることが出来る。配達局では十日間(但し蠶種に限り三日間に短縮することが出来る)留置き、受取人に通知して代金と引換に郵便物を渡し、取立代金を差出人に送達するもので、一個の價額千圓までに限られ、代金の取立に便利である。

六 集金郵便 現金受取證、株式配當券、公債

將現款領取票・股票・紅利票・公債・社債的息票等、交付郵局託之代取現款的。一筆份的款額限參圓以上五十圓以內、其他証據票券限定參圓以上至壹千圓。

七 快遞郵件(速達郵便) 除

掛號郵件・保險郵件外、在該信件表而上紅寫「快遞」兩字樣、並且通常郵費外每一個添納八錢(在關東州廳管內則十錢)、可照快遞郵件辦理。是在東京・大阪等的大都會、利用腳踏車・電車等、特別迅速投送包裹郵件的。每包重量限至二公斤。

八 市内特別取扱(市内特別

の利札等を郵便局に託して現金を取立てるもので、ひとくち、金額は受取證は參圓以上五十圓以內、その他の證券は參圓以上千圓までと限られる。

七 速達郵便 書留・價格表記を除く郵便物は、

表面に「速達」と朱記し、一般料金の外に一個につき金八錢(關東州廳管内に於ては十錢)を納付するときは速達郵便の取扱を受けることが出来る。東京・大阪等の大都市に於て、自轉車又は電車で特別に早く受取人に配達するもので、小包郵便物は一個の重量二キログラムまでと限られる。

八 市内特別取扱 同一集配市區内に發着

辦理)若將在同一郵便區域內、發出或接收的同樣的通常郵件一百件以上料合一起、交付郵局、則郵費僅收三分之一或半額。

九 特約郵件(約束郵便)是得通信省的認可、發送之際不必一一貼郵票、以後一塊兒納入郵費的。如定刊行物、書籍、印刷物等的通常郵件皆可照辦。除第三種郵件之外按照特約郵便辦理、郵費比普通郵件還便宜。

十 郵票另納郵件(切手別納郵便) 種別及郵費相同的通常郵件若於同時遞交五十個以上

する同種の通常郵便物百通以上を同時に纏めて差出すときは普通料金金の三分の一又は半額で取扱はれる。

九 約束郵便 通信省の認可を受けて、差出の際一々郵便物に切手を貼らないで、後から通貨を以て納めるもので、定期刊行物、書籍、印刷物等の通常郵便物はこの取扱が受けられる。第三種郵便物でないものを約束郵便とするときは普通郵便物よりも料金が安くなる。

十 切手別納郵便 種別及び料金が同一額の通常郵便物を同時に五十個以上差出す場合に料金相

時納付郵費與相同之郵票、可作郵票另納郵件辦理、省減貼付郵票的手續煩雜。

十一 郵政信箱(郵便私書函) 是若納付一定的資費可借用郵便局內所豫備的郵政信箱和鑰匙、指到自己名下之郵件可隨時至郵局收取的。

十二 航空郵件(航空郵便) 若在郵件的表面上記載「航空」的字樣、貼所規定的郵票交付郵局、則可照航空郵件處理。掛號郵件・保險郵件以外的通常郵件、可投入信櫃裏也可、但往有與通常

當の郵便切手を納付するときは、切手別納郵便物として取扱はれ、切手を貼る手数が省かれる。

十一 郵便私書函 一定の料金を納めて、郵便局に備附の郵便私書函とその鍵を借受け、自分宛郵便物を受入れ随時郵便局に行つて郵便物を受取るものである。

十二 航空郵便 郵便物の表面に「航空」と記載し、所定額の郵便切手を貼付して郵便局に差出すときは、航空郵便の取扱を受けることが出来る。書留價格表記以外の通常郵便物は郵便函に差入れても差支へないが、通常郵便物と混同し易いか

郵件混同之虞、務必直接交付郵局爲可。

十三 此外尙有內容證明・雙掛號(配達證明)・交寄時刻證明(引受時刻證明)等。

### 第十課 電報

電報是政府所辦理的通信事業、當事情緊急之際、用以代替書信使用的。報費較普通郵便略貴、故電報文務須簡單明瞭寫之。

電報文使用文字、僅限片假名・一至九的數字・○・句讀點・括弧・長音符等字、濁音・半濁音・括弧是算二字、至於其他符號、概作一字計算。

らなるべく直接郵便局に差出した方がよい。  
十三 この外内容證明・配達證明・引受時刻證明等がある。

### 第十課 電信

電信は政府の取扱ふ通信事業で、至急を要する通信に用ひられる。郵便に比して料金が高いから、電信文は意味の通ずる限りなるべく簡明に認めなければならぬ。

電信文に用ひる文字は片假名・一より九までの數字・○・句讀點・括弧・長音符に限られ、濁音・半濁音・括弧は二字に、其の他の符號は一字に計算する。

通常電報報費 發着同一市區  
町村内之通常電報、十五字以內  
報費是十五錢、每多添五字以  
內、報費得添三錢、其他日本相  
互間、十五字以內是三十錢、每  
多添五字以內、多加五錢。

再者受信人的住址・姓名、則不  
拘字數多寡、不要特別的報費、但  
對在同一住址內二名以上連名者  
寄信之時、該連名的姓名費每一  
個人要五分錢（日滿兩國間則八  
分錢）至於發信人的姓名住址、  
完全需要與電報文同樣的報費。  
故商店・會社等、都豫先與交易者  
將自己氏名・店名・社名等約知、  
以一字或二字代表之、誠屬便利。

通常電信料金 同一市區町村内に發着する  
通常電報は十五字以內十五錢で五字以內を加へる  
毎に三錢を要し、その他の内地相互間は十五字以  
內三十錢で五字以內を加へる毎に五錢を要する。

尙お受信人の住所・氏名は字數に拘らず、特別の  
料金を要しないが、同一住所で二名以上連名宛に  
發信する場合は連名者一名毎に名宛料として金五  
錢（日滿相互間は八錢）を要し、發信人の住所・氏名  
は電信文と同一の料金を要する。故に商店・會社等  
では一字若くは二字位で、自分の氏名又は店名・社  
名等を示す電信略號を定めて、豫め取引先に通知し

# 電報頼信紙

 	 	送信 受信 時刻 分 分	局番 局信 数字 種類 局信番
---	---	-----------------------	-----------------------------

宛名 オホサカシヒガシク キタキウタロウマナ ヤナギバラシヨテン	指 ウナ 心局 得内	本 エ アイ スゴ キ ニ クウ シモ ヤ ツ ム	文 (Blank)	控 發信人 (住所) 東京市小石川區水道端一ノ四五 圖書 文明社 楠間龜楠 電話 小石川三ノ八 根柢東京一ノ〇一六番
---	---------------------	---	--------------	---

●受信人に知らせべき 信人の居所氏名は本文の端には書く事

●ところけあ字一は下の字文音濁半音濁●

ておくと便利である。

寫電報文之時、先以片假名寫一草稿、將其中敷衍語句削去、再換以可代表本文意義的最短語言、最後將全體的大意對方能明白否代替受信者心情閱之、若有錯誤處、即改正之、然後填寫電報紙上爲要。再者文字不清楚之時、很容易別生枝葉、故填寫在電報紙的字體、務須絲毫分明、繕寫清楚以免錯誤。

確証書 電報往々有筆畫訛誤意思難明之處、故當發報之際、另外寄信、與對方、說明電報文

電報文を認めるには先づ片假名で簡単に用向を書き、その中なくても意味の通ずる文字を消し、又同じ意味を示すに一層短い言葉があるならばそれに換へ、最後に全體の意味が誤りなく先方に通ずるか否か、受信者の心持になつてよく確め、悪しき所あらば訂正して後頼信紙に認めるがよい。又文字が分り難い時は間違ひが生じ易いから、頼信紙には明瞭な字體で認めねばならぬ。

確め狀 電信には往々間違や、意味の分らないことがあるから、發信の際は電信文と共に、その意味

的意思、當接受電報時、亦將電報文、通知發報人、確正真意、也是必要的。這個謂之確証書。

電報單從郵政局領用、不如自店印刷帶有複寫紙者、若發報時可用炭精紙、騰寫出來、留下複寫紙做底稿、以後有錯誤處、可隨時對証。

密碼 爲節省商業上電報的報費、又可秘密起見、用短文字、數字等做成能表示長語句的密碼、以後再豫先向本店與支店間或與交寫者間通知之而後可用之。

例如「時下行情跌落、俟敝號通

を明瞭に認めた書信を先方に送り、受信の際にも受取つた電信文を發信人に通知して其の意味を確めることが必要である。之を確め狀と稱する。

賴信紙は郵便局から貰ひうける代りに、自店で複寫紙附のものを印刷しおき、發信の際炭素紙を用ひてその複寫を残しおくと便利である。

暗號 商業上電信料金を節約し、又は秘密にする爲に短い文字數字等で、長い語句の意味を示す暗號を作り、本支店間又は取引先との間に豫め通じておいて用ひられる。

例へば「當分景氣悪し、當方より通知するまで出荷

知後、始許發貨」的電報、可以使用密碼、如下例簡單寫之。

普通電報 行情跌落、暫勿發

貨、俟通知後。

密碼電報

密碼之意義

特殊電報之主要者、大約如下、在電報單的報首(指定欄)加以特殊電報的略碼(左記括弧內的文字)送至郵政局即可、但略碼亦計算在字數之內。

一 至急電報(ウナ) 可以比普通電報、先時發報、即逾一定時刻、亦可以特別郵送。報費是普通電報的二倍。

みあは 見合せ」の電信は暗號によつて次の如く簡單に出来る。

普通電信 普通電信 ケイキワルシニモツオクルナツウチマテ

暗號電信 暗號電信 ケア ニヨ ツマ

暗號の意味 景氣惡し 荷物送るな、通知待て

特殊取扱電報の主なるものは次の通りで、賴信紙指定欄に特殊取扱電報略符號(左記括弧内の文字)を記して差出せばよい。但し略符號も字數の中に計算せられる。

一 至急電報(ウナ) 普通電報に先立つて發信せられ、受附時間外でも取扱はれる。料金は普通電報の二倍である。

二 預付回音電報(ナツ)

回音費已由發報人預付、故不另  
案報費。收報人在從收報五分鐘  
以內、可託付郵差發出回音電報。  
普通回音電報費預付以外、尙有  
至急回音電報費預付(ナウ)與對  
校回音電報費預付(ナム)二種。

三 對校電報(ムニ) 是爲防

電報有訛誤處起見、由收報局、照  
原號碼傳回原發報局、使原發報  
人加以對校的。須在普通電報費  
以外另加四分之一的報費。

四 探頭電報(チラ) 收報人

二 返信料前納電報(ナツ)

返信電報料を前

納するもので特別の料金を要しない。受信人は此の  
電報を受取つてから五分間以内なるときは、返信電  
報をその配達人に託することが出来る。普通電報  
返信料前納の外に、至急電報返信料前納(ナウ)  
と照校電報返信料前納(ナム)とがある。

三 照校電報(ムニ) 電報の誤りを防ぐ爲に、發

信局と受信局との間で全文を折返し校正するも  
ので、普通電報料金の外にその四分の一の料金を  
支拂はねばならぬ。

四 追尾電報(チラ) 受信人の住所が一定しな

住址無定之時、電報局追尾收報人的去向、探知他何處去、就打到何處但報費追送一回須按照重新發報的規章繳費。

五 同文電報(ムヨ) 是一回發出十封以內的同文電報、寄至同一市町村內、或同一收報局能直接遞給收信人的電報的、除原電報費以外每封尚需金十五錢。

六 雇人專送電報(マツ) 收報人住址如距收報局陸地六里以內與收報局所在之區域內算做電報配達區域、收報局必以專差配

い時、電報局がその行先に追尾して出来るだけその居處を探して打電するのである。但し料金は、追尾一回毎に新に電報を發したものととして支拂はねばならぬ。

五 同文電報(ムヨ) 一度に十通以內的同文電報を同一市町村內又は同一着信局內の人に宛てて發するもので、原信電報料金以外は一通毎に拾五錢である。

六 別使配達電報(マツ) 受信局から陸上一里以內と受信局所在の市區域內は電報配達區域として特使を以て配達するが、その以外は普通郵便

送、然而以外概算做普通郵件配  
送。雇人專送電報是於此場須專  
派人配送的。報費每一封距收報  
局十二里以內金三十錢、十二里  
以上、每加六里報費得加二十五  
錢。

七 定刻以外特送電報(ララ)  
是在電報局辦公時間外辦理的電  
報的。每封報費是三十錢。

以外尙有親手收展(ニカ)在收  
局待收報人的回電(ヤム)在收報  
局存留待收報人取去(ムナ)用解  
船配到本船(ハホ)等。  
還有爲圖電報發報・收報便宜  
起見特設下記之規定。

略碼掛號 例如「東京三越」

で配達する、別使配達電報とは此の場合に特に別  
使で配達せられるものである。料金は一通毎に着信  
局から八キロ以內は金參拾錢、八キロを超えると  
きは四キロ以內毎に金貳拾五錢宛を要する。

七 時間外取扱電報 (ララ) 電信局の取  
扱時間外に取扱ふもので、料金は一通につき三十  
錢である。

別に親展(ニカ)局待(ヤム)留置(ムナ)解船配  
達(ハホ)等がある。尙お電報發信・受信の便宜上次  
の規定が設けられてある。

略號登記 例へば「トウキヨウ三コシ」等の如く、

碼、將自己的住址・姓名以及商號等定成電報略號、到電報局掛號、預先通知於交易商舖等、至打電報之際、不但省減手續、却又感覺便利。

郵便託送 在電報單上面、貼上郵票、裝入信封內、另於表面上部寫「通信事務」下部寫「電報在中」則不必貼郵票、簡直投入左近的郵政箱、即可發信。

電話託送 加入電話者若豫先約知、則可用電話發報、又可用電話收報。電話託送費是打電之時每一通三分錢、接電之時不要託送費。

自分の住所氏名又は商號等の電信略號を定めて郵便局に登記し、豫め取引先等に通知しておくときは打電の際手数が省かれて便利である。

郵便託送 賴信紙に切手を貼附け封筒に入れて、その表面上部に「通信事務」下部に「電報在中」と記し、切手を貼らずに最寄の郵便函に投入すれば發信してくれる。

電話託送 電話加入者は豫め届けておくときは、電話で電報を發し、又は受けることができる。電話託送料は發信の場合は一通につき三錢、着信の場合は無料である。

尋問電報 電報文若有不明瞭  
或有疑問之點、自收報之後、七  
十二時間內、可至收報局中尋問。  
若是電報局有錯誤時、不另索尋  
問電報費。

### 第十一課 電話

電話也是政府辦理的通信事  
業、劃分市內與市外二個通信區  
域。凡屬加入同一電話區域者是  
爲市內通話區域、以外算做市外  
通話區域。

凡欲加入電話者、可至該管電  
話交換局、寫一報名書、付以加入  
註冊費、但架設電話自有制限、

尋問電報 電文に不明又は疑問の點があるとき  
は、電報を受取つてから七十二時間内に着信局へ  
問合せを請求することが出来る。そしてもし郵便局  
の間違であつた時は尋問電報料金を要しない。

### 第十一課 電話

電話も亦政府の取扱ふ通信事業で通話區域に  
市内と市外とある。市内通話區域とは同一電話加  
入區域に屬するもので、市外通話區域とはその以  
外である。

電話に加入するには、所屬の電話交換局に加入  
申込書に加入登記料を添へて差出せばよいので

所以若欲至急架設之時、或豫納設備費、稟請特別開通電話、或收買他人使用的電話方。因而加入電話的權利、雖然由地方多少有差異、然而其價值頗看高貴。

電話使用費內、有屬於市內通話區域、每年納付一定電話費的均一制、與預付一定基本金外、按使用回數納付電話費的回數制一個制度。凡均一制在外鄉行的、因地而異其電話費。一回數制僅在大都會使用而已。市外通話是按照距離的遠近、通話的時間長短而要話費。

あるが、電話の架設には一定の制限があるから、至急の架設を受けるには設備費を納めて特別開通を申請するか、又は他人の電話を譲受けねばならぬ。従つて電話の加入權利は土地により相違あるが、頗る高價に賣買せられる。

電話使用料は市內通話區域に於ては年々一定の料金を支拂ふ均一制のもと、一定の基本料金の外に使用度數に應じて料金を支拂ふ度數制とがある。均一制は地方に行はれ土地によつてその料金を異にし、度數制は大都市にのみ行はれる。市外通話は距離に應じて通話毎に料金を要する。

市外通話 毎回以三分鐘爲限、可一連續三回、若沒有人用之時、亦可繼續通話在三回以上。

市外通話除普通通話以外尙有下記之三種。

至急通話 可比普通通話先通話。

定時通話 指定一定時間通話的。

夜間通話 加入者相互間在可納金三十錢以上之地點、自午後八時至翌晨七時通話、電話費是很賤。

代料電話 欲與未加入電話者

市外通話は三分時を一通話とし三通話まで繼續でき、尙お空いてゐるときはそれ以上繼續できる。

市外通話には普通通話の外に次の三種がある。

至急通話 普通の通話よりも先に通話せられるもの。

定時通話 一定の時間を指定して通話せられるもの。

夜間通話 加入者相互間の電話料金參拾錢以上の地で、午後八時から翌日午前七時までの間に通話し料金が安い。

呼出還話 電話に加入しない人と通話するには呼

通話、須納付代叫費金十錢、在附近的電話可以隨便通話。

電話的打法 電話是許久加入者共同使用的、所以當打電話之時、務要簡單明瞭、且要丁寧懇切不要失了禮儀來說話、通話後必須將必要的事件用筆記之、或為防他日生出錯誤、作書與對方確証之、也是很肝要的事件。

### 第十二課 郵匯(郵便爲替)

郵匯 郵政局所辦理的郵匯有小匯票(小爲替)通常匯票(通常爲替)電報匯票(電信爲替)三種。小匯票的額數、限貳拾圓以內、通常匯票限三百圓以內、電

だしりょうきんじつせん 出料金拾錢を支拂ひ、便宜の電話局に呼出して通話することが出来る。

電話の掛方 電話は多數の加入者が共同に使用するものであるから、成るべく簡明に、しかも丁寧に禮儀を失はないように要件を話し、通話後必要なものは直ぐに控へておき、又後日の間違を防ぐ爲に先方に對し書信で確めておくことが肝要である。

### 第十二課 郵便爲替

郵便爲替 郵便局で取扱ふ送金爲替には小爲替通常爲替電信爲替の三種がある。一口の金額小爲替は貳拾圓以內、通常爲替は參百圓以內、電

報匯票可自貳拾圓以上至五百圓  
以內、但電報匯票不匯一圓以下  
的零數。

小匯票(小爲替) 將現款和匯  
費一同送至郵政局換小匯票和收  
單(受領證)、收單則留在手裏、  
小匯票則郵交收款人、叫他以此  
匯票兌換現款。小匯票誰都可以  
到隨便一個郵局去領取、然而若  
是發款人(差出人)、指出了一定  
的領主(受取人)、一定的付款郵  
局(拂渡局)之時、則非按此辦理  
不行。

通常郵匯(通常爲替) 凡赴郵  
局作通常匯款者、須向郵局索取  
印就之匯單(郵便爲替提出請求

信爲替は貳拾圓以上五百圓以內で、電信爲替に  
限り一圓以下の端數はつけられない。

小爲替 現金に爲替料を添へて郵便局に差出  
し、小爲替證書と受領證とを貰受け、受領證は手  
許に残しておき小爲替證書を受取人に郵送し受取人  
をして證書と引換に現金を受取らしめるのである。  
小爲替は誰でも随意の局で受取ることが出来るが、  
差出人が受取人と拂渡局とを指定したときはそれ  
によらねばならぬ。

通常爲替 郵便爲替振出請求書用紙を貰受  
け、之に金額受取人及び差出人の宿所氏名を記入

書用紙)一紙、依式填寫滙款額、取款人及發款人的姓名住址和款項滙水一同交付郵局、郵局在收清滙費後、即付以滙票(爲替證書)與滙款據單。據單則要留存已處保存、滙票則郵交收款人。同時滙款收納局直接告知付款局、而收款人在滙票上署名蓋章即可到付款局兌換現款。

電報滙款 凡欲以電報滙款者須到郵局索取印就之電報滙單(電信爲替振出請求書)一紙、填寫所擬滙之款額・發款人及收款人之姓名住址、連同款項滙水交郵局請滙爲可。郵局即予一收單、並對付款局以電報通知、則

し、送金額に爲替料を添へて差出し郵便局から爲替證書と受領證とを貰受け、受領證は手許に留置き、爲替證書を受取人に郵送する。又爲替取組局からも支拂局に對して其の旨通知する。そして受取人は爲替證書に記名調印し、指定拂渡局に持參して證書と引換に現金を受取る。

電信爲替の取組は電信爲替振出請求書に送金額、拂渡局差出人受取人の住所氏名を記入し送金額に爲替料を添へて郵便局に差出せばよい。郵便局では差出人に受領書のみを渡し、拂渡局に對して電報でその旨を通知する。拂渡局では之によつて電信爲

付款局即依電報做成電報匯票送  
至收款人住處。收款人則在此電  
報匯票上蓋章簽名兌換現款。這  
種電匯有在自宅領款、和到郵局  
兌換的兩種。

### 第十三課

#### 郵遞轉匯 存款

轉匯存款(振替貯金) 以轉匯  
存款局(爲替貯金局) 或其支局  
爲購座管理處(口座所管廳)、  
設立加入者的轉匯存款購座即底  
賬、專辦現款的收納・支出以及  
加入者相互間的撥款等事、每日  
用轉匯存款收支通知票(振替貯  
金受拂通知票) 報告其購座的收  
支狀況和現存款數、不但滙費低  
廉、而且省却現款授受的手續、  
又能免去盜難紛失的危險、比較  
郵匯還便利、所以現款收支很多

替證書を作り受取人に配達する。受取人は之に記名  
調印して引換に現金を受取る。自宅で受取るものと  
郵便局で受取るものとの二つがある。

### 第十三課

#### 郵便振替貯金

振替貯金 爲替貯金局又は其の支局を口座所  
管廳として、加入者の振替貯金口座即ち元帳を設  
けて、加入者の爲に現金の受入・拂出又は加入者間  
相互間の振替をなし、振替貯金受拂通知票で日  
々その口座の受拂 狀況と現在高とを加入者に通  
知するもので、料金が安くて現金受拂の手數と、盜  
難紛失等の危険とが除かれ郵便爲替よりも便利であ

的商人、極其重視此法。

加入手續 凡欲加入郵遞轉匯者須到郵局領取轉匯存款加入請求書(振替貯金加入請求書)、填寫要件、交付拾圓基本存款、則郵局將此轉交賬座管理處、賬座管理處即通知賬座號數並予一印鑑票。可簽一支出現款時使用的署名並蓋章於上面、而送至賬座管理處、登錄在加入者名簿、以後即可利用之授受現款。

- (一) 轉匯存款的現款收支方法、有
- (二) 向賬座付款(一)由賬座付款
- (三) 賬座間的撥款(四)即撥(局

るから、現金受拂の多い商人には極めて重寶である。

加入手續 郵便局から振替貯金加入請求書を貰ひ、要件を記入して基本貯金拾圓を添へて差出すと、郵便局は之を口座所管廳に送り、口座所管廳からは口座番號を通知し同時に印鑑票を送つてくる。之に現金拂出に用ひる署名と捺印とをして口座所管廳へ送ると、口座番號が加入者名簿に登録せられて、一般に現金の受拂をすることが出来る。

振替貯金によつて現金の受拂をする方法に、口座への拂込、口座からの拂出、口座間の振替、局待

欄外注意事項に於ては必ずしも印を付す事あるべし

監 査 票			
名	人	持	送
村	上	書	店
和歌山市本町三丁目二番地			
氏名		加入者	番口
		東方印書館	奉天七〇六番
印附日		監管所	受付
		口	付
省 信 選			

六ヶ月保存

数字は必ず楷書、文字は正確明瞭に書くこと

拂 込 票			
名	所	人	持
村	上	書	店
和歌山市本町三丁目二番地			
氏名		加入者	番口
		東方印書館	奉天七〇六番
印附日		監管所	受付
		口	付
省 信 選			

一ヶ月保存

各票金高に相違なきことを必ず確むること

拂 込 通 知 票			
名	所	人	持
村	上	書	店
和歌山市本町三丁目二番地			
氏名		加入者	番口
		東方印書館	奉天七〇六番
印附日		監管所	受付
		口	付
省 信 選			

金額を訂正せざること

受 領 票	
氏名	加入者
東方印書館	
奉天七〇六番	
印附日	
局付受	
一 金 貳 百 圓 也	

※印を附しある部は拂込人に於て記載すること 振第七號

注意

一 受領票は振替貯金拂込の證據となるものに付大切に保管せられたし  
一 拂込金の不着又は其他の事由に依り問合せらるゝ場合は必ず左の事項を記入せられたし

拂込月日・拂込郵便局名・口座番號・加入者氏名・金額

振替貯金の拂込を請求せらるゝ場合は左の割合に依る料金を郵便切手を以て納付せられたし但し「拂込料金加入者負擔」と表示しある専用拂込書用紙使用の場合に限り加入者の貯金より徴収します

壹圓迄	貳錢	百圓迄	拾錢
五圓迄	四錢	五百圓迄	拾五錢
拾圓迄	六錢	千圓迄	貳拾錢
五拾圓迄	八錢	壹千圓を越ゆるときは其の超過額壹千圓迄 毎に五錢を加徴す	

各票の金高不同及書體不良のものは事故を起して送金が

通 信 文 記 載 欄	註 文 書
	一、對譯 日本商業實務讀本 八百冊 右代金の内拂として上記の通り金貳百圓也拂 込みましたから何卒至急御送本下さいませ
	昭和十一年十月二十三日
	和歌山市本町三丁目二番地
	村 上 書 店

遅延し又は不達になることがありますから御注意下さい

注意

一 振替貯金を拂込まるゝには此の用紙中拂込票・拂込通知票及監査票相當の部に拂込金額及拂込人の住所氏名を記載し受領票の部接續の儘現金「又は郵便爲替證書・振替貯金拂出證書・日本銀行本店に於て拂渡すべき支出官の振出したる小切手、一般小切手(但し特に指定した)」と共に郵便局に差出し受領票を受取られたし

一 拂込票、拂込通知票及監査票に記載すべき金高は一・二・三・十の文字を用ひ必ず壹・貳・參・拾の文字を使用せられたし

一 拂込通知票裏面の通信文記載欄には拂込人より加入者に宛てたる種々の通信文を記載せられて差支ありません

待掛)之四種。

交付現款的方法 凡欲納款於加入者之賬座、必須將相當之事項、記入納入書(拂込書)、交付納款費及所擬滙之款於郵局、郵局則以將單交付款人(拂込人)、並當即將納入單(拂込書)與納款通知書拂込通知書、轉交賬座管理處。賬座管理處將此納款記載於加入者賬座、隨即發出納入通知書與當日之收支通知票送交加入者之處。納入通知書的裏面是記載通信文的、收支通知書(受拂通知書)是記載當日之舊存(越高)・收納額(受拂高)・現在額(現在高)等、故加入者按此可以得

拂の四つがある。

現金拂込の方法

加入者の口座に對して拂込をするには、拂込書に相當の事項を記入して、拂込料金と現金とを添へて郵便局に差出すと、郵便局では拂込人に受領證を渡し、拂込書と拂込通知書は口座所管廳に回送する。口座所管廳ではその拂込金を加入者口座に登記したる上、拂込通知票と共にその日の受拂通知票を加入者に送附する。拂込通知書の裏面には通信文を記載し、受拂通知書にはその日の越高・受拂高・現在高を記入してあるから、加入者は之によつて拂込人の氏



納入書從郵局可以白領的、然而若是加入者用私製紙、在後面注意事項處、刷寫種々廣告亦無不可、故商人豫先以私製用紙寄至主顧處、以圖送款之便亦可。但其他之支出單(拂出書)・集款單(集金書)等非自郵局購買不可。

存款處轉撥的方法 付款人將支出款額・及收款人的賬座管理處號數・姓名・要件等記載於支出單拂出書上、然後署名蓋章送至存款管理處、則存款管理處即將此款從付款人的賬座轉撥到收款人的賬座、並不必以現款匯款、簡單就把事件辦完了、隨後郵局用支出通知票(拂出通知票)・收

拂込書は郵便局から無料で貰へるけれども、加入者に於て私製の用紙を用ひ裏面の注意事項の代りに、廣告その他の事項を印刷しても差支がないから、商人は私製の用紙を豫め得意先に送附して、送金の便利を圖るがよい。その他の拂出書集金書等は口座所管廳から買受けねばならぬ。

#### 口座振替の方法

支拂人が拂出書に送金額・受取人の口座所管廳番號・氏名要件を記入し、署名捺印して口座所管廳に送ると、口座所管廳ではその金額を支拂人の口座から受取人の口座に振替へ、現金の受拂をしないで送金の用をすまし、受取

入通知書(受拂通知票)報知收款人、發款人處亦送以收支通知票、告以收支之詳細。

現款支出的方法 由自己的存款中支出現款自己收款、或支付於別人的時候、須在支出單上註明要件。付款的郵局名、收款人的姓名住所、兌換現款等情、署名蓋章之後、送至存款管理處、則存款管理處即作成支出票、與支出通知票一起送至收款人之處、收款人若以支出票兌換現款、即刻付與、毫無延擱。

即撥(局待拂)の方法 是加入者開明即撥支出票、即刻到郵局取現款的方法。若尾離郵局很遠、不克利用指定郵局的加入者、亦

人<sup>にん</sup>には、拂<sup>はら</sup>出<sup>だ</sup>し<sup>つ</sup>う<sup>ち</sup>ひ<sup>ょう</sup>け<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>つ<sup>う</sup>ち<sup>ひ</sup>ょう<sup>を</sup>お<sup>く</sup>し<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>に<sup>ん</sup>も受<sup>う</sup>け<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>つ<sup>う</sup>ち<sup>ひ</sup>ょう<sup>を</sup>お<sup>く</sup>も受<sup>う</sup>け<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>つ<sup>う</sup>ち<sup>ひ</sup>ょう<sup>を</sup>送<sup>お</sup>くつて受<sup>う</sup>け<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>の<sup>め</sup>い<sup>さい</sup>を<sup>し</sup>ら<sup>し</sup>め<sup>る</sup>。

現<sup>げん</sup>金<sup>きん</sup>拂<sup>はら</sup>ひ<sup>の</sup>方<sup>ほう</sup>法<sup>ほう</sup> 自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>の<sup>ち</sup>よ<sup>ぎん</sup>か<sup>ら</sup>現<sup>げん</sup>金<sup>きん</sup>を<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>出<sup>だ</sup>し

て自<sup>み</sup>ら<sup>か</sup>う<sup>け</sup>と、又<sup>また</sup>は他<sup>た</sup>に<sup>ん</sup>に支<sup>し</sup>拂<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>ふ<sup>ばあ</sup>い<sup>に</sup>は、拂<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>出<sup>だ</sup>し<sup>し</sup>よ<sup>う</sup>に<sup>ん</sup>要<sup>よう</sup>件<sup>けん</sup>・拂<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>渡<sup>わた</sup>し<sup>し</sup>よ<sup>う</sup>に<sup>ん</sup>便<sup>べん</sup>局<sup>きょく</sup>名<sup>な</sup>受<sup>う</sup>け<sup>と</sup>り<sup>に</sup>ん<sup>の</sup>住<sup>じ</sup>所<sup>しよ</sup>・氏<sup>し</sup>名<sup>めい</sup>現<sup>げん</sup>金<sup>きん</sup>の

旨<sup>む</sup>め<sup>い</sup>記<sup>き</sup>し、署<sup>しよ</sup>名<sup>めい</sup>捺<sup>な</sup>つ<sup>い</sup>ん<sup>を</sup>印<sup>いん</sup>して口<sup>こう</sup>座<sup>ざ</sup>所<sup>しよ</sup>管<sup>かん</sup>廳<sup>てい</sup>に差<sup>さ</sup>出<sup>だ</sup>す<sup>と</sup>、口<sup>こう</sup>座<sup>ざ</sup>所<sup>しよ</sup>管<sup>かん</sup>廳<sup>てい</sup>では拂<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>出<sup>だ</sup>し<sup>し</sup>よ<sup>う</sup>に<sup>ん</sup>證<sup>しよ</sup>書<sup>しよ</sup>を<sup>つ</sup>く<sup>り</sup>、拂<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>出<sup>だ</sup>し<sup>し</sup>よ<sup>う</sup>に<sup>ん</sup>票<sup>ひょう</sup>と共<sup>とも</sup>に受<sup>う</sup>け<sup>と</sup>り<sup>に</sup>ん<sup>に</sup>送<sup>お</sup>う<sup>ふ</sup>、拂<sup>は</sup>ら<sup>ひ</sup>出<sup>だ</sup>し<sup>し</sup>よ<sup>う</sup>に<sup>ん</sup>書<sup>しよ</sup>と引<sup>ひ</sup>か<sup>へ</sup>、換<sup>か</sup>へ<sup>ら</sup>ひ<sup>わ</sup>た<sup>す</sup>。

局<sup>きょく</sup>待<sup>たい</sup>拂<sup>はら</sup>ひ<sup>の</sup>方<sup>ほう</sup>法<sup>ほう</sup> 加<sup>か</sup>に<sup>う</sup>ら<sup>し</sup>め<sup>る</sup>者<sup>しや</sup>が局<sup>きょく</sup>待<sup>たい</sup>拂<sup>はら</sup>ひ<sup>の</sup>書<sup>しよ</sup>を<sup>ふ</sup>り<sup>だ</sup>出<sup>だ</sup>す。

して、指<sup>し</sup>て<sup>い</sup>き<sup>よ</sup>く<sup>を</sup>利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>で<sup>き</sup>な<sup>い</sup>加<sup>か</sup>に<sup>う</sup>ら<sup>し</sup>め<sup>る</sup>者<sup>しや</sup>は豫<sup>あ</sup>ら<sup>か</sup>じ<sup>つ</sup>こ<sup>う</sup>よ<sup>き</sup>郵<sup>ゆう</sup>指<sup>し</sup>て<sup>い</sup>き<sup>よ</sup>く<sup>を</sup>利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>で<sup>き</sup>な<sup>い</sup>加<sup>か</sup>に<sup>う</sup>ら<sup>し</sup>め<sup>る</sup>者<sup>しや</sup>は豫<sup>あ</sup>ら<sup>か</sup>じ<sup>つ</sup>こ<sup>う</sup>よ<sup>き</sup>郵<sup>ゆう</sup>

可豫先約定最便利の郵局、以電報直接兌換現款。

再者轉滙存款亦可利用於郵政集款(集合郵便)和交貸付款(代金引換)。

集款的轉滙納入(集金の振替拂込)加入者將轉滙存款集款書遞至郵局、則代收款項即刻可以加入者の賬座、滙費也很賤。

交貸付款的轉滙納入(代金引換の振替拂込)在交貸付款的郵件上記明「賬座管理處某號付遞至郵局、則貨款交換完了之時即收入加入者之賬座內。

便局を定めて、電報で直に現金を受取ることも出来る。

なお振替貯金は集金郵便と代金引換とに利用せられる。

集金の振替拂込 加入者が振替貯金集金書を郵便局に差出すと、取立てた代金は直ちに加入者の口座に拂込まれ料金も安い。

代金引換の振替拂込 代金引換郵便物に「口座所管廳何番口座拂込」と記して差出すと、代金の引換を終った時は、直ちに加入者の口座に拂込まれる。

轉匯存款の利息至拾萬圓爲止  
每年三分六厘行息。

關於轉匯存款、納入者及一般  
利用者寄交轉匯存款局的郵件、  
只在信封上而寫明「通信事務」則  
不要郵費。

#### 第十四課 約定期票

憑單(手形) 商人爲圖省却金  
錢收支、資金通融的手數起見、特  
以憑單代替現款使用。憑單是將  
支出款額・日期・場所及發款人・  
收款人、全記明了的信用証券、非  
按照商法規定、具有一定之要件、

振替貯金の利子  
は拾萬圓までは年三分六厘  
の利子が附けられる。

振替貯金に關し、拂込人又は一般利用者が郵便  
局又は爲替貯金局に差出す郵便物は、封書の表  
面に「通信事務」と記すと料金は要らぬ。

#### 第十四課 約束手形

手形 商人は金銭受拂の手數と資金の融通とを  
圖る爲に現金の代りに手形を用ひる。手形とは支拂  
の金額、期日、場所及び支拂人、受取人等を記載し  
た信用証券であつて、商法の規定に従ひ一定の要  
件を備へなければ、手形としての效力がない。丁度紙

則憑單無有効力。恰如一般通用  
的日本紙幣、以之到日本銀行、  
無論於何時、皆可換一定之金幣、  
故憑單亦憑發出人的信用、通用  
於商人之間。

現在の商業交易、多使用憑單、  
所以拿憑單流通之額數、可以作  
偵知其商況盛衰的標準。

憑單之中、有滙期票（爲替手  
形）・約定期票（約束手形）・支票  
（小切手）三種。

約定期票 商人將如貨價等的  
款項、在難以即付現款之時、可以

幣が日本銀行で何時でも同額の金貨と換へられる  
から、一般に通用すると同様に、手形も亦支拂人に  
よつて支拂はれることを信用して商人間に通用す  
るのである。

現今の商業取引には多く手形が用ひられるか  
ら、手形の流通高を以て、商況の盛衰を知る一の  
標準とせられる。

手形には爲替手形・約束手形・小切手の三種が  
ある。

約束手形 商人が商品代金などを直ちに現金  
で支拂ひ難いような時、受取人に對して後日支拂

予收款人以後交付之期票、但出票人須記載以下各要件、並須署名。署名是自己簽名、記名是求代筆或以圖章簽名的。但不限於約定期票、即其他一切憑單也均可以用記名蓋章代替署名的。

出票(振出)是把憑單寫出交給收款人、出票之人叫做出票人(振出人)。

約定期票記載要件	一 應表示爲約定期票之文字。
	二 一定之款額。
	三 收款人之姓名或商號(額三十圓以上者不記名亦可)。
	四 單純的支出約束(無條件之支出是也) 例如(即請交付)

を約束する證書で、次の要件を記載し振出人が署名しなければならぬ。署名とは自ら氏名を書くことで、記名とは代筆又は氏名判で氏名を記すことである。但し約束手形に限らず、すべて手形は署名の代りに記名調印してもよい。

振出とは手形を作成して受取人に交附すること、その人を振出人といふ。

約束手形記載要件	一 約束手形たることを示すべき文字。
	二 一定の金額。
	三 受取人の氏名又は商號(金額拾圓以上ものは無記名にて)。
	四 單純なる支拂の約束(無條件の支拂例へば御支拂可申候也)と記す類)。

- 五 發出之年月日。
- 六 一定之滿期日(支付憑單款額の日子)
- 七 發出地(憑單發出地即記入市町村名可也)

約定期票因指定收款人的方法而異、有指名式(指圖式)・記名式・無記名式之三種。

一 指名式 出票人在憑單上記入收款人姓名或商號、約定將憑單表記之款額交付收款人或交付由收款人所指名之人。

〔例〕 請將右款額支付於某君  
或其所指定之人可也。

二 記名式 是出票人將收款

- 五 振出之年月日
- 六 一定之滿期日(手形金額を支拂ふべき日)
- 七 振出地(手形の振出地として市町村名を記入することになつて居る)

約束手形には受取人を指定する仕方の相違によつて、指圖式記名式無記名式の三種がある。

一 指圖式 振出人が手形に受取人の氏名又は商號の何れかを記入し、此の受取人又は受取人の指圖した人に手形金額を支拂ふことを約束するものである。

〔例〕 右金額何某 殿又ハ同人指圖人へ此手形引換ニ御支拂可申候也

二 記名式 振出人が手形に受取人の氏名又は

人之姓名或商號記入憑單、約定將憑單表記之款額交付收款人者。

(例) 以上款額由某君以憑單親自兌取可也。

三 無記名式 出票人在憑單上不記明收款人姓名或商號、而約定凡持有此憑單之人即付以現款者。

(例) 以上款額付予持憑單人可也。

但無記名式憑單非參拾圓以上之款不得使用。

商號を記入し、此の受取人に手形金額を支拂ふことを約束するものである。

(例) 右金額何某殿へ此手形引換ニ御支拂可申候也

三 無記名式 振出人が手形に受取人の氏名又は商號の何れをも記入せず手形持參人に手形金額を支拂ふことを約束するものである。

(例) 右金額此手形持參人へ御支拂可申候也

但し無記名式手形は金額參拾圓以上でないとならない。

受取人	金額	仕拂場所	番號
		期日	振出日
文明社	貳千七百五拾圓也	安田銀行神田支店	貳七
		昭和貳年八月拾日	昭和貳年七月拾日

東京交換所撰定

參錄收  
入印  
西村  
敬

約束手形

一金貳千七百五拾圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ニ此  
手形引換ニ無相違仕拂可申候也

振出地 東京市

仕拂期日 昭和貳年八月拾日

仕拂場所 株式會社 安田銀行神田支店

昭和貳年

七月拾日 東京市神田區  
素神保町於者他

西村敬



東京市山石川町水道場町三丁目四番地

文明社 殿





昭和二年五月五日

東京市山手区北目町五丁目  
四番地  
中井商店  
同  
中井商店



表面之金額 中井商店 殿

又八同人指圖人一御仕拂可被成候也

表面之金額 殿

又八同人指圖人一御仕拂可被成候也

年月日

表面之金額 殿

又八同人指圖人一御仕拂可被成候也

年月日

表面之金額 殿

又八同人指圖人一御仕拂可被成候也

年月日

表面之金額 殿

又八同人指圖人一御仕拂可被成候也

年月日

表面之金額正ニ受取候也

東京市山手区北目町五丁目  
四番地  
中井商店



昭和二年八月五日

憑單滿期日 憑單付款之日期  
有四种。

一 一定期日付(定期日拂)  
是指定付款之年月日者。

二 一定期日後付 是(日附  
後定期日拂)自出票之日  
後經過一定之日期而後付  
者、指定一定期日後幾個  
月付或日期後某日付。

三 一見即付(一覽拂) 一見  
憑單即付現款者。

四 一見後定期付(一覽後定  
期拂) 出票後將憑單提示  
後、經過一定之期日而付  
者、大抵指定一見後待幾  
個月或幾日支付。

てがた まんきじつ てがたきんがく しはら べきひ ししゅ  
手形の満期日 手形金額を支拂ふべき日で四種  
ある。

一 定期日拂 支拂日を何月何日と指定するもの。

二 日附後定期日拂 手形の振出日から一定の期  
日を経て支拂ふもので、日附後何箇月拂又は日附後  
何日拂と指定するもの。

三 一覽拂 手形を呈示したとき支拂ふもの。

四 一覽後定期拂 振出後手形を呈示した後、一  
定の期日を経て支拂ふもので、一覽後何箇月拂又は  
一覽後何日拂と指定するもの。

憑單的背面簽名(手形の裏書)

收憑單人若不欲自己收款之時、可於期日以前將記名式或其他之期票、當做金錢使用、或讓於他人以之代現款使用。無記名式即支與持票人的期票、可以隨便讓與他人、但其他的期票、必須詳記讓渡之理由與年月日、讓渡人親筆署名以後、始得交與受讓人。這叫做「手形の裏書」、只是在期內由受讓人再讓渡與他人、由他人再讓與他人、如是連續讓渡、也未嘗不可、期票讓渡人也叫做裏書人(背面簽字人)、受讓人叫做被裏書人(被簽字指名人)。

手形の裏書 手形の受取人は、記名式でもその他

のものでも、自ら手形金額を受取らないで、期日前に

之を金銭支拂の代りに、又は手形金額の前拂を受け

んが爲に他人に讓渡することが出来る。無記名式即ち

持參人拂の手形はそのまま讓渡し、その他の手形は、

裏面に讓渡の旨と年月日とを記入し讓渡人が署名

名して讓受人に渡せばよい。之を手形の裏書と云

ふ。讓受人は更に之を他人に裏書讓渡し順次幾

人でも期日内は連續して讓渡することが出来る。手

形の讓渡人は裏書人と云はれ、讓受人は被裏書人

と云はれる。

期票背面簽字的形式有以下三種。

- 一 指名式 是背面記明「表記之款額、可由某先生及本人指名人收之可也」者。
  - 二 記名式 易記明「表記之款額支予某先生可也」者。
  - 三 白地式 不指定取款人、單由背面簽字人署名的。
- 白地式背面簽字期票、未曾指定取款人、故以後可以與無記名式憑單同樣、不必背面簽字即能授受。

期票付款 期票收領人於滿期

てがたうらがまきけいしき 手形裏書の形式には次の三種がある。

- 一 指圖式 「表面ノ金額何某殿又ハ同人指圖人へ御支拂可被成候也」と記したものである。
  - 二 記名式 「表面ノ金額何某殿へ御支拂可被成候也」と記したものである。
  - 三 白地式 受取人を指定しないで裏書人が署名したものである。
- 白地式裏書をした手形は受取人の指定がないから、以後無記名式手形と同様に裏書なしに譲渡すことができる。

てがた しはらひ 手形の支拂 手形の受取人は満期日又は其の

之日或於滿期後二日以内、將  
期票交付付款人請求支款、在期  
票背面記入取款之事項、即可免  
款。

期票的付款拒絕 以期票領款  
被拒絕之時、持票人可託承發吏  
(執達吏)或公證人作一拒絕証  
書、則可對裏書人或發票人於滿  
期之日或滿期日後二日以内、請  
求支付期票款額及利息・費用等。  
這叫做償還請求。裏書人將此款  
項支出時、更可向以前之裏書人  
或發票人、請求支付款額及其利  
息與費用之償還。

後二日以内に、支拂人に手形を呈示して支拂を請  
求し、手形裏面に受取の旨記入し、手形と引換に  
その支拂を受けるのである。

手形の支拂拒絕 手形の支拂が拒絕せられた時  
には、所持人は執達吏又は公證人をしてその拒絕  
証書を作らしめ、裏書人又は振出人に對し、滿期日  
又は滿期日後二日以内に手形金額およびその利  
子と費用の支拂を請求することが出来る。之を償還  
請求と云ふ。裏書人が此の金額を支拂つた時は更に  
前之裏書人又は振出人に對して支拂金額および其  
の利子と費用の償還請求をすることが出来る。

退票(不渡手形) 期票至期日拒絶付款之時、則謂之期票被退、那個期票就叫做退票、期票被退之時、應付款之人必被通知於銀行團、爲他們被拒絶在一定期間內交易。故一經被人拒絶、商人的信用可以說完全墮地、不能再做商業、故關於期票付款一節必須特別注意纔妥當。

期票又可代替借款証書使用。但使用期票之時、與借款証書不同、不但能裏書讓渡而易於通融資金、且萬一至期日借主不克返還之時、在借款証書則不待裁判官

不渡手形 手形が期日に支拂を拒絶せられた時は之を手形の不渡と稱し、その手形を不渡手形と云ふ。手形が不渡となつた時はその支拂人は銀行仲間に通知され一定の期間取引を拒絶せられる。從つて信用地に墜ち殆ど商人として立つことが出来ないから、手形の支拂に就いては特に注意しなければならぬ。

約束手手は又借入金証書の代りとして用ひられる。手形を用ひるときは借入金証書と異なり、裏書讓渡をして資金の融通を圖り易いばかりでなく、萬一期日に借主が返済できない場合に、借入金証書

確實判定之後、不得直接扣押（差押）財産等、然若在期票則可以立即寫一拒絕證書而能備單迅速執行財産扣押之處分。而且借款證書則款額越多越得多貼印花稅票、然而期票則不關款額多寡只貼一參錢印花稅即可。

### 第十五課 匯期票

匯期票 商人在從顧主（得意先）領取代價、再付與發貸家（仕入先）之時、可委託其主顧將此款直接付與發貸家、誠非常便利。在此時當做委託付款的證書使用的

ならば裁判の確定後でないに財産差押等が出来ないが、手形ならば直ちに拒絕證書を作つて簡單迅速に財産差押の處分が出来る。その上借用金證書は金高の増すに従つて、多くの収入印紙を貼らねばならぬが、手形は金高に關せず參錢の収入印紙でよい。

### 第十五課 爲替手形

爲替手形 商人が得意先から代金を受取つて仕入先に支拂ふような場合に、その得意先に委託して直接仕入先に支拂ふようにすれば非常に便利である。かような場合に支拂を委託する證書として

是滙期票、滙期票即對於被委託人(名宛人)約定支款額・期日・地點領取人而囑託其付款的證書。但滙期票之發票人亦可自爲領取人或定出付款人、而發出由自己名義取款的滙期票。

滙期票的發出 滙期票上、必須記載以下之要件、而由發票人署名。

- 一 表明係滙期票的文字
- 二 一定之款額
- 三 發票人氏名或商號
- 四 領取人氏名或商號
- 五 單純的付款的委託

爲替手形が用ひられる。即ち爲替手形とは名宛人に對して支拂の金額期日場所受取人を定めて支拂を委託する證書である。但し爲替手形の振出人は自分を受取人又は支拂人と定めて自分宛手形を振出すことも出来る。

爲替手形の振出 爲替手形には次の要件を記載して振出人が署名しなければならぬ。

- 一 爲替手形たることを示すべき文字
- 二 一定の金額
- 三 支拂人の氏名又は商號
- 四 受取人の氏名又は商號
- 五 單純なる支拂の委託

六 發票年月日

七 一定之滿期日

八 付款地址

匯期票亦與約定期票相同、因指定之領收人文言之不同而分爲指名式・記名式・無記名式三種。但非有參拾圓以上之款額者、不可做無記名式者。

匯期票的付款滿期日・裏書讓渡之方法・發款及發款拒絕之場合及手續等、皆與約定期票同一辦法。

期票的呈示(手形の呈示) 期票和約定期票不一樣、因爲是被

六 振出の年月日

七 一定の滿期日

八 支拂地

爲替手形も亦約束手形と同じく取取人を指定する文言の相違によつて、指圖式・記名式・無記名式の三種がある。但し金額參拾圓以上のものでなければ無記名式のものとするこゝが出来ない。

爲替手形の支拂滿期日・裏書讓渡の方法・支拂及び支拂拒絕の場合の手續等は凡て約束手形の場合同一である。

手形の呈示 爲替手形は約束手形と異なり支拂を委託された名宛人が支拂ふものであるから、受

第貳弍五號

爲替手形



一金參千四百七拾圓也

右金額大倉洋紙店殿又八同人指  
圖人一此手形引換ニ御仕拂可被成候也

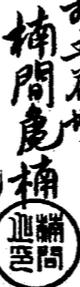
仕拂地 東京市

仕拂期日 昭和貳年四月參拾日

東京市有馬町三丁目

昭和貳年

三月參拾日



東京市日本橋區本町三丁目五番地

淺見文吉殿

引

昭和貳年參月參拾日

仕拂場所 株式第一銀行本店

受

東京市日本橋區三本町馬町三丁目  
式拾七番地

淺見文吉



番號

參貳五

振出日 昭和貳年參月參拾日

仕拂地

東京市

仕拂期日 昭和貳年四月參拾日

金額

參千四百七拾圓也

受取人

大倉洋紙店

仕拂人

淺見文吉

表面之金額 吉田武二郎 殿

又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也

東京市日本橋區西河原町

昭和貳年四月五日 大倉洋行店 殿

表面之金額 殿

又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也

東京市日本橋區本町

昭和貳年四月五日 吉田武二郎 殿

表面之金額 殿

又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也

年月日

表面之金額 殿

又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也

年月日

表面之金額 殿

又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也

年月日

表面之金額正ニ受取候也

東京市日本橋區本町

昭和貳年四月五日 武市 殿



委託付款的被委託人是付款的、所以領收人應該在滿期日以前把期票提示付款人、求他承認付款、這是必要的事。這叫做期票的呈示。且一見後定期付款期票是由呈示而始得確定付款日期的、所以越早呈示方爲有利。

承認期票(手形の引受) 付款人在承諾付款之時、在期票上寫明承認的意思、若指定付款地址時、則將其地址和年月日記入署名以後仍交還領取人。但也可以省去承認文言。這叫做期票的承認、付款人因此而生出對期票付款的義務。

取り人に満期日前にその手形を支拂人に示して、支拂の承諾を求めることが必要である。之を手形の呈示云ふ。殊に一覽後定期拂の手形は呈示によつて始めて支拂期日が確定するのであるから、一日も早く呈示する方が利益である。

手形の引受 支拂人が手形の支拂を承諾した時は、手形に引取の旨記し、支拂場所を定めた時はその場所と、年月日とを記入して署名の上之を受取人に返す。但し引受の文言は省いてもよい。之を手形の引受と稱し、支拂人は之によつて手形支拂の義務を生ずる。

期票の拒絶承認 期票被拒絶

承認之時、持票人可以請求承認或公証人作一拒絶証書、對裏書人或發票人請求期票款額及費用之擔保品。在滿期之日若被委託人將期票款項交出時、則將擔保品交還、若其拒絶付款時、則可對先前的裏書人或發票人於期日後、二日以內請求償還、若不應之時、可以直接處分擔保品、或實行財產扣押等。

期票之保證人(手形の保証人) 和豫備付款人(豫備支拂人) 約

手形の引受拒絶 手形の引受を拒絶された時

には、所持人は執達吏又は公証人をしてその拒絶證書を作らしめ、裏書人又は振出人に對し、手形金額及び費用の擔保品を請求することが出来る。満期日に名宛人が手形を支拂つたときは擔保品はこれを返却し、もし支拂を拒絶されたときは前の裏書人又は振出人に期日後二日以内に償還請求をなし、若し之に應じないときは直ちに擔保品の處分又は財産差押等ができる。

手形の保証人と豫備支拂人 約束手形と爲替

手形では支拂を確實にするように、支拂人裏書人

定期票和滙期票爲使付款確實起見、亦可爲付款人・裏書人或發票人、設保證人或豫備付款人。

### 第十六課 支票

支票 商人常授受很多的金錢、故爲預防竊盜・火災省却手續起見、特約定一個銀行將現款存儲在該行、而委託該行代之支付。銀行對此所設之存款(預金)即爲浮存(當座預金)、而以支票爲付款委託書。

支票的發出(小切手の振出)

發出支票必須記載下面事項、由發票人署名或記名蓋章。

または振出人の爲に、保證人を立て又は豫備支拂人を設けることが出来る。

### 第十六課 小切手

小切手 商人は常に金銭の受拂が多いから、その手數や盜難・火災等を防ぐ爲に、銀行と特約して現金を預けおき、銀行にその支拂を委託する。この爲に設けられた預金は當座預金で、その支拂委託書は小切手である。

小切手の振出 小切手を振出すには次の事項を記載し、振出人が之に署名又は記名調印しなければならぬ。

支

- 一 表明係爲支票之文字
- 二 一定之金額
- 三 付款人氏名或商號
- 四 取款人氏名或商號以及應付與持票人
- 五 單純的付款委託
- 六 發票的年月日
- 七 付款地址

支票的種類 支票亦與滙期票  
 約定期票相等、有指名式・記名  
 式・持票人式三種、因而裏書亦  
 有指名式・記名式・白地式三種、  
 然而因爲支票比較起滙期票・約  
 定期票流通很是便利、故大抵採  
 用持票人式、不寫裏書、以便流

小切手の  
 記載事項

- 一 小切手たることを示すべき文字
- 二 一定の金額
- 三 支拂人の氏名又は商號
- 四 受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきこと
- 五 單純なる支拂の委託
- 六 振出の年月日
- 七 支拂地

小切手の種類 小切手も亦爲替手形や約束手形と  
 同じく、指圖式・記名式・持票人式の三種があり、従つ  
 て裏書にも指圖式・記名式・白地式の三種があるけれ  
 ども、小切手は爲替手形や約束手形よりも一層便利  
 に流通するように、大抵は持票人式のもので裏書な

X 07250				
百	十	万	千	百
			5	3
			8	0
				00
昭和2年9月12日		摘要		
		青森原利源 取		
		青森原利源 代		

東京市本郷區本富士町  
 株式會社 安田銀行  
 本郷支店

南寫堯楠  


右金額此小切手持參人御支拂可被成候也  
 昭和貳年九月拾日  
 文昭社

金五千叁百八拾圓也

~~郷~~  
 X 07250  
 歸小切手

表記之金額正ニ領收仕候也

昭和貳年九月拾貳日

小石川區諏訪町五十六番地

常磐印刷所



通。

支票満期日 大凡支票都是一覽即付、故持票人自發票日期起、十日以内須將支票呈示請求付款。但付款人即於十日後付款亦未爲不可。

用支票付款 商人發行支票代替金錢使用之後、則收款人於十日以内到付款銀行取換現款、或將支票交自己交易之銀行、由該行代取、即轉撥於自己存款帳內、且可讓與他人。銀行當受請求付款之時、詳查開支票人之筆蹟印章儲蓄剩款、若無不當之點、即

しに流通する。

小切手の満期日 小切手はすべて一覽拂で、その所持人は日附から十日以内に呈示して支拂を求めなければならぬ。但し支拂人は十日後でも支拂ふことが出来る。

小切手の支拂 商人が金錢の代りに小切手を振出して支拂すると、受取人は十日以内に支拂銀行に持参して現金を受取るか、又は自分の取引銀行に預入れて取立てた上自分の預金に振替へ、または他人に譲渡することも出来る。銀行ではその支拂を請求されるときは小切手振出人の筆蹟・印鑑・預金残高を調べ

付以現款、而由開支票人之浮存款內減去同數。惟一般收受支票人大抵不提出現款、而存入自己交易之銀行、在銀行團中間、則皆集合於支票交換所、交換自行應付之支票及應取之支票、以清結帳目。如斯日常商業交易大抵以支票行之、得以省却現款授受之繁、非常便利。

浮借款(當座借越) 商人豫先與銀行定契約、付以公債、股票等做擔保品、或以信用、使其承諾對支票支付超過存款以上之一

て不都合がなければ引換に現金を支拂ひ、振出人の當座預金をそれだけ減少する。そして小切手の受取人は大抵現金を引出さずに取引銀行に預入れ銀行仲間では自行の支拂ふべき小切手と受取るべき小切手とを手形交換所に集めて交換し差引勘定をすませます。かくして日常の商業取引が小切手によつて行はれ、現金受拂の手数が省かれ、非常な便益を受ける。

當座借越 商人は豫め銀行と契約して公債株券等の擔保品を差し入れ、又は信用によつて預金以上一定の金額まで振出した小切手に對し、支拂の承

定款額者、亦往々有之。這叫做  
浮借款之契約。

退票 凡超過浮存款額或浮借  
契約款額的、支票被拒絕付款、  
叫做退票(小切手の不渡)。當支  
票被退之時、取款人可直接向發  
票人或裏書人請求償還。此時不  
與滙期票・約定期票相同、不必  
寫拒絕證書、單於支票上記明拒  
絕支付之意及年月日、並由拒絕  
者署名即可。

支票還有以下數種。

橫線支票(橫線小切手) 是在  
支票表面畫二條並行線、或在線  
內記載銀行二字者、此票非經過

諾(だく)を受けることがある。之(これ)を當座借越(とうざかりこし)の契約(けいやく)と云ふ。

小切手の不渡(こぎってふわた) 當座預金(とうざよきん)又は借越契約(かりこしけいやく)高以上  
に振出した小切手(ふりだしたこぎって)が支拂(しはら)ひを拒絶(きよぜつ)せられることをい  
ふ。小切手(こぎって)が不渡(ふわた)となつた時は、受取人(うけとり)は振出人(ふりだし)人又  
は裏書人(うらがき)に償還請求(しょうかんせいきゅう)をすることが出来る。この場合(ばあひ)  
には爲替手形(かわせてがた)や約束手形(やくそくてがた)と異なり、拒絕證書(きよぜつしょうしょ)を要  
せず、單(たん)に小切手(こぎって)に支拂(しはら)ひ拒絶(きよぜつ)の旨(むね)と年月日(ねんがつび)を記入  
して拒絕者(きよぜつしゃ)が署名(しよめい)すればよい。

なほ小切手(こぎって)には次の數種(すうしゆ)がある。

橫線小切手(おうせんこぎって) (線引小切手(せんびきこぎって))とは小切手(こぎって)の表面(ひょうめん)に二  
條(じょう)の並行線(へいこうせん)を引き、又はその線内(せんない)に銀行(ぎんこう)と記(しる)したも

銀行請求不付。

特別横線支票（特別横線小切手）是在二條横線内証明特定之銀行名者、非經過横線内記入之銀行請求不得交付現款。

普通之付與持票人之支票、無論誰都可從銀行領取現款、故易遭盜竊紛失之際、易受損失、然而横線支票即使被和銀行沒有交易的人盜用或拾得、亦不能取款、故可藉以豫防因竊盜紛失而生之損失。

支票的横線可由發票人或持票

人記入。

ので、銀行の手を経て請求しなければ支拂はれない。

特別横線小切手は二條の横線間に特定の銀行名

を記したもので、横線内に記入せられた銀行の手を

經て請求しなければ、支拂はれない。

普通の持參人拂小切手は誰でも銀行から支拂を

受けられるから、盜難又は紛失等の場合に損害を受

け易いが、横線小切手は銀行と取引のないものが盜

んだり拾つたりしても支拂を受けられないから、盜難

又は紛失による損害を防ぐ爲に用ひられる。

小切手の横線は振出人又は所持人が記入して

もよい。

付款保証支票（支拂保証小切手）爲表示支票的付款確實起見、由出票人或持票人令付款銀行保証付款者叫做付款保証支票、若請求此種保証之時、銀行先查看出票人之存款、如有剩餘、則在支票上蓋一付款保証印、而從其存款中、扣留付款額數、故此支票決無退票之虞、極易流通。

滙款支票（送金小切手）這種支票是銀行用以代替滙款滙期票、以取款人所住地的本分行或交易銀行、爲付款人而發出的支票、滙款者從銀行領得此支票後、郵交收款人、使之從付款銀行領

支拂保証小切手 小切手の支拂が確實なこと

を示す爲に、振出人又は所持人が支拂銀行をして支拂を保證せしめた小切手である。この支拂保証を請求すると、銀行では振出人の預金を調べて残高あるときには小切手に支拂保証の印を押し其の預金中から支拂金額を保留しておくから、この小切手は不渡となる恐がなく、極めて流通がよい。

送金小切手 送金爲替手形の代りに、銀行が受取人所在地の本支店又は取引銀行を支拂人として振出した小切手である。送金者はこの小切手を銀行から貰受け、受取人に郵送して支拂銀行から

取現款。

第十七課 買 賣

買賣者 乃一方交出物品或公債・股票等、他方支付與各該物品相當之貨款、即物品與金錢之交換也。交出物品或其他物者謂之賣主、支付貨款者謂之買主。賣買有賣主請求之時、有買主請求之時、亦有中人立於賣主與買主之間而爲介紹之時。然無論何時、必一方請求由他方承認、買賣方克成立。故賣主必須交出物

現金を受取りしめる。

第十七課 賣 買

賣買とは一方が物品又は公債・株券等を渡し、他方が之に對してその代金を支拂ふことで、つまり物品又はその他のものと金錢とを交換することである。そして物品その他のものを渡す方が賣主と稱せられ、代金を支拂ふ方が買主と稱せられる。賣買には賣主から申込む場合と、買主から申込む場合と、又は仲立人が賣主と買主との間に立つて媒介する場合とがあるが、何れの場合でも一方から申込んで他方が之を承諾したときは賣買が成立するのであるから、賣主は物品その

品或其他、買主必須支付各該貨之貨款。

被買賣之物不僅限於物品、還有土地・房屋・公債・股票等之種々、然而買賣中之最主要而交換廣多者爲物品、在商業上特稱之商品。故以下專就商品買賣上說明。

買賣方法有多種、但其最主要者、不外相對買賣・投標買賣・平糶買賣三種。

相對買賣 亦稱普通買賣或成約買賣、是賣主和買主直接對面或以電話・電報等直接協議商品之種類・品質・代價等、而後始結

他のものを引渡し、買主はその代金を支拂はなければならぬ。

買賣せられるものは物品に限らず、土地・房屋・公債・株券等種々あるけれども、その中最も廣く買賣せられるものは物品で、商業上特に商品と稱せられる。従つて以下主として商品の賣買について説明する。

賣買の仕方には種々あるが、その主なるものは相對賣買・入札賣買・セリ賣買の三種である。

相對賣買 普通賣買又は引合賣買とも稱せられ、賣主と買主とが直接口頭電話郵便電信等で、商品の種類品質代價等を協議の上取結ぶ賣買で、

合的買賣、商人間頗多行之。

投標買賣 賣主或買主有多數之時、得使彼等起一種互相競爭心、獨做一種最有利的買賣、並且當販賣之際、由多數之買主、徵求買價提高書、自這買價選擇其最高值的買主賣之、而買入之際、自多數之賣主徵求其買價單、擇這裏面的最廉者而買之、這就是投標的方法。多用於建築及其他包做工事及官公署・公司之買賣等。

投標之際爲防不正之競爭、特鑑定投標者之資格、收一定之押款、或豫定一個價格、販賣時須在此價格以上、買入時不在此價

最も廣く行はれる。

### 入札買賣

賣主又は買主が多數ある場合に、互に競争せしめて最も有利な賣買をしようとして、販賣の際は多數の買主から買値段を書面で申出でしめ、最も高價な買主に賣渡し、買入の際は多數の賣主から書面で賣値を申出でしめ最も安い賣主から買入れる方法である。建築その他工事の請負、官公署・會社等に於ける賣買に用ひられる。

入札の際是不正の競争を防ぐ爲に入札者の資格を定め、一定の保證金を入れしめ、又は豫め一定の價額を定めて販賣の際はそれ以上、買入の際はそれ以下

格以下絕對不交買賣。

平糶買賣 專以口頭使多數之賣主或買主競爭價額而做買賣之方法、凡魚類・蔬菜以及其他市場等皆行之。

此外應說明者、是依中人之媒介而行的買賣、及委託發莊而行的委託買賣等。

定貨單・定貨承諾單・買賣契約單 關於商品買賣的最重要條件是：

- 一 商品之種類・品質・數量・代價
- 二 受收之期限・地方・方法並運費・諸費負擔之條件
- 三 代價納付之期日・方法等。

でなければ賣買しないことがある。

セリ賣買 口頭で多數の賣主又は買主をして價額を競争せしめて賣買する方法で、魚類・野菜その他市場の賣買等に行はれる。

この外後に説明するように、仲立人の仲介によつて行ふ賣買、問屋に委託して行ふ委託賣買等がある。

注文書注文請書賣買契約書 商品の賣買に關して最も重要なものは、

- 一 商品の種類・品質・數量・代價
- 二 受渡の期限・場所・方法並に運賃・諸掛負擔の條件
- 三 代金支拂の時期方法

第一八號

定貨單

品種 木綿法蘭絨。數量 二百反(二箱)。單價 每一反七元五角。

一 受收之期限 昭和十一年八月十日

一 受收之地方 在東京汐留站

爲交付

一 發貨之方法 大貨物按零件

辦理

一 保險 費 買主負擔

一 支錢之條件 到貨物來立刻

支錢

一 其他

第一八號

注文書

品種	數量	單位	單價
綿フランネル	貳百反(貳箱)	一反七圓五十錢替	

一 受渡之期限 昭和十一年八月十日

一 受渡之場所 汐留驛渡

一 發送之方法 大貨物小口扱

一 保險 費 買主負擔

一 支拂之條件 貨物到着次第現金拂

一 其他

如右列定購了、即頌 財安  
昭和十一年八月二十日

東京市日本橋區本町二丁目三番地

武中商店 株式會社

和歌山市本町二丁目一番地  
中尾平吉商店殿

第二八號

定貨承諾單

品種 木綿法蘭絨。數量 二百反(二箱)。單價 每一反七元五角。

右之通り注文致候也

東京市日本橋區本町二丁目三番地

武中商店 株式會社

武中商店

昭和十一年八月二十日

和歌山市本町二丁目一番地  
中尾平吉商店殿

第二八號

注文請書

品種	數量	單價	總價
綿フランネル	貳百反(貳箱)	一反七圓五十錢	壹千四百圓

一 受收之期限 昭和十一年九月十日

一 受收之地方 在於汐留站爲  
交附

一 發貨之方法 大貨物按零件  
辦理

一 保險 費 買主負擔

一 支錢之條件 到貨物來立刻  
支錢

一 其 他

如右列承諾定購、即請 鑒安

昭和十一年八月二十二日

和歌山市本町二丁目一番地  
中尾平吉商店 團

東京市日本橋區本町二丁目三番  
地  
武中商店 殿

一 受 渡 期 限 昭和十一年九月十日

一 受 渡 場 所 汐留驛渡

一 發 送 方 法 大貨物小口扱

一 保 險 料 買主負擔

一 支 拂 條 件 貨物到着次第現金拂

一 其 他

右之通り注文御請致候也

和歌山市本町二丁目一番地  
中尾平吉商店 團

昭和十一年八月貳拾貳日

東京市日本橋區本町二丁目三番地  
武中商店 殿

三 錢  
印 花  
買賣契約單

第五十七號

品類 赤富士牌三拾支綿糸。數  
量二十個。單價 一百二十元正。

- 一 受收之期限 昭和十一年十月一日
- 一 受收之地方 在於大阪梅田站爲交附
- 一 發貨之方法 鐵路遞 郵按包租辦理
- 一 保險費 刊貨物來立刻支錢

參 錢  
紙入

買賣契約書

第五十七號

品 類	數 量	單 價
赤富士卅番手綿糸	貳拾捆	貳百貳拾圓

- 一 受 渡 期 限 昭和十一年十月一日
- 一 受 渡 場 所 大阪梅田驛渡
- 一 發 送 方 法 汽車便貨切扱
- 一 保 險 料 貨物到着次第現金拂
- 一 代 金 支 拂

一 其他之條件

如上列、賣主山本福太郎與買主吉野正夫相互間、成立了買賣契約、所以爲日後之證據起見、作成該契約單正本二件、而當事者各親自爲作記名與簽字蓋章、而各自保有其內一件的。

昭和十一年九月十五日

大阪市東區淡路町四丁目一番地

賣主 山本福太郎 團

大阪市東區北久太郎町一丁目五番地

買主 吉野 正夫 團

故在重要之買賣交易、由買主交付詳記以下條件之定貨單、賣主對此定貨單付以定貨承諾單或互相交換以買賣契約單、使後日不得有錯誤處。但交易頗頻繁之

一 其他ノ條件

上記ノ通り賣主山本福太郎ト買主吉野正夫トノ間ニ買賣契約成立シタルヲ以テ其ノ證トシテ本契約書正本貳通ヲ作り當事者各自記名調印シ各其ノ壹通ヲ保有致候也

大阪市東區淡路町四丁目二番地

賣主 山本福太郎 團

昭和十一年九月十日

大阪市東區北久太郎町一丁目五番地

買主 吉野 正夫 團

等である。故に重要な買賣取引では、買主からは等の條件を明細に記した注文書を發し、賣主は之に對して注文請書を發するか、又は互に買賣契約書を取換はして後日間違の起らぬようにする。尤も常に取引

商店或價習等一定之時、前記之  
第二・第三要件中之某項亦可省  
去。

### 第十八課

#### 品質和數量

品質之評定方法有如下列數種：

一 現品買賣 乃是當買賣之際、親自檢查商品、觀其良否、後結交易的。小賣及其他小量之買賣上多行之。

二 樣本買賣 乃是買賣多量商品之時、一一檢查商品甚屬困難、故只自其中拿出數個做樣子、或取其標本評定其品質的。但賣主必須以和樣本同一的商品交給買主。

する商店間又は慣習等で一定してゐる場合には、  
前記第二・第三要件中の或る事項は省かれること  
がある。

### 第十八課 品質と數量

品質の定め方 には次の通り種々の方法がある。

一 現品買賣 親しく現品を調べて賣買するもので、小賣その他小量の賣買に多く行はれる。

二 見本賣買 多量の商品を買買するときには  
いちくげんびん 多量の商品を買買するときには  
一々現品を檢べることが出來にくいから、其の中か  
ら數個の見本又は雛形を取つて品質を定めるもの  
で、賣主は必ず見本と同一の商品を引渡さなければな

らぬ。

三 標本買賣 乃是以一定之品質作標準而做買賣的。當交換之時、以現品和標準品比較、若有相差處、可略減其代價以行交易。米穀・棉花・羊毛等之買賣多用此方法。

四 牌號買賣 牌號是商品之通稱名、比方像伊勢米・釜蓋炭・瀧瀧豆餅、人々皆知、且品質一定之商品、都以牌號做買賣。

五 商標買賣 一見商標即辨明其品質之良否、故用以做買賣。例如白鳥萬年筆・獅印牙粉等之

三 標準買賣 一定の品質を標準として賣買

するもので、引渡の際現品と標準品とを比較して相違するときは、代價を増減して取引を行ふ。米穀棉花羊毛等の賣買に多く用ひられる。

四 銘柄買賣 銘柄とは商品の通り名で、伊勢米・釜蓋炭・瀧瀧豆餅等の如く、廣く一般に知れ渡つて品質の一定した商品は此の銘柄によつて賣買せられる。

五 商標買賣 商標によつて品質の明かなるものを賣買するときに行はれる。例へばスワン萬年筆

實買全都依着商標做買賣。

六 明細單買賣 以標本・

標本或其他方法、不能正確表明  
品類之商品、可用說明單做買  
賣。例如機械類、船舶等之買賣多  
使用此種方法。

數量定法 是由商品之種類、

在習慣上大體是一定的、計算個  
數者、有箇・箱・袋・俵(草包)・樽  
(桶)・捆(包物)等、計算長度・容  
積・重量者、有尺・碼・石・斗・貫・  
斤・磅・噸等、用以測量是很適宜  
的、然而自定出米突法制之結果、  
將來一定是要使用米突・瓦・立特  
的了。

ライオン齒磨等の賣買は皆商標によつて行はれる。

六 明細書賣買

見本標準又は其の他の方法  
で正確に品質を表はし難い商品  
は説明書によつて賣買される。  
例へば機械類船舶等の賣買は此の  
方法によつて行はれる。

數量の定め方

は商品の種類によつて慣習上  
おおよそ一定して、個數で計算するものには、  
個・箱・袋・樽・樽等があり、長さ・容積・重量を計るには尺・ヤ  
ード・石・斗・貫・斤・ポンド・噸等適宜に用ひられてゐるが、  
メートル法制定の結果將來はメートル・グラム・リッ  
トルが用ひられることゝなる。

已經包裝之商品、欲知其重量、可先秤包裝之總量、自總量內再減去包裝之重量即皮重。如斯求得之重量就叫做純重量。

減量(掉秤) 因爲貨物種類不一致、在運送或保管中往々發生出減量・破損等事、並且當包裝之際、混入其他雜物者亦不少。這些意外在習慣上、和皮重同樣的、自總量內減去。例如玻璃・陶磁器、很容易破損者、必另減去其一定之破損額、如海菜等之海產物、其中包含不少砂礫雜物故得另外減去一定之數量、生絲・綿

包裝した商品の重量を知る爲には、包裝のまゝ、秤つた總重量(總量又は皆掛とも云はれる)から包裝の重量即ち風袋を差引かねばならぬ。かくして得た重量は正味重量といはれる。

減量 貨物の種類によつては運送又は保管中に減量又は破損を生じ、或は荷造の際、砂その他の雜物を含むものがある。これ等も亦慣習上風袋と同様に總量から差引かれる。例へば硝子・陶磁器のよくな破損し易いものは、一定の破損高を差引き、昆布等の海產物はその中に含まれる砂や雜物の目方として一定量を差引き、生糸や綿や羊毛等はその中に

花・羊毛等内、所含之水分必須立以標準、否則超過標準以上之水分一定扣減。這就叫做減量。

商人間做買賣時、買主應即刻檢查受收之商品、若見有數量不足、品質和樣本相異等事、不即刻通知賣主、請求買賣解約、代價減額・賠償損失、至日後無效、故在受收商品之際、須特別注意。但若有不能即刻發見的物品、亦可在六個月間通知。

第十九課 貨物收受時期和地點

含まれる水分の標準を定め、それ以上の水分は差引かれる。之を減量といふ。

商人間の賣買に於ては、買主は直ちに受取つた商品を検査して、若し數量が不足したり品質が相違したりしてゐること等を知つたときは、直ちにこれを賣主に通知しないと賣買の解約代金の減額・損害賠償等の請求をすることが出来ないから、商品を受取るときにはよく注意しなければならぬ、但し直ちに發見することが出来ないものは六ヶ月間に申出ればよい。

第十九課 受渡の時期と場所

貨物收受時期 有種々、然面若獲指期日定妥之時、賣主須要隨着買主之請求、按時交付。次者即表示其最主要之時期：

- 一 即時現交 約定買賣、同時交付者
  - 二 急交 自約定買賣日起、數日內即收領者
  - 三 期交 豫約一定期日、在這期日內收領者
  - 四 到後付 自遠方送來未到之商品、待到來而後領取之商品、輸入品或海陸運送中之商品、多用此法。
  - 五 定期交 約定一定之期日、至期日而始交者。
- 領收地點 與商品之代價有根

受渡時期 には種々あるが、もしその期日が定められなかつた時には、賣主は買主の請求次第何時でも引渡さなければならぬ。次に主なる受渡時期を示す。

- 一 即時渡 賣買の約定と同時に引渡すもの。
  - 二 直渡 賣買約定の日から數日中に受渡すもの。
  - 三 延渡(先物) 豫め一定の期日を定めて其の期日中に受渡すもの。
  - 四 到着渡 遠方から送つて來る未着の商品を到着の上受渡すもので、輸入品又は海陸運送中の商品を賣買するときに用ひられる。
  - 五 定期渡 一定の期日を定めてその日に受渡すもの。
- 受渡の場所 は商品の代價と大なる關係があつて、

大關係、賣主把商品交與買主以前之運賃、保險費及其一切費用均得負擔、然而交於買主以後、像此種費用、買主都得負擔的了。若是當立買賣契約之際、價收場未定者、特定品可在其存置之地方領收、不特定品須得在買主之營業所或住處授受。

- 一 現場交 買賣之商品在存置之地方授受者。
- 二 倉庫交 在倉庫裏授受者。
- 三 車站交 有在賣主之營業地的火車站授受者、有在買主營業地的火車站授受者。
- 四 裝車交 將商品裝貨車後而始授受者。

賣主は買主に商品を引渡すまでは運賃、保險料その他の費用を引受けなければならぬが、買主に引渡した後は買主に於て是等の費用を引受けなければならぬ。もし賣買契約の際受渡の場所が定められなかつた時は、特定品は契約の際その商品の存在している場所受渡し、不特定品は買主の營業所又は住所で受渡さなければならぬ。

- 一 現場渡 買せられる商品が現在存してゐる場所で受渡すもの。
- 二 倉庫渡 倉庫内で商品を受渡すもの。
- 三 停車場渡 賣主營業地停車場で受渡すものと、買主營業地停車場で受渡すものとある。
- 四 貨車積込渡 商品を貨車に積込んだ上受渡すもの。

- 五 碼頭交 在碼頭授受者。
- 六 裝船交 將商品裝在船內而始授受者。
- 七 船側交 將商品運至本船之船側授受者。
- 八 本船交 在發裝港將商品裝入本船、至到貨港而始領收者。
- 九 上岸交 將輸入商品運至港岸上而始交付者。
- 十 買主店交 賣主將商品送至買主店頭而交付者。

第二十課 發送商品

包捆 爲保存普通商品得用一定之包裝、又爲運送、亦須用一定之捆裝。包裝和裝貨、因商品之種類・運送之時期・距離或火車載・汽船載等而異、然而總要

- 五 波止場渡 波止場で商品を受渡すもの。
- 六 浮船渡 商品を浮船に積んだ上受渡すもの。
- 七 船側渡 商品を本船の船側まで肩けた上受渡すもの。
- 八 本船渡 積出港では商品を本船に積込んだ上受渡し、到着港では本船で受渡すもの。
- 九 陸揚渡 輸入商品を到着港で陸揚の上受渡すもの。
- 十 買主店渡 賣主が買主の店頭まで商品を肩けて受渡すもの。

第二十課 商品の發送

荷造 普通商品は保存の爲に一定の包装をなし、運送の爲に一定の荷造をしなければならぬ。包裝と荷造は商品の種類・運送の時期・距離又は汽車積か汽船積か等によつて違ふが、なるべく堅固にして、運送

結實堅固、以便免却在運送中途、丟失・破損・腐敗・水濡・鼠害之患方可。捆裝若不完全、保險公司就不承保險之責任、亦不賠償運送業者之損失、並且由被偷盜・品質腐壞・數量減少等、損害確非淺鮮。

、聽說從前一般日本商人、頗忽視包捆、也不管捆裝完全與否、即往外發送、因此在運送中途、損失不少商品、往外國的輸出品、更不能言、屢々使受貨人、感覺痛苦、誠將來不可不改善之病源也。

包捆材料之外裝用者有雙重席・單重席・草包・箱・罐・瓶・壺・桶袋・草袋・板等種々。內裝用者

の途中、紛失・破損・腐敗・水濡・鼠害等のことがないようにしなければならぬ。荷造が不完全であると、保險會社は保險を引受けず、運送業者は損傷しても辨償せず、又盜まれたり品質が悪化したり數量が減じたりして損害が少くない。

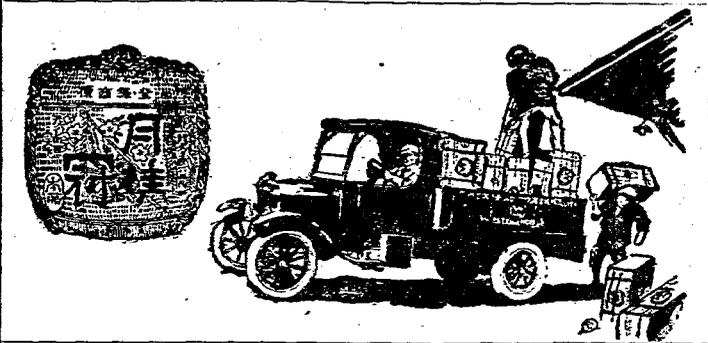
從來日本の商人は一般に荷造を輕視して不完全な荷造で發送したが爲に、運送中に商品が損じ、特に外國輸出品に於て荷受人が迷惑を被むつたことが屢々あつたといふ。

荷造材料には外裝用としては蕙・アンペラ・俵・箱・鐘・瓶・壺・樽・袋・叭・板等種々あり、中詰用として

有葉・木屑・油紙・布帛・亞鉛・洋鐵等、結束用者有麻繩・鐵皮條子等、按商品適當者用之可也。

關於捆裝注意要件如下：

- 一 有破損・脫落・盜竊之虞者、務要堅固捆裝。
- 二 將容積和重量整理妥切後、還要企圖販賣上便利。
- 三 不要因爲捆裝而增加商品之容積和重量。



は藁木毛油紙布帛亞鉛ブリキ等あり、結束用としては繩帶鐵等があるから、商品に應じて適當なものをを用ひるがよい。

荷造について注意すべき

要件は次の通りである。

- 一 破損脫落盜竊の恐れなきよう堅固に荷造すること。
- 二 容積と重量とを取扱上又は販賣上に都合よくすること。
- 三 荷造の爲に容積・重量をなるべく増さぬこと。

四 要節省捆裝費。

五 須防品質因溫度腐化。

六 注意捆裝外部記載事項。

在包裝外部蓋印之外、須將商  
品種類、以及辦理文句如「慎勿  
濡濕」「怕壓物品」「易碎物品」  
「不許鉤掛」等字樣填寫上面、並  
記載商品名・商標等。

貨印 捆裝裝妥時、爲防裝貨、

卸貨・受貨之際、生出錯誤、與其  
他貨混雜、很難分辨、故須於捆  
裝外部加以簡單明瞭之貨印。從  
來日本商人的貨印有

△ 卍 ⊗ △ □ ⊙ 分

等樣、率皆使用商店或製造家所  
用之記號、然而此外再加上定貨

四 荷造費を節約すること。

五 溫度による品質の惡化を防ぐこと。

六 包裝外部の記載事項に注意すること。

外部には荷印の外に、商品の種類により、取扱上の注意文句とし  
て「濡れ物用心」「下積無用」「こわれ物」「手鉤無用」等と記し、更に  
商品名・商標等を記載するがよい。

荷印 荷造ができたならば積込積卸荷受等の際

他の貨物と容易く見分けられるように、包裝の外部  
に簡單明瞭な荷印を附ければならぬ。從來日本の  
商人は荷印として左のような商店又は製造家の

△ 卍 ⊗ △ □ ⊙ 分  
ヤマイチ カネウニツ マルブン サロコ フンドウ キョウサダイ イリヤマカ

用ひる記號をそのまゝ使用していたが、この外に注

號碼・貨物數量・到達地等、更爲便利。

上掲貸印中、東京・大阪字樣表示到達地、250 120 字樣表示定貨號碼、 $\frac{6}{60}$ 字樣表示總計五十個中之第六號、 $\frac{11}{60}$ 字樣表示總計六十個中之第十一號。

捆裝・貸印既妥時、可將貸主受貨人的住址・姓名等記載之名牌栓上、託運送人或鐵道業者・海運業者發送、然而此時應就運費多寡・運送方法・運送時間、熟思考慮、斟酌一有利方法。

もんばんごうにもつすうりまうしむけちとうたつちとうくわ  
文番號荷物の數量仕向地(到達地)等を加へると一  
層便利である。例へば、



上記東京大阪は仕向地を示し、250 120  
は註文番號を示し、 $\frac{6}{60}$ は總計五十個中  
の第六を、 $\frac{11}{60}$ は總計六十個中の第十  
一なることを示す。

荷造荷印が出来たときは荷主荷受人の住所氏  
名等を記した荷札をつけて、運送取扱人又は鐵道  
業者若くは海運業者に託して貨物を發送するの  
であるが、この際運賃の多少運送の方法運送の時  
間等について有利な方法を考へねばならぬ。

發貨單(送狀) 在發貨之際、  
必須寫一發貨單詳細記明商品の  
種類・品質・數量・貨印(荷印)・捆  
裝(荷造)・貨價・運費・保險費  
及其他各項與運送方法等、寄交  
收貨人這叫做「送狀」或「積荷  
案内」、並可以兼作索取貨價之  
用。

送狀 荷物發送の際には荷受人に向けて商品の  
種類・品質・數量・荷印・荷造・代價・運賃・保險料その他  
の諸掛・運送の方法等を明細に記した案内書を送  
らねばならぬ。之を送狀又は積荷案内等と稱し代  
金請求の用を兼ねしめることがある。

三錢 第二五號  
印花 發貨單

昭和十一年八月十日

東京市日本橋區馬喰町  
三丁目二番地  
吉村商店

田中商店殿

現蒙定購的物品、本日如下記、  
以鐵道貨物便而已經發貨了、務  
祈 檢收爲荷

一 品名 蝴蝶牌白色木綿  
十箱（在一箱有五  
十反）

數量 五百個

一 單價 九角

一 共計代價 四百五十元正

一 運費 八元（每一箱八角）  
一 運費 二十五元（每一箱  
二元五角）

共計 四百八十三元正

印紙  
收入  
參照  
圖

狀

送

昭和十一年八月十日

第25號

田中商店殿

東京市日本橋區馬喰町三丁目二番地

吉村商店

御註文品本日下記ノ通り鐵道貨物便ニテ御送附申上候間御査  
收被下度候也

ニブル 荷印	品名	數量	單價	代金	額
吉	蝶印白木綿 10箱 (一箱五拾反入)	500	0.90	450.00	
	諸掛				
	荷造費一箱=付	0.80	8.00		
	運賃	2.50	25.00		33.00
					483.00

## 第二十一課 代價

行量 酌定商品代價須有一定之標準。例如米以一石作標準、綢緞類以一匹作標準而定其行市。此即叫做行量。行量多有使用數量者、然而如白米零賣之場合、常說一圓錢買幾升、往々有以金額爲行量。

行市 是由世上能成買賣的預定或標準的價值。代價是賣主和買主之間、以此行市作標準而所協定的價值、故不一定和行市一致。

代價因商品授受地點而生出種

## 第二十一課 代價

相場の建 商品の代價を定めるにはその標準となるものがなければならぬ。例へば米は一石を標準とし、吳服類は一反を標準として相場を定める。此の標準を相場の建と云ふ。相場の建には多く數量を用ひられるが、白米小賣の場合等には金一圓に付何升といふように、金額を相場の建とすることもある。

相場 とは世上で賣買せられ得る見込又は標準の値段で、代價とは賣主と買主とが此の相場を標準として定めた賣買値段段で必ずしも相場と一致しない。代價は商品受渡の場所が異なるに従つて種々の

々差異。此差異即由捆裝費・運費・保險費等費用、賣主負擔、抑買主負擔而生出的。下示以主要代價之酌定法。

一 現場交價 是交受後之捆裝費・運費・保險費等全部要買主支付者。

二 倉庫交價 是交受後之保管費及其他交易費等要買主支付者。

三 停車場交價 是到車站的費用要買主交、並且其後一切費用亦要買主支付者。

四 裝車後交價 是到車上的費用要買主支付、其後之運費亦得買主支付者。

五 碼頭交價 是運至碼頭的

相違を生ずる。この相違は受渡までに要する荷造費・運賃・保險料等の費用を賣主が負擔するか、又は買主が負擔するかによつて生ずる。次に主なる代價の定め方を示す。

一 現場渡値段 受渡後の荷造費・運賃・保險料等は全部買主が支拂ふもの。

二 倉庫渡値段 受渡後の保管料その他引取に要する費用を賣主が支拂ふもの。

三 停車場渡値段 停車場までの費用は賣主が支拂ひ、その後の費用は買主が支拂ふもの。

四 貨車積込渡値段 貨車積込までの費用は賣主が支拂ひ、その後の費用は買主が支拂ふもの。

五 波止場渡値段 波止場までの費用は賣主が支拂ひ、その後の費

費用、要賣主支拂、其後之費用要買主支拂者。

六 艙板上交價 是裝載艙板上之費用要賣主支拂、其後之費用要買主支拂者。

七 船側交價 是運至本船側之費用要賣主支拂、其後費用要買主支拂者。

八 本船交價 是貨物裝上本船之費用要賣主支拂、其後之費用要買主支拂、本船到港、卸貨之費用要賣主支拂、其後之費用要買主支拂者。

九 上岸交價 是貨船入港、運載至陸地之費用要賣主支拂、其後之費用要買主支拂者。

一〇 買主店交價 是將貨物送至買主店門口的費用要賣主支拂者。

### 第二十二課 支拂代價

支拂代價的方法、有許多種、

用は買主が支拂ふもの。

六 浮船積込 浮船に積込むまでの費用を賣主が支拂ひ、その後の費用を買主が支拂ふもの。

七 船側渡價 本船の船側までの費用を賣主が支拂ひ、その後の費用を買主が支拂ふもの。

八 本船渡價 積出の際は本船積込までの費用を賣主が支拂ひ、その後の費用を買主が支拂ひ、到着の際は本船入港までの費用を賣主が支拂ひ、その後の費用は買主が支拂ふもの。

九 陸揚渡價 到着港で陸揚するまでの費用を賣主が支拂ひ、その後の費用を買主が支拂ふもの。

一〇 買主店渡價 買主の店頭までの一切の費用を賣主が支拂ふもの。

### 第二十二課 代金の支拂

代金の支拂方法 には種々あるが、約束又は習慣が

然而若無約定或習慣之時、須要在交付商品的同時、支付代價。

一 豫付代價 是在交付商品之前、支付代價者。有全部支付的、有先交定錢的。定錢是爲確實履行賣買起見、權以代價之一部分、作保證金、先交付的現款。故倘若買主有不履行買賣之時、定錢即算做虛妄、賣主可得而沒收之、或賣主不履行買賣之時、按所謂定錢賠償加一倍例、須返還一倍之賠償金與買主方可。

二 現款支付 是以現款與貨物當場交換者、亦稱現款交易。現

ない時には商品の受渡と同時に支拂はなければならぬ。

一 前金拂 商品受渡の前に代金を支拂ふもので、全拂と一部の手附金拂とがある。手附金とは買の履行を確實ならしめる爲に、保證金として代金の一部を前拂するものである。故にもし買主が賣買を履行しないときは手附流と稱し賣主は之を没收し、又賣主が賣買を履行しない時は手附倍戻と稱し、手附金を二倍にして買主に返さなければならぬ。

二 現金引換拂 商品と引換に代金を支拂ふもので、現金拂とも稱せられる。現金拂は資金の回轉

款交易、實財之回轉甚速、毫無賒帳之虞、故賣主能賣價很賤、因之買主亦能廉價販賣。

三 除賬 是商品受領後、隔一定之時期、支付代價者。這種支付期日大抵皆由商業習慣而各有一定。除賬凡平常信用超著交易者之間皆可行之、買主既得暫融通實財又可免去一々授受現款之煩、便利固不待言。因之賣主又得藉以維持主顧增加其販賣額、多獲利益、然而往々有資本有限、固澁而不動且生出發賒賬的危險、故當除賬之際、必須仔細謹慎、挑選有信用的買主而行之。且務必時常以特別注意窺測

はやくかしたおれおそれうりぬしはいかやすしたがつ速く貸倒の虞がないから賣主は賣價を安くし、從て買主は安く仕入れることが出来る。

三 掛拂 商品受渡後、一定の時期に代金を支拂ふもので、大抵習慣によつて支拂期日が定まつてゐる。常に取引あり信用ある人に對して行はれるもので、買主は資金の融通を得、一々現金を支拂ふ手数が省かれ非常に便利であり、從つて又賣主としても得意を維持し販賣高を増加せしめる利益があるが、資金を固定し、動もすると貸倒を生ずる危険があるから、掛拂は餘程買主を選んで信用ある買主に限つて行ひ、常に買主の信用と資金の回收とに特別の注意

買主之信用及其資本回轉狀態、以防意外之變方可。

此外還有如下之代價償還方法。

分撥還 是以月償或年償而支

付代價者、如以高價賤賣家具・什

器以及土地・家屋等之時、爲買主

特開方便而行之、然而須格外豫

料回收資財之利息・賒賬等、故此

現款交易、價格高出一頭。

交互計算 是平常相互交易的商

人之間、每逢交易、多不付現款、

記入賬簿、至一定時期、按賬折

算、若有剩款當即支付或補入次

期亦無不可、誠省手續之方法也。

を拂はなければならぬ。

尙おこの外次のような代金支拂の方法がある。

分割拂 月賦又は年賦で代金を支拂ふもので、家

具・什器又は土地・家屋等高價なものを販賣する

際、買主の便利を圖る爲に行はれるが代金回収に要す

る金利貸倒等を見込まねばならぬから、現金拂より

それだけ高價となる。

交互計算 相互に平常取引する商人間では、取

引毎に代金の支拂をしないで、帳簿に記入しておい

て一定の時期に差引計算して、差額だけを支拂ひ又

は次期に繰越して手数を省く方法である。

折扣 折扣は於一時賣出多量之商品之時、或普通賒賬之代價、當交付之時、即將其代價之一部略減發成的。

回付 是在半年或一年之末、按該期間交易的總額而回付代價之一部的。

折扣或回付都是賣主欲滿足主顧表示好意的、故常々以爲販賣增加策・固定主顧策而使用之。

### 第二十三課

#### 零賣業 和躉賣業

零賣業 是從躉賣業者買商品來而賣於一般消費者的營業。

割引 割引とは一時に多量の商品を賣買するか、又は普通掛拂の代金を即時に支拂ふ時に代價の一部を値引することである。

割引 とは半年又は一ケ年等の終りに取引高に應じて、代金の一部を拂戻すことである。

割引又は割引は何れも賣主が得意先の満足を得ようとして好意を示し、販賣増加策得意固定策として用ひられる。

### 第二十三課

#### 小賣業と卸賣業

小賣業 とは卸賣業者から商品を買入れて、一般の消費者に賣渡す營業である。

零售業 是從生產者或其他商人買商品來，而轉賣與零售業者或其他商人的營業。

所以零售業和躉業的區別，祇是因顧客而生的，並不在乎規模的大小。但其區別不在於其賣項上說，躉業比零售業賣項很多而已。

百貨店(デパートメント・ストア)在同一舖內設有衣類・食品・什器・玩具等一切部門，任人閱覽，販賣一切的日用品之零售百貨店是也。在每部門設有專任主任，各與以一定之資本，任其獨立行動，而派一經理以統轄之。百貨店係以大資本經營者，因之一時可以販入很多的貨物，從而辦貨的原價一定很廉，加上門面壯麗・設備完全，用整潔的裝飾。

卸賣業 とは生産者又は他の商人から商品を買入れて、小賣業者又は他の商人に賣渡す營業である。

故に小賣業と卸賣業との區別は單に顧客による區別で、規模の大小によるものではない。只一口の賣上高について云ふと、卸賣業の方が小賣業に比して、概して多量であると云ふ位である。

デパートメント・ストア(百貨店)同一店舗で衣類・食料品・什器・玩具等あらゆる部門を設け、凡ての日用品を便利に販賣する小賣百貨店である。各部門には主任をおき、一定の資本を與へて各獨立の行動をとらしめ、支配人が之を統一する。デパートメント・ストアは大資本で大規模に經營せられ、一時に多額の仕入をして仕入原價を安くし、又壯麗なる店舗と完備した設備とを有し、美麗な裝飾と盛大な廣告と巧妙な

盛大の廣告和巧妙的營業方法吸  
收主顧、以欲壓倒一切零售商店。  
因爲這種原因、大些的都市、自  
不用說、甚至於地方的零售店也  
受不少的打擊、所以將來零售商  
店已經被迫於有改良經營方法、  
另換面目的必要了。

連鎖商店 百貨店是在同一舖  
內販賣百貨、然而連鎖商店則與  
此不同、乃是分設多數支店或特  
約店、而販賣同一商品之零售店  
的一種結合團體。故連鎖店可直  
接從生產者大量販入、或自己經  
營工場、以省却整賣業者及其他  
經紀者之手數、而廉價辦貨。再  
者多數的販賣店散在全國、所以  
在甲地賣剩的物品、可以重販賣  
於乙地、以減少剩貨。至於廣  
告、什器、設備等均由本部統一行  
之、所以能節儉經費、賣價亦能低  
廉、爲一切均有利益之事業。現  
在日本國內還未見隆盛、諒將來  
定有希望。

營業振として顧客を吸收し、群小小賣店を壓倒しようとしている。  
之が爲に大・中・都市は勿論、地方の小賣店までも少からず打撃を受ける  
から、將來小賣商は經營法を改めて面目を一新するの必要に迫られて  
いる。

連鎖店 百貨店は同一店舗内で百貨を販賣するものであるが、連鎖  
店は之と異なり同一の商品を數多の支店又は特約店を設けて販賣する  
小賣店の結合である。されば連鎖店は大規模に生産者から直接仕入を  
行ひ、又は自ら工場を經營して卸賣業者その他の仲次商人の手を省  
き廉價に仕入れ、又多數の販賣店が全國に散在するから、甲地で賣しな  
いものは乙地で販賣して賣残品を少からしめ、その他廣告・什器・設備等  
凡て本部で統一して行ふから、經費も節約でき賣價も低廉にすることが  
できる等萬事有利な營業ができる。また日本では盛ではないが將來追  
々盛になると思ふ。

通信販賣業 因爲地方的商店商品種類極少、品質・流行・趣味等到底不及大・中都市的商店而且其價額也因爲賣項少的關係、比較起來難免高貴。所以都市的商店想要令這些地方人滿足、在新聞・雜誌上登廣告、或郵贈商品目錄、以喚起購買心、而由信件收受定貨、由包裹郵件或鐵道之便、發送販賣所定之貨。這就叫做通信販賣業。通信販賣業由兼賣業或零賣業也可以爲專業、也可以爲兼業。

這種營業都是豫付代價或用貨款交換方法販賣的、所以不但無固滯資本之虞、又不必設備特別店舖、只須應合定貨而販入商品即可。所以沒有掛慮賣剩的必要、但爲吸收主顧、在新聞・雜誌登廣告、並配布商品目錄、須要相當多額的費用。目下日本東京・大阪等地之大商店、盛行此法、並且地方都市對於當地之主顧、亦能實行、譬如宇治茶・土佐木魚之地方

通信販賣業 地方の商店は商品の種類少く、品質流行趣味等に於て到底大・中都市の商店に及ばず、又その價額も販賣高が少いが爲に比較的高いのを免れない。そこで都市の商店は是等の地方人を満足させようとして新聞雜誌に廣告し、或は商品目錄を發送して購買心を喚起し、郵便で注文を受け、小包郵便又は鐵道便で注文品を發送販賣する。これが通信販賣業である。卸賣や小賣の專業として又は兼業としても行ふことができる。

この營業は凡て前金又は代金引換で販賣するから、資金の固定する虞なく又特別な店舖を構へることもいらす、注文に應じて商品仕入れ、販賣すればよいのであるから、賣殘品を生ずる心配もない。只得意を取る爲に新聞雜誌廣告、商品目錄の配布等には相當多額の費用を要する。目下日本では東京大阪等の大商店で行はれてゐるが、地方都市でもその地方の得意に對して行ふこともできるし、又宇治の茶や、土

特産物亦可行全國的通信販賣。  
最適宜通信販賣的商品、最好如綢緞・圖書・茶等類、照其容積・重量看來、價額是很貴、而比較上運費不多、又不易腐敗・變質・損壞的商品纔行。

## 第二十四課 代理業

### 和介紹業

代理業 乃是像關東一、手販賣店・保險會社代理店等、不被他人雇用、而受一定之商人委託、繼續代理或介紹屬於該商人營業部類的業務而受其報酬的營業、其營業者叫做代理商。

凡代理店所辦理的業務、統由本人負責、因是而所生之損失或

佐の經節の如く地方の特産物は全國的に通信販賣することもできる。  
通信販賣に適する商品は吳服・圖書・茶のような、容積重量の割合に價額が高く比較的運賃が掛らず腐敗・變質・破損等のないものでなくてはならぬ。

## 第二十四課

### 代理業と仲立業

代理業 關東一手販賣店・保險會社代理店等のように、他人に雇はれたのではなくて、一定の商人から委託を受けて、その商人の營業の部類に屬する業務を引續いて代理又は媒介して報酬を受ける營業で、その營業者を代理商といふ。

代理商の取扱った業務については凡て本人が責任を負ひ、それによつて生じた損失又は利益は代理商

利益、與代理商無直接關係、一切  
全歸本人本人自己負擔、所以代  
理商爲本人所代理或所介紹之業  
務、務須從速報知本人方好。若無  
本人之許可、則爲自己或本人以  
外之人、代理介紹屬於本人的營  
業部類之業務、或爲以同種營業  
爲目的之公司之無限責任社員是  
不可的。蓋以不如此則代理者絕  
不能爲本人盡忠實的義務也。

代理商之良否・熱心・不熱心皆  
與本人營業興衰有莫大關係、故  
當選用代理商之際、須特別慎重。

には直接關係がなく、凡て本人のものであるから、代  
理商は本人のために代理又は媒介した業務は速に  
本人に通知しなければならぬ。又本人の許しがない  
れば自分又は本人以外の者のために本人の營業の  
部類に屬する業務をなし、又は同種の營業を目的と  
する會社の無限責任社員となることが出来ない。そ  
うしなければ代理者は本人の爲に忠實な義務を盡  
すことが出来ないからである。

代理商の良否熱心不熱心は直ちに本人の營業  
に關係するから代理商の選任は慎重にしなければ  
ならぬ。

代理商比較的不需要多的大資本、祇有手腕與經驗即能作得來、極適於資本力之薄弱者。

介紹業(仲立業) 如生絲・砂糖之經紀、處在多數賣主與買主之間、做賣買交易之媒介、而從雙方收取用錢(手数料)之營業即是。營其業者亦可稱為介紹人(仲立人)・經紀(仲買人)或經手人(ブローカー)。有商品介紹人・土地房產介紹人・船舶介紹人・期票介紹人・保險介紹人之種也。

倘由介紹人之力、成立交易之時、將交易人雙方的姓名・交易之年月日・以及交易的要件、全記載於介紹人自身之帳簿、而另以記載此項交易之文件、送至交

代理・商は資本が割合に要らないから、技倆・經驗があつて資本少き人の營むに適している。

仲立業 生糸や砂糖の仲立人のように、多くの賣

主と買主との間に立つて、賣買取引の媒介をして、双

方から手数料を得る營業で、その營業者は仲立

人・仲買人又はブローカーとも稱せられる。商品仲立

人・土地家屋仲立人・船舶仲立人・手形仲立人・保險仲

立人等種々ある。

仲立人の媒介で取引が成立したときは兩取引人

の氏名取引の年月日・取引の要件を仲立人自身の帳

簿に記載し、更に之を記載した書類を双方の取引人に

易者之雙方、以請求關於此項之用錢。

介紹商亦與代理商相同、用不着很多的資本、所以凡精通該業務之商人、以小資本經營之、最為適宜。

### 第二十五課 委託買賣

#### 業 賣和批發

委託買賣 若商人覺得在遠方買賣、比較在本處買賣有利、而在該地方又無分號(支店)、或辦事處(出張所)、對於商況・買賣手續等不了解之時、則感覺種種不便、此時可以有委託買賣精通當地商況和買賣手續的商人。這叫做委託買賣、分爲販賣委託和

渡して、手数料を請求するのである。

仲立人も亦代理商と同じく多くの資本が要らな  
いから、その業務に精通した商人が小資本で營むに  
は好適の業務である。

### 第二十五課 委託賣買と問屋業

委託賣買 商人が自分の土地で商品を賣買する

よりも遠方に賣買する方が有利なときに、その地に支  
店・出張所もなく商況・賣買手續等に不案内なる  
時には種々の不便があるから、その地の商況や賣買  
手續等に通じた商人に委託して賣買することがあ  
る。之が委託賣買で、販賣委託と買附委託との二種

收買委託二種。比方說長野的商人想要把生絲輸至美國時、必須把生絲運交橫濱生絲商處、這樣委託他人販賣之事、即爲販賣委託、又如東京的鐵商人打算從英國輸入鐵料之時、必須委託東京的輸入商人而買入、這就是收買委託。

批發莊 照以上所說、受一般人的委託而做買賣、按買賣款項之多寡、而得一定之報酬（即口錢或手數料）、以爲營業利益的商人就叫做批發莊、其營業即稱爲批發業。然而近來日本兼做批發業和躉賣業（卸賣業）的頗不少、

がある。例へば長野の商人が米國へ生糸を輸出しようとする時に、横濱の生糸商に向けて生糸を積送り、その販賣を委託するのが販賣委託で、又東京の鐵商人が英國から鐵を輸入しようとするときに、東京の輸入商に委託して買入れるのが買附委託である。

問屋 かように一般の人から委託を受けて買入を行ひ、賣買高に應じて一定の報酬即ち口錢又は手數料と云ふものを得て、營業收益とする商人を問屋といひ、その營業を問屋業といふ。併し日本では問屋業と卸賣業とを兼ねたものが多いから、卸賣

所以往々把賣商和批發莊、弄不清楚。

批發莊的責任 批發莊是受他人之委託、買賣他人之商品而收取他人用錢(手數料)的商人、所以在買賣損益上雖沒甚麼關係、然而在買賣契約上則寫着自己名義、所以在買入之時應付代價、或販賣之時、應交商品等、總得負責主或賣主的責任。

販賣之委託 想要委託販賣商品之時、務要先向批發莊把販賣地的市況行市、運費和其他費用、打聽清楚、如有得利益的希望即委託其代賣、而行發送貨物手續、並寄交委託販賣送單及其他關係

商と問屋と混同することが多い。

問屋の責任 問屋は單に委託を受けて他人の商品を賣買する手數料商人であるから、賣買の損益には關係がないけれども、賣買の契約は自分の名義でするから、買附の時は代金を支拂ひ、販賣の時は商品を引き渡す等、買主又は賣主としての責任は負はなければならぬ。

販賣委託 商品の販賣を委託するには、先づ販賣地の市況・相場・運賃その他の費用を問屋に問合せ、利益が得られる見込あるときは販賣を委託し、貨物發送の手續をして委託販賣送狀その他の關係

文件。此時有委託主對批發莊有指定販賣價值。這叫做指定價(指値)。所以往往因爲市況的牽掣、也有不能販賣的。又有委託主不指定販賣價值一任批發莊隨市場行情販賣者。這價格叫做時價或自然價格(成行値段)。不管是一樣、批發莊總要高價販賣、以謀委託者的利益。不然不但委託者難以收獲利益、而於自店之繁盛亦無希望。

批發莊販賣委託品之時、從售貨錢內、扣去運費、保管費、各項雜費及其他的墊款(立替金)和批

書類を送附するのである。この場合に委託主が問屋に對して販賣値段を指定することがある。之を指値と云ふ。従つて此の場合には市況の如何により販賣出來ないこともある。又委託主が販賣値段を指定せず問屋に一任して、市場の相場で販賣せしめることがある。この値段を成行値段と云ふ。問屋は何れの場合でも、なるべく高價に販賣して委託主の利益を圖らねばならぬ。そうでないと自店の繁昌を望むことが出來ない。

問屋が委託品を販賣したるときは賣上代金から、運賃、保管料、諸雜費、その他の立替金と問屋の手數料

發莊の用錢、把記明純收入多少の售貨清單(賣上勘定書)、送交委託主、以備察看、至於純收入立即匯去、或暫存放以待委託主的指示。售貨清單又可叫做售貨計算單(賣上計算書)或清單(仕切書)。

豫算售貨清單(試算賣上勘定書) 販賣委託主於商品未發送之前、有將委託商品之要項詳細、通知批發莊使之豫先概算販賣代價・運費及其他諸費、而作一售貨清單者。這叫做豫算售貨清單(試算賣上勘定書)。

收買之委託(買附委託) 想要委託收買商品之時、先問明貨價。

を差引き、正味手取金を示す賣上勘定書を委託主に送附し、正味手取金は直に送金するか、又は預りおき委託主の指圖を待つ。賣上勘定書は賣上計算書又は仕切書とも稱せられる。

試算賣上勘定書 販賣委託主が商品を送る前に委託品の要領を申送り、問屋をして販賣代金運賃その他の諸掛を概算して、豫想の賣上勘定書を送らしめることがある。之を試算賣上勘定書と云ふ。

買附委託 商品の買附を委託しようとする時に、代價運賃その他の諸掛を問合せ、買附が引合へば

三分  
印花

賣完計算單

昭和十一年九月十日

東京市日本橋區小網町  
三丁目五番地

武田商店

田中商店殿

第五號 蒙依託的商品賣完計  
算、如左列記載無算差

一、五千元 某貨五百袋每一  
袋、十圓賣完代

價總計

諸費用

一、二十元 起貨費

一、二十五元 棧費(個月分(火  
災保險費在內))

一、二十元 修理費

一、十元 諸雜費

一、百廿五元 售貨經手費(二  
分五厘)

折 算 四千八百元

賣上勘定書

昭和十一年九月十日

印收參  
紙入錢  
印

田中商店殿

東京市日本橋區小網町三丁目五番地

武田商店

第5號 御委託品賣上計算下記ノ通りニ御座候也

ナニナニ 何々	フクロ 500袋	ジュウニソカヘ 拾圓替	ソウワリアダダイケン 總賣上代金			5000.00
	レロ 諸	カカリ 掛				
ミズ 水	アゲ 揚	ケン 賃			20.00	
クラ 倉	レキ 敷	リョウイツカ 料一ヶ月分(火災保險料共)			25.00	
テ 手	イレ 入	ケン 賃			20.00	
ザツ 雜		ヒ 費			10.00	
ウリアダ 賣上手數	テスワリヨク 料	ニ 二分五厘			125.00	200.00
			テ 手	トリ 取	ケン 金	4800.00

三分  
印花

買貨清單

昭和十一年九月五日

東京市日本橋區大傳馬

町二丁目一番地

吉村商店

山中商會殿

第十號 蒙依託的商品如下列記  
 載買取了、本日以輪船開運丸郵  
 便、已經發賣了、務祈檢收爲荷  
 一、四百五十元 木綿法蘭絨、

一百反(五十  
 反入兩個)每  
 一反四元五角

諸費用

一、四元五角 箱價及摺裝費

一、十五元 運費

一、九元 買取經手費二分

折算 四百七十八元五

書定勸附買

昭和十一年九月五日

參收  
紙入  
圖

山中商會殿

東京市日本橋區大傳馬町二丁目一番地

吉村商店

第10號 御委託品下記ノ通り買附本日汽船開運丸便ヲ以テ御送  
 附申上候 間御查收被下度候也

1-2	綿フランネル 109反(50反入 2箱) 一反ニ付 4圓50錢替		450.00
	箱代及ビ荷造費	450	
	運賃	1500	
	買付手数料二分	900	28.50
			478.50

運費及其他各項、如果買亦上算、則委託按指定的價格或時價收買、而寄交記明商品種類・品質・貨價及其他要件之買賣訂單（買附註文狀）。批發莊方面則按訂單之要件收買商品而送交委託者、並作成買賣清單（買附勘定書）與其他文件同時寄交。

買賣清單（買附勘定書）是記載收買商品之種類・品質・數量・代價・運費・保險費・保管費・各項雜費及其他整款並用錢者、也有叫做收買計算書單（買附計算書）或收買發貨單（買附送狀）的。

收買代價的支付方法有前支（前拂）後支（後拂）及貨價交換（引換拂）等種類。

指値又は成行で買附を委託し、商品の種類・品質・代價その他の要件を記載した買附註文狀を發送する。問屋では註文狀の要件に従つて商品を買入れ、これを委託主に發送すると共に、買附勘定書を作り、その他の書類を添へて委託主に送る。

買附勘定書 買附商品の種類・品質・數量・代價・運費・保險料・保管料・諸雜費その他の立替金並に手數料等を記載したもので、買附計算書又は買附送狀とも稱せられる。

買附代金の支拂方法には前拂・後拂又は引換拂等の種類がある。

委託收買之法也與委託販賣相同、有時豫先使發莊豫算商品之代價、運費及其他諸費、作一暫定計算單。這叫做豫算收買計算單(試算買附計算書)或豫算發貨單(試算送狀)。

再委託 批發莊受販賣委託或收買委託之時、因行情變動和貨物不足等緣故、無販賣或收買的希望之時、可以先求得委託者的同意、再轉委託其他商人、爲之販賣或收買也有。此稱爲再委託。

第二十六課 商品的

躉買和整理

躉買(仕入) 常言說「巧妙的

買附委託の場合にも販賣委託の場合と同じく、  
豫め問屋をして商品の代價・運賃其の他の諸掛を  
豫想して假の買附計算書を作らしめることがある。  
これを試算買附計算書又は試算送状といふ。

再委託 問屋が販賣又は買附の委託を受けた場  
合に、相場の變動や商品・排底等の爲に販賣又は買  
附の見込が立ち難い時は、依託主の許を得て、更に他地  
方の問屋に依託して販賣又は買附をすることがあ  
る。之を再依託と云ふ。

第二十六課 商品の仕入と整理

仕入 「よく仕入れた商品は半ば賣られた商品であ

購入の商品、是大半已經賣出去的商品、所以辦貨的巧拙、於營業的成績上、有莫大關係。

次條特示以可注意的要點。

一 收買對手(賣家)的選擇

零售店從躉賣店躉買之時、必須選擇信用確實者、而不增減原價以真價交易者、而且供給的商品豐富者爲要、就是無名商店的跑外的夥計提出怎麼賤的商品來、也不可定貨。

二 不可失却躉買之時期。躉

賣店辦貨之時則應注意行市變動、且價額低廉之時盡力買入爲要、小賣店辦貨之時則應不失販

る」といはれる位で、仕入の巧拙は營業成績に重大な關係がある。

次に仕入について特に注意すべき點を示そう。

一 仕入先の選擇 小賣店が卸賣店から仕入れ

るには、確實で信用あり、掛引なしに正札で取引し、商品供給が十分な商店を選び、名もない商店の注文取から、安い商品を提供されても注文してはならぬ。

二 仕入の時期を失つてはならぬ。卸賣店ならば

相場の變動に注意し、價額の下つた時に仕入れ、小賣店ならば販賣の時期を失しないように、又品切とな

賣時期、並且在商品未罄以前買入趁好。

三 躉買數量務要與自店的販賣能力相應。假使價錢便宜、就儘量躉入、則在々生出不少的殘剩品、隨獲得一個不利益之結局。其中最利害最使人痛心者、則爲流行品或腐敗變質迅速的商品。如米・砂糖等之容易保存的日用品則着着價錢便宜之時、多躉買一些、亦無不可。

四 凡躉入之商品、須特加一番的注意、苟於品質略有疎忽、則魚目混珠的粗製濫造品、夾雜其中、以致對主顧有喪失信用之虞、故須選擇上等商品、注意假冒、並且由主顧的種類・營業的方針、須於高級品・中級品・下級品之中、選擇品質最適宜的商品。

らない前に仕入れなければならぬ。

三 數量は自店の販賣能力相應にせねばならぬ。値段が安いからとて多量に仕入れるときは殘品を生じ結局利益を減ずる。殊に流行品とか腐敗變質の早い商品は尙更である。米・砂糖等のような保存し易い日用品は價額の如何によつては多少餘分に仕入れてもよい。

四 品質に注意し、粗製濫造品で客の不信用を來すような商品はさけるとともに、土地の狀況客の種類・營業方針等によつて、高級品・中級品・下級品の中で適當な品質の商品を選ばねばならぬ。

五、一切商品須廉價購入、不獨商品的價錢要廉、即如運費、車力錢及其他購入費用亦不得不盡心考究。還有購買之時、總要以現款交貨爲上、不然即賒帳之時亦須確實履行付款之期日、否則無論如何、亦難以廉價購買。然而若見滯澁不便於銷售、不論如何廉價、怎樣博利益、務必避之、須挑選利益雖少、而能暢銷的商品購買、以薄利多賣的宗旨、後來纔能收獲無量的利益。

六、不時要注意流行・嗜好之變遷、需要之範圍・賣項之程度、須切記不要偏於自己的嗜好和自已趣味。

五 廉價に仕入れなければならぬ。その爲には商品の價額のみならず、運賃車力賃その他の仕入費用も考えねばならぬ。又なるべく現金で仕入れるがよいが、掛で仕入れる場合には支拂の期日にはキチン／＼支拂はなければ安い仕入れが出来ない。しかし如何に廉價で利益が多くとも、賣れにくい商品はさけて、たとえ利益は少くとも能く賣れる商品を仕入れて、薄利多賣によつて利益を得るようにしなければならぬ。

六 流行嗜好の變遷需要の範圍賣行の程度等に絶えず注意し、自分の嗜好や趣味に偏したものをさけねばならぬ。

七 共同購買 聚集一大團商舖、合夥購買多量的時候、不獨省價錢、且運費及其他諸費用、亦可得節約之、故共同購買非常有利。

八 商品的知識 即對於商品的出產地・生產狀況・原料・原價・用法・耐久力・鑑定法・類似品・競爭品等之知識、務要努力準備。

商品的整理 凡釐入的商品、須要分類而整理之。在陳列處好\*整理而陳列之商品、俟販賣員的努力、而後始能引起顧客的購

七 共同仕入 個々の商店が共同して多量の仕入を行うときは、金額も低廉に、運賃その他の諸掛も節約でき、非常に有利であるから、共同仕入を圖るがよい。

八 商品の知識 即ち商品の生産地・生産の状況・原料・原價・用法・耐久力・鑑定法・類似品・競争品等の商品について、十分の知識を備へるようにならねばならぬ。

商品の整理 仕入れた商品はよく分類し整理しておかねばならぬ。店頭に於てよく整理され陳列された商品は、販賣員の努力と相待つて購買心を喚起

「買心、然而若没整理之時、不但使顧客在店裏等待之間、露出店員亂找商品等之醜態、因之能賣的商品也不能賣的結局、又且至於與顧客以不快之感。即在倉庫內保存亦要十分分類整理、以防損傷。比方那一樣在那地方擱的、那一樣是多少、都須記於帳簿、一見即能知其貨在何處有多少方算妥當。否則或商品售罄、或多余賣皆足以有損商業之利益、並且假使若有剩餘商品、存儲庫內、日久天長、不能不忘記、以致失掉剩餘品處分之時機、亦屬利益之障礙也。

第二十七課 商品之

販賣

座賣式和陳列式 座賣式者店

裏不陳列商品、客人要買商品的

して買はれて行くが、整理されていなきときは、客を待たしてにおいて商品を引かき回す等の不體裁を極め、賣れる商品までも賣れなくして、その上客に不満足の感を與へることになる。又倉庫内に於ても損傷しないようによく保存し、十分に分類整理して、何が何處に何程あるか、帳簿を見ればすぐ分るようになしなればならぬ。そうでないと品切れになつたり、餘分の仕入れをしたり、又殘品處分の時機を失する。

第二十七課 商品の販賣

座賣式と陳列式 座賣式とは商品を店內に陳

列せず、客の求めに應じて一々商品を取り出して見せ

時候、纔把商品一々の拿出来供其觀覽、不獨費了不少的手數、而且客人想買的東西也不能十分見着、倘若遇着沒有誠心要買的人、就難着足到店裏來、因爲這種關係、往々能減去一半賣項。反之若是陳列式店舖、則沒有這種毛病、隨便可以出入、即無誠意購買的人、也能到店裏來、閱覽商品、見了商品、就引起他的購買心、使他不得不買、故用此式、往々販賣項、便激增起來。陳列式不但只使用於零售商店即躉賣店用之亦屬於必要極便利之事也。

陳列方法 陳列場是爲給客人擺商品看的地方、應當有如次注意之必要。

るもので、非常に手數がかゝり、客の欲しいと思ふものも十分見せられなかつたり、又客の方でも是非買ひたいといふ強い意思がないと店内に入りにくいから、その爲に賣上高を減することが多い。之に反し陳列式店舖ならば氣樂に入りが出来るから、別に買ふ意思がなくとも店内に入り、陳列してある商品を見て購買心を起し、つひ買ふようになるから非常に賣高を増加せしめる。故に陳列式は小賣商店に限らず卸賣商店に取つても極めて必要且つ便利である。

陳列方法 陳列は客に商品を見せるのが目的であるから、次のような注意が必要である。

一 店裏左右及中央地方須設備陳列架・陳列櫃、不獨要客人能自由自在的觀覽商品、且須能使客人隨々便々の、拿在手裏仔細玩弄始爲合適。

二 須將商品分類擺在便易選擇的地方。

三 帳台務設於能十分看得清楚而不使客厭惡的地方、絕不可設於中央或正面、作監視客人的態度。

四 商品已經說過是不可亂雜、須要整頓、然而若見過於規矩的時候、就好像使人不準亂動手的樣子、亦不可行。

一 店內の左右及び中央に陳列棚陳列臺等を設け、自由自在に商品が見えるのみならず、手に取つて見ることが出来るようにしなければならぬ。

二 商品を選択し易いように分類しておかねばならぬ。

三 客が氣兼ねなく十分ゆつくり見られるように、勸定場は中央又は正面をさけ、客を監視するような態度を見せてはならぬ。

四 商品は亂雑に置いてはいけませんが、あまりキチンとして手に取つてはならないように見えてもいけない。

五 在商品上須一々置以價目牌、附以綜合他的特徵的說明單、即不一々の詢問店員、只看價目。商品的特徵、就可明瞭、誠是陳列場的長處、所以客人一看、愛買的則買、不愛買之時、亦得隨意出入、故陳列式可以廣招顧客增加販賣的量數。

販賣員應具有的常識、特別注意之點、示之如下。

一 商品的知識 也與進入係同樣、販賣員亦應有準備商品知識的必要、如商品的特徵・品質・

五 商品には一々値段書を附し、その特徴を簡單に説明した説明カードを附しておかねばならぬ。一々店員に聞かなくとも値段や商品の特徴が分るので、陳列式の長所で、この爲に客は氣に入つたものがあるれば買ひ、なければ買はないで自由に出入りができるから、陳列式は多くの客を呼集めて販賣高を増加せしめることができるのである。

販賣員の心得として特に注意すべき點を次に示さう。

一 商品の知識 仕入係と同様に、販賣員も十分に商品の知識を備えていて、必要に応じて商品の特

用法・價額・類似品等、務使客人能容納的那樣親切丁寧的加以說明、喚起客人的購買心、以達到販賣之目的。往々見若一些店員、因爲對於商品知識不充分的緣故、只說一套、品質怎樣好・價錢怎樣低廉・怎樣耐久耐用、雖然也可以敷衍過去、但要收攬顧客、更須把他的優點・爲什麼要賤的原因、以及爲什麼能耐久・種々根由、詳細說與客人知道、使客人十分滿意纔好。

二 顧客的研究 判別客人性質之外、並且還要應合小孩・少

微品質用法價額類似品等について客が納得する  
ように親切丁寧に説明し、購買心を喚起して販賣の  
目的を達しなければならぬ。多くの販賣員は商品の  
知識が不十分な爲に、單にこの品は上等であると  
か、低廉であるとか、耐久力があるとか説明するだけ  
であるが、それだけでは不十分で、更にどういふ點が  
優れているか、どういふ譯で低廉であるか、どういふ譯  
で耐久力が強いかといふようなことまで説明しなけ  
れば、十分に客に満足を與へることが出来ない。

二 顧客の研究 客はその性質による外、子供少年青年壯年老年等の年齢により、男女の別により、

年・青年・壯年・老年之年齡・男女之別・都市村莊的人・地方・職業・階級・貧富及其他各異的趣味嗜好、研究以待遇法・販賣法方好。

三 待遇顧客最可注意的、是給顧客一種快感和滿足。爲之販賣員的容態服裝都要特別注意、頭髮・身體常要美麗潔淨、須避免輕薄特色的服裝、務要穿清潔無塵的、振起活潑的精神、以暢適柔和的心意、用懇切丁寧之語調、接待客人。但若亂獻諂媚、即現出輕薄態度、故對於自己的地位亦須要謹慎。

都市・田舎により、地方により、職業により、階級により、貧富その他により、それぞれ趣味や嗜好を異にするから、それに應じた待遇法や販賣法を考へなければならぬ。

三 顧客の待遇に就いて最も注意すべきことは客に快感と満足を與へることである。その爲には容姿や服装に注意し、頭髮・身體等も常に綺麗にし、輕薄に見えないように、服装も華美なものをさけて清楚なものを用ひ、快活な精神と氣持よき愛嬌と親切丁寧な辭禮と溫容とを以て客に接しなければならぬ。しかし徒らに媚び諂ふのは輕薄に見え、自分の品位を

再是由顧客的種類不得有差別之待遇。即上流客與下流客、貧者與富者、多買貨者與少買一點貨者、主顧與不常來買的、開通陸的與實貨的、朋友・知己以及其他的、都要不分區別、須按一定相當的敬意待遇之。待遇越無差別、越能使客愉快、假使現在有一位客人、他不是特意來買貨品、是來遊覽或觀覽商品的、像這種人不獨認爲將來能做我們的主顧、並且這種客人、他的宣傳力、恐怕比廣告的力量還要偉大、所以待遇這種客人萬不可因他不照顧就非薄藐視他爲要。

おとすから慎しまねばならぬ。

又客の種類により待遇に差別を設けてはならぬ。即ち上流の客と下流の客と、貧者と富者と、澤山な買物客と僅かな買物客と、常得意とそうでないものと、ヒヤカシ客と買物客と、友人・知己とその他のものとの區別せず、凡て一樣に相當の敬意を以て接しなければならぬ。待遇に區別をつけられるほど客にとつて不愉快なことがなく、今はたとえ客でなくとも將來有望な客となることがあるばかりでなく、是等の客が他に宣傳する廣告の力が實に偉大であることを考へるならば、決して疎かにしてはならぬことが

わか  
る。

四 競争者の調査 調査販賣  
同種或類似商品之商店、探其販  
賣方法・代價・賣處等、探其長  
處、以補自己的短處、亦係對於  
改良進歩上必要之事也。

包裝紙和發送 零售商店所販  
賣的小量商品、可在欄櫃上交與  
客人、若是多少大一點的商品、最  
好送到客人的家裏。送去之時、不  
獨使客人少麻煩、又能使客人生  
快感、而客人之住址・姓名・職業  
及其他一切之事、亦得聯帶而探  
知之、故於將來營業上的利益、

四 競争者の調査 同種又は類似の商品を販  
賣する商店を調べて、その販賣方法・代價・仕入先等  
を知ることがは自店の短所を補ひ他店の長所を探り、  
改良進歩を圖る上に於て極めて必要なことである。  
包裝紙と配達 小賣商店が販賣する商品は小  
量のもの、は店頭で客に渡し、稍大量のものは客の自  
宅へ配達するがよい。配達するときは客に便利で好感  
が得られるばかりでなく、客の住所氏名職業その他  
の事まで知られるから、將來の營業上利益する處が  
少くない、又賣渡商品は新聞紙などよりも特別の

關係非常重大。再是賣却的商品、用如新聞紙的雜紙包裹、不如用以特別意匠、施以體裁優異之廣告包裝紙包裹之、方爲恰當。

賣價之酌定法 賣價須將買入代價・運費・車力錢・保險費等之總賣費用和廣告費・損失商品・有剩貨的可能減價等之販賣費用以及其他之一般營業費用並相當的利益加算一起而後酌定之。所謂一般費用者乃店員之薪金・稅錢等以及不能直接在商品上酌定的費用的意思。所以那一般費用是按照貨物分課誠屬困難、故須在普通商之價格上、按分課定。但若是競爭特別激烈的商品・賣

意匠と廣告とを施した體裁のよい包裝紙で包裝して渡した方がよい。

賣價の定め方 賣價は買入代金に運賃車力賃保險料等の仕入費用と、廣告費・傷物・賣殘品の見積減價等の販賣費用と、その他の一般營業費用の割當額とに、相當の利益を加算して定めなければならぬ。一般營業費用とは店員の給料・税金等及び特にその商品にのみ係る費用とは定められない費用のことであるから、普通商品の價額に按分して割り當てる。但し特別競争の甚しい商品とか、賣れ足の早い商品とか、自店の特賣

項很快的商品、或自店的特賣品、賤賣的商品、不必照此原則、特別的定賣價、此亦不待言矣。

實價和虛價 現在各地方的零售商店也是以虛價當做惟一的商畧、元來的意思是以爲客人若爭價的時候、即給減去幾成、若不爭的時候、照虛價賣出的方法、然而到底不是誠實商人所應用的方法、因此不但得罪客人、使他不滿意、反惹起反感、且因計較、損失不少時間、不論在怎樣鄉下的地方、於現代是不適用的方法、故虛價應可廢止、使用實價爲可、倘若遇着帶着從前習氣的客人、硬要打價的時候、應以烟卷或郵票與之、務使他十分了。

品とか、見切品とかは此の原則によらず特別の賣價を定めることはいふまでもない。

正札と掛値 今でも地方の小賣商店では掛値を

ひとつしりやう、一の商略としてゐるものもあるが、元來掛値は客が

値切れば値引し、値切らなければそのまま賣るといふ

方法で、到底誠實なる商人の用ひるべき方法でなく、

これによつて客の満足を得ないのみか、反感を抱かじめ、

又取引に時間を要し、如何に地方の田舎でも、現代に

は適しない方法であるから、掛値は斷然廢して正札

を用ひ、値切らなければ承知できない客に對しては、

煙草や切手のような簡便な現代式取引方法を十

解簡便現代式的交易方法爲可。

退換亦或交換須預定一定之方針、如極端的要求、不得不謝絕、然而在相當之期日內、未曾污損之退貨、或請求交換之時、須以立即承諾。

普通客人凡求退貨或交換、出於那商品不滿於客人之意、故即商店則多少受點損失、吃些虧、亦得忍耐、當時應承、與客人以好意、則一來可維持自店的名聲、二來可於將來營業上亦能得莫大之利。

特賣是或爲廣告新到貨或爲銷售剩品、以及爲開市、爲利用春

分會得せしめるよう努めなければならぬ。

返品又は取換については一定の方針を定めておいて、極端な要求は斷る外はないが、相當の期日內に、汚損しないもの、返品又は取換を請求されたときは快よく承諾する方がよい。

普通に返品又は取換を求めるといふのは、客がその商品が氣に入らない爲であるから、多少の損失迷惑を忍んでも客に好意を與へる方が自店の評判をよくし、將來の營業上益する處が多い。

賣出とは新品廣告の爲とか、殘品賣捌の爲とか、又は開店とか、春秋、中元、歲暮等商品販賣の好機を利

秋・中元・年末等之販賣商品之好機會、引以爲賣項加增策或爲爲做廣告的方法而用之、故務要羅集多數客人、務要多賣、因而店內、須以美麗的旗幟飾之、傳單須置以適當地方以廣告世人、聚集客人的新奇方法不外乎或出彩抽籤、或特別大減價或添以贈品、或以特別大意提供大減價品、或贈以演劇招待券・遊覽券、以利用客人的好奇心和利慾心、務誘起客人的購買心始已、故特意短縮其期間、或於其期間中制限時間人數、以使客人意思在這出賣期內購買有非常利益、纔有很大的效果。從來我看特賣大半

一六〇

用して、販賣増加策としてか又は廣告の爲に用ひられる方法で、従つて出来るだけ多くの客を集め、出来るだけ澤山の商品賣るのが目的であるから店頭店內は美しく飾り立て、引札その他適當の方法を用ひて廣く世間に廣告し、客寄策としては新奇な方法を用ひ、福袋を出すとが、景品を添えるとか、思切つて特價品を提供するとか、演劇招待券遊覽券を呈するとか客の好奇心と利慾の念とを利用して購買心を誘起せねばならぬから、その期間は短くし、又期間中でも、時間とか人數とかに制限を設けて、その賣出中に購買すると非常に有利なように思はしめねば効果が

以春秋・中元・年末等爲常例、用普通的方法行之、沒有很大的效果、然而只要方法巧妙、不僅在上記之期日可行、即用大減價特賣・新品特賣・紀念特賣・酬謝主顧特賣等方法、則增加賣項上或商店之廣告上、亦能獲相當之效果。

すくな。少い。從來賣出は春秋・中元・歲暮等に、常例として平凡な方法で行はれ、あまり効果が認められなかつたが、方法さへ巧妙であれば右の期節に限らず、見切りひんちりだししんぴんちりだしきねんちりだししゃおんちりだしとうしよ切品賣出・新品賣出・紀念賣出・謝恩賣出等諸種の方法を用ひて、販賣の増加に、商店の廣告に、相當の成果をあげられものである。

前

滿鐵教育研究所主幹  
旅順第二中學校校長

飯河道雄先生編譯

定價國幣九角  
郵費同六分

# 增補 對譯 日語會話寶典

破天荒

之快著

滿日間

之關鍵

增補

卷首新添第一編發音篇二十五頁、第二編會話基礎篇五十餘頁以供初學之便

本書是專供中滿二國人士、便於自己學習日本語會話而編纂的。△本書的第一特色著者不惜餘力、多方羅集日滿華三國人之間日常所最常用使用的辭句做會話材料。

但至於實際上的會話則著者已另有別冊「對譯實際會話」所以本書不特備載。△第二特色凡於每課終了之後、又以「類語」之名、添註於其題目有關聯的多數要言、這是在其他書籍中鮮見之列、並可以說是本書首創的試作。第三特色 本書的譯語全用北平話、這是因為本書一方面又可以給日本人作滿華國語研究使用的緣故。第四特色 注意單語篇的分類法、且蒐集很多日常所最常用的辭句語言。讀者諸君若關於本書疑問疑義、著者必樂為答覆。

書名		改正定價	郵費	書名		改正定價	郵費
圓	角分	圓	角分	圓	角分	圓	角分
對譯	日本語與其特質	一九〇	一六	對譯	日本語教科書上冊	一	一四
標準	日語講義錄第一號	壹貳〇	一六	對譯	日本語教科書上冊	一	一四
同	第二號	一六〇	一六	對譯	日本語教科書中冊	一	一四
袖珍	日語辭典	一六〇	一四	對譯	新體日語讀本卷一(入門篇)	一	一四
五十音版	日華大辭典珍貴版	參八〇	貳〇	對譯	新體日語讀本卷二(入門篇)	一	一四
五十音版	日華大辭典廉價版	壹五〇	壹貳	同	卷二(口語體篇)	一	一四
漢字索引	日語華譯大辭典	壹壹〇	一八	對譯	速修日本語讀本	一	一六
標準	日語發音掛圖	四五〇	五〇	對譯	初等日本語讀本合本	壹七〇	壹〇
標準	日語發音圖解	一六〇	一四	同	分冊 第一・第二・第三	各四〇	各四
對初小學校	日本語教科書上冊	一壹〇	一貳	詳註	中等日本語讀本卷一・卷二	各五〇	各四
同	下冊	一壹〇	一貳	詳註	高等日本語讀本卷一	一六〇	一四
對高小學校	日語讀本卷一(入門篇)	一壹貳	一貳	詳註	現代日本文範全	一六〇	一四
同	卷二(會話體篇)	一壹八	一貳	對註	趣味讀物第一集	一壹八	一四

書名		改正定價	郵費	書名		改正定價	郵費
		圓	角分			圓	角分
詳註譯	日語歷史讀本	一四〇	一四	對譯	大眾日語會話	一四〇	一四
詳註譯	日語地理讀本	一四〇	一四	詳註譯	國際會話	一四〇	一四
對譯	日本新聞文讀本	一六〇	一四	詳註譯	日滿實際禮法與會話	一五〇	一四
對譯	日本商業實務讀本	一八〇	一四	對譯	日本語法易解	壹七〇	壹貳
對譯	日本法制讀本	一六〇	一四	對譯	簡明日本語法讀本	一六〇	一四
詳註譯	日本普通尺牘	一八〇	一六	詳註譯	康德新詞典	一八〇	一八
詳註譯	伊索寓言	一貳五	一貳	初級學校級	國文教科書註解	一貳五	一貳
詳註譯	日本童話集	一參〇	一貳	對照文	康德小學模範尺牘	一壹八	一貳
詳註譯	日本尋常國語讀本卷一	一貳〇	一貳		康德民衆書信	一壹八	一貳
片假書	同	一貳五	一貳		中國現代小說選	一五〇	一八
片假書	同	一貳八	一貳		世界著名小說選	一五〇	一八
增補	日語會話寶典	一九〇	一六		中國現代小品散文集	一六〇	一六
京註	速修日語會話	一五〇	一四		大滿洲帝國概圖	一五〇	一四

飯河道雄監修·東方印書館編譯所編纂

# 五十篇索引 白華大辭典

## 輝光不滅！

## 理想的辭典

四六判一千餘頁之巨編！！



奉贈內容樣本

(這是珍貴版之縮圖)

珍貴版

定價參元八角  
郵費 貳角

廉價版

定價壹元五角  
郵費壹角貳分

### 內容

包有一切應用文字·重要單語·及流行之外來語·專門科學用語等。且將有關之成語·熟語·格言等，亦並列於單語之下，俾便於會話，作文之參考。外來語與專門語均附有原文，以便於引證。此外，尚註明文法之活用與變化，語程及語尾之區別記號等。總之，本書包羅萬象，註解詳明，洵為空前之巨著也。

### 索引

本書內附有飯河道雄先生編創之「五十篇索引表」，在檢字時，非常便利敏捷，既省時間，又免錯誤。

### 裝釘

珍貴版紙用上等紙張裝釘，形式美觀玲瓏，既壯於觀瞻，又便於攜帶。廉價版書背布裝紙裝釘，兩者內容均相等。

昭和十一年十一月五月初版發行  
昭和十二年八月二十日第二版發行

詳註 日本商業實務讀本 全

定價 八角  
郵費 四分

翻印必究

發售處

奉天商埠地十一緯路第一一七號  
飯道雄  
編纂者兼發行者  
印刷者

奉天商埠地十一緯路第一一七號  
東方文化會

奉天商埠地十一緯路第一一七號  
東方印書館  
專售東方文化會  
出版圖書

奉天商埠地十一緯路第一一七號  
東方印書館編譯所  
奉天商埠地十一緯路第一一九號  
東方印書館印刷所

振替(轉賬)奉天七〇六番  
電話二一三二二番

東方印書館印刷所行

